

第三次 登米市総合計画

TOME CITY

令和7年12月

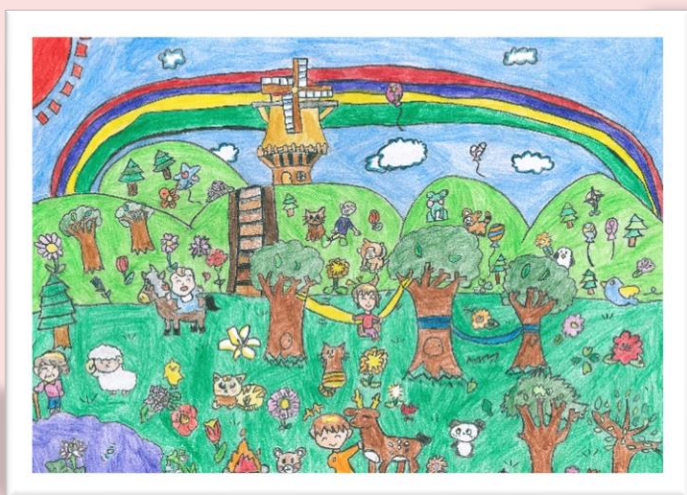
登米市



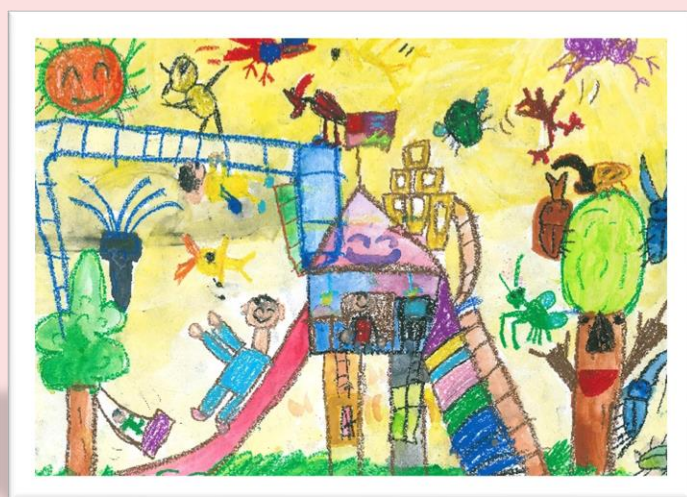
10年後の登米市のまち

絵画コンクール

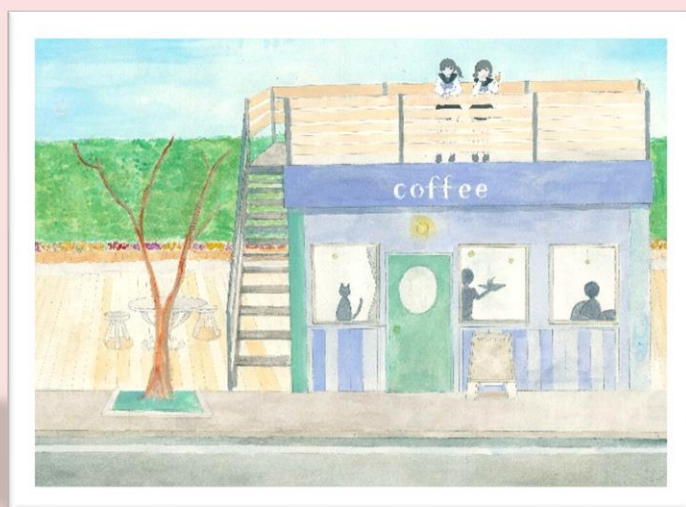
市内の小中学生が、『自分たちの住む登米市が将来こんなまちになったらいいな』という思いを自由な発想で描きました。



【小学校高学年の部】最優秀賞
「自然いっぱい登米市のまち」
遠藤 穂乃香 さん(豊里小学校)



【小学校低学年の部】最優秀賞
「しぜんがいっぱいのとめし」
林 大翔 さん(津山小学校)



【中学校の部】最優秀賞
「10年後の登米市のまち」
安藤 心花 さん(米山中学校)

※学校名および学年は、絵画コンクールを実施した令和6年度時点のもの。

「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現に向けて



本市は、平成17年4月の合併により誕生し、20年という大きな節目を迎えました。平成18年3月には本市として初めての登米市総合計画を策定するとともに、平成27年12月には第二次登米市総合計画を策定し、「協働による登米市の持続的な発展」を基本理念として、各種施策に取り組んでまいりました。

その間、東日本大震災をはじめ、新型コロナウイルス感染症の流行など、社会全体が大きな変化と困難に直面する時代を歩み、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しました。

人口減少と少子高齢化が進む中、財政状況は厳しさを増すとともに、大規模自然災害の発生や長期化する物価高騰など、さまざまな課題への対応が求められています。

また、価値観や生活スタイルが多様化し、地域のつながりの希薄化や担い手不足など、地域社会が抱える課題も一層顕在化しています。

さらに、市民ニーズはより多様で高度なものとなっており、市民と行政が連携して取り組む協働のまちづくりの重要性が一段と高まっている状況です。

これらの状況を踏まえ、引き続き、基本理念として「協働による登米市の持続的な発展」を掲げ、今後10年間を見据えたまちづくりの方向性を示す「第三次登米市総合計画」を策定しました。

本市がこれまで積み重ねてきた歩みを大切に、未来につなぐ持続可能なまちづくりを進め、将来像である「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現を目指すとともに、「市民生活第一主義」をモットーに、心身ともにゆとりと誇りを感じられ、夢のある登米市づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご審議をいただきました総合計画審議会委員並びに市議会議員をはじめ、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

登米市長 熊谷 康信

目次

第1編 序論	1
1 計画策定に当たって	2
(1) 総合計画とは	2
(2) 計画策定の趣旨	2
(3) 計画策定の視点	3
(4) 計画の構成と期間	4
(5) 基本計画とSDGs	5
2 登米市の概況	6
(1) 位置と地勢	6
(2) 人口と世帯数	7
(3) 就業構造	8
(4) 交通網	9
3 計画策定の背景	10
(1) 登米市を取り巻く情勢	10
第2編 基本構想	13
1 基本理念	14
2 将来像	14
3 将来人口	15
4 土地利用	16
(1) 土地利用の基本的な考え方	16
(2) 地域特性によるエリアごとの方向性	16
5 政策の大綱	18
I 自然と共生し安全・安心で穏やかに心やすらぐまちづくり	18
II 生き生きと人々が集い活力のあるにぎわうまちづくり	19
III ともに寄り添い、未来へつながるまちづくり	19
6 計画の体系	20
第3編 基本計画	23
基本政策 I 自然と共生し安全・安心で穏やかに心やすらぐまちづくり	24
政策の分野1 防災・安全	24
個別政策 I-1-1 防災・減災対策の推進	24
個別政策 I-1-2 防犯・交通安全対策の推進	28
政策の分野2 健康・医療	30
個別政策 I-2-1 健康づくりの推進	30
個別政策 I-2-2 地域医療の確保と救急体制の充実	32

政策の分野3 福祉・生活	36
個別政策Ⅰ-3-1 福祉の充実と権利擁護の推進	36
個別政策Ⅰ-3-2 生活支援の充実	40
政策の分野4 社会インフラ・環境	42
個別政策Ⅰ-4-1 社会基盤の充実	42
個別政策Ⅰ-4-2 環境保全とゼロカーボンシティ・循環型社会形成の推進	46
基本政策Ⅱ 生き生きと人々が集い活力のあるにぎわうまちづくり	50
政策の分野1 産業	50
個別政策Ⅱ-1-1 農林業の振興（1）農業分野	50
個別政策Ⅱ-1-1 農林業の振興（2）林業分野	54
個別政策Ⅱ-1-2 商工業の振興	56
個別政策Ⅱ-1-3 観光物産の振興	58
個別政策Ⅱ-1-4 起業支援・企業誘致の推進と雇用の創出	60
政策の分野2 移住定住	62
個別政策Ⅱ-2-1 移住定住の推進と居住環境の確保	62
政策の分野3 生涯学習・スポーツ	66
個別政策Ⅱ-3-1 生涯学習の推進	66
個別政策Ⅱ-3-2 スポーツ活動の推進	68
基本政策Ⅲ とともに寄り添い、未来へつながるまちづくり	70
政策の分野1 こども	70
個別政策Ⅲ-1-1 子育て支援の充実	70
個別政策Ⅲ-1-2 学校教育の充実	72
政策の分野2 市民協働・男女共同参画	76
個別政策Ⅲ-2-1 市民協働・男女共同参画社会の推進	76
政策の分野3 文化・交流	80
個別政策Ⅲ-3-1 文化財の保護と文化・芸術活動の推進	80
個別政策Ⅲ-3-2 国際交流・地域間交流の推進	82
政策の分野4 行財政運営	84
個別政策Ⅲ-4-1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	84
個別政策Ⅲ-4-2 効率的な行財政運営の推進	86

第4編 最重要プロジェクト 91

1 位置づけ	92
2 基本方向	92
3 人口減少対策の主な取組	93
(1) 人口減少幅を緩やかにするデザイン	93
(2) だれもが暮らしやすいまちをデザイン	95

資料編 97

登米市のプロフィール

市章



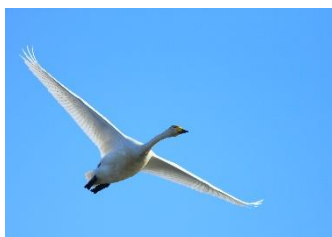
デザインは、登米市の頭文字、ひらがなの『と』をモチーフにデザイン化をしています。「水・緑・太陽」「豊かな実り」「元気な市民」をイメージするとともに、未来に向かって飛翔・発展する登米市、登米市民を力強く表現しています。

登米市の花鳥木



市の花「さくら」

「さくら」は、公園、学校、寺社など、登米市内いたるところで見られ、名所も多く、春を告げる花として、世代を超えて親しまれていることから、「さくら」を市の花としたものです。



市の鳥「はくちょう」

「はくちょう」は、伊豆沼をはじめ、登米市内各地に飛来し、冬の使者として、また、家族や仲間の絆を大切にする鳥としても知られており、登米市の自然・環境保護の象徴として、「はくちょう」を市の鳥としたものです。



市の木「すぎ」

「すぎ」は、里山や寺社、いぐねなど、身近に生育し、地域産材として広く知られており、まっすぐ伸びる姿を登米市の発展に重ね合わせ、「すぎ」を市の木としたものです。

登米市民憲章

わたしたちは、豊かな自然環境に恵まれた水の里をいつまでも愛し、ふるさとの誇れる歴史と伝統文化を受け継ぎながら、世界に羽ばたく住みよい登米市をみんなで作るために、この憲章を定めます。

1. わたしたちは、夢や希望を持ち、生き生きとしたまちをつくります。
1. わたしたちは、健康で働き、豊かなまちをつくります。
1. わたしたちは、スポーツや文化に親しみ、明るいまちをつくります。

登米市民歌

作詞／松尾 江里也 作曲／松長 誠 編曲／小山 和彦

1

そよぐ稲穂は しあわせ色だ
豊かな水は 夢色だ
はくちょう飛び来る 絆の里に
咲くは桜か 歓びか
ああ 登米市に安らぐ 笑顔あり
ああ 登米市に安らぐ 笑顔あり

2

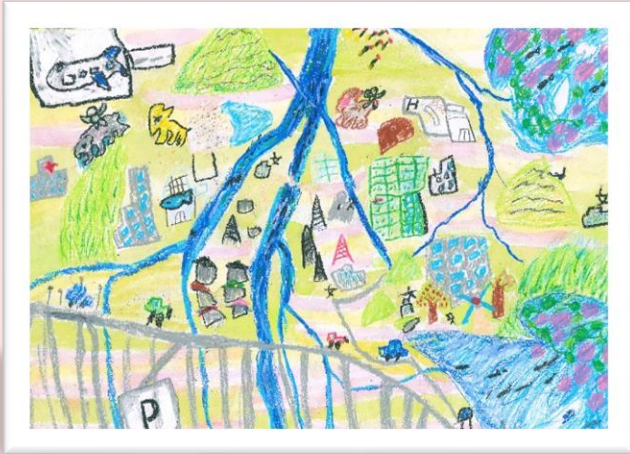
きょうの暮らしも 礎みれば
気高い歴史 あってこそ
進歩を楽しみ 古きに学び
てて手とりあう 町文化
ああ 登米市にゆかしき 浪漫あり
ああ 登米市にゆかしき 浪漫あり

3

明日にまっすぐ 理想を伸ばす
手本のような 杉木立
いのちを尊び 山河に抱かれ
愛が漲る わが郷土
ああ 登米市に未来の 息吹あり
ああ 登米市に未来の 息吹あり

10年後の登米市のまち

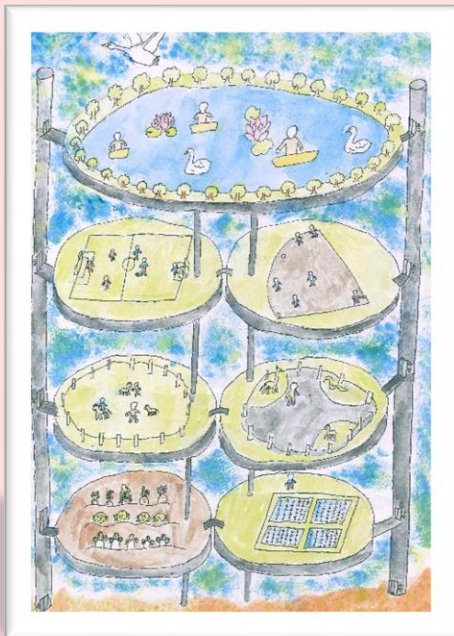
絵画コンクール



【小学校低学年の部】優秀賞
「社会と自然も平和」
後藤 健汰 さん(北方小学校)



【小学校低学年の部】優秀賞
「北上川公園」
深澤 和 さん(米谷小学校)



【小学校高学年の部】優秀賞
「未来の登米市」
佐藤 隆信 さん(南方小学校)



【小学校高学年の部】優秀賞
「登米市の景色をまるごとたんのう!!」
千葉 こはる さん(東郷小学校)



【中学校の部】優秀賞
「車いすの人も働ける町」
木村 未来 さん(米山中学校)

※学校名および学年は、絵画コンクールを実施した令和6年度時点のもの。

第1編 序論



1

計画策定に当たって

(1) 総合計画とは

総合計画は、まちづくりのあらゆる分野を網羅し、将来に向けて目指すまちの姿と進むべき基本的な方向性を示すもので、総合的かつ計画的な市政運営を図るために策定する本市の最上位計画です。

また、この計画は、市民、地域、事業者、団体、行政といった様々な地域社会の担い手が、本市の目指すまちづくりの方向性を共有し、同じ方向を向いて協働のまちづくりを進めていくための道標としての役割を担うものです。

(2) 計画策定の趣旨

本市は、平成17年4月に登米郡8町(迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町)と本吉郡津山町の合併によって誕生しました。

本市が誕生してから20年の間に、本市を取り巻く社会経済情勢は著しく変化しています。人口減少や少子高齢化が一層進展するとともに、生活を一変させた新型コロナウイルス感染症による地域経済の低迷など、多くの課題への対応が必要となっています。

近年における社会の変化は特に目まぐるしく、市民ニーズの多様化・高度化が一層進展しており、協働のまちづくりの重要性が増しています。

本市では、平成23年8月の地方自治法改正により、同法第2条第4項の規定に基づく市町村の基本構想策定義務の廃止後であっても、第二次登米市総合計画において、基本構想を本市の行政運営の長期的なビジョンとして、基本計画とともに設定してきたところです。

こうしたことを踏まえ、今後においても、引き続き基本構想と基本計画を示し、戦略的に推進していくことが、本市のまちづくりの推進には必要不可欠であると考えられることから、令和8年度以降、新たな中長期的な展望のもと目指すべきまちの将来像を描き、その実現に向けた目標を明確にするとともに、令和8年度からの10年間に本市が取り組むべき重要政策をまとめた「第三次登米市総合計画」を策定します。

(3) 計画策定の視点

計画策定の基本的な考え方は、次のとおりです。

◆ まちづくりの方向性を示す最上位計画

総合計画は、本市が目指す未来の姿と目標を明らかにし、まちづくりの方向性を示す最上位計画と位置付けます。

このため、各種個別計画の策定に当たっては、その方向性や施策について、総合計画と整合性を図りながら、策定することとします。

◆ 市民にわかりやすく、まちづくりの方向性が明確な計画

計画の構成や表現を工夫し、市民に親しみやすく、わかりやすい内容にするとともに、市民の視点に立った計画づくりを行います。

◆ 社会背景を踏まえた今後のまちづくりが共有できる計画

変化の激しい現代社会において、時代の要請（脱炭素^{※1}、DX^{※2}等）を把握し、市民ニーズに的確に応えうる計画とします。

◆ SDGsの推進に向けた計画

世界的に2030年までの達成を目指しているSDGsを推進するため、カーボンニュートラル^{※3}をはじめとする17の目標と本市の取組を結び付け、SDGsの推進に向けた計画とします。

◆ 明確な進行管理が行える計画

指標等により各施策の成果を明確化し、基本計画等に設定した項目の成果や効果を的確に検証できるよう、行政評価制度を活用し、PDCAサイクル^{※4}による進行管理が行える計画とします。

◆ 効率的で実効性の高い計画

厳しい財政状況の中にあっても、目標達成に向けた着実な計画の実現を図るため、施策の選択と集中を行い、効率的で実効性の高い計画とします。

※1 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡を保つこと。

※2 「Digital Transformation」の略称で、デジタル技術を活用して、業務プロセスやサービス提供の仕組みを根本から変革し、住民満足度や生産性の向上を図る取り組みのこと。

※3 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。なお、温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なもの。

※4 計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）の4つのステップを循環させることで、業務や事業の継続的な改善を図る手法のこと。

(4) 計画の構成と期間

本計画は、目標年度を令和17年度とし、基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造で構成します。なお、基本計画に示した施策の実施に当たっては、それぞれ個別の計画等により、その具現化を図ります。

◆ 基本構想（令和8年度～令和17年度）

まちづくりの基本的な理念や、目指すべき将来像、まちづくりの基本方向などを示し、長期的な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを定めます。基本構想は、令和17年度を目標年次とします。

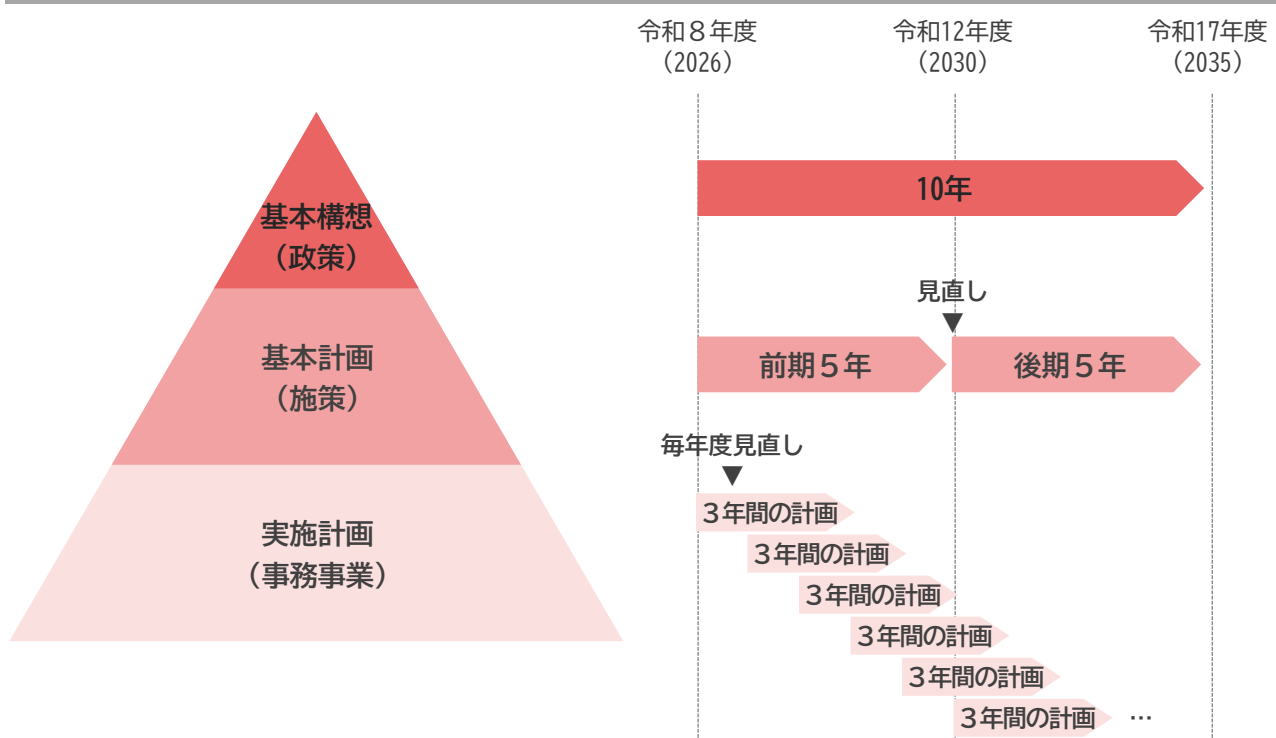
◆ 基本計画（令和8年度～令和17年度）

基本構想に掲げた目指すべき将来像を実現するための施策体系を示すもので、各施策の分野ごとに本市の現状と課題を踏まえた、今後の方向や主要施策等を定めます。基本計画は、令和17年度までの10年間を計画期間としますが、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、策定後5年をめぐりに必要に応じて見直しを行うことができるものとします。

◆ 実施計画（毎年度策定）

基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画で、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる事業計画を示すものです。基本構想や基本計画に示した将来ビジョンや施策は、行財政状況を勘案しながら、実施計画で事業として具体化されることとなります。実施計画は、第一次を令和8年度から令和10年度までの3年間の計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して、所要の補正を加えて見直すローリング方式により、毎年度3年間の実施計画を策定します。

総合計画の構成と期間



(5) 基本計画とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月国連で採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。

SDGsの考え方は、第三次登米市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「協働による登米市の持続的な発展」に合致していることから、基本計画にSDGsの多様な目標を取り入れるとともに、本市が抱える諸課題を解決するため、SDGsの達成に向けた取組を市民と連携しながら推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 目標2 飢餓をゼロに
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
- 目標7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
- 目標9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
- 目標10 国内および国家間の不平等を是正する
- 目標11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
- 目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
- 目標17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

2

登米市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県一関市に、西部は栗原市及び大崎市に、南部は石巻市及び涌谷町に、東部は気仙沼市及び南三陸町に接し、市域面積は536.09km²^{※5}で、県全体の7.36%を占める県内第5位の規模となります。

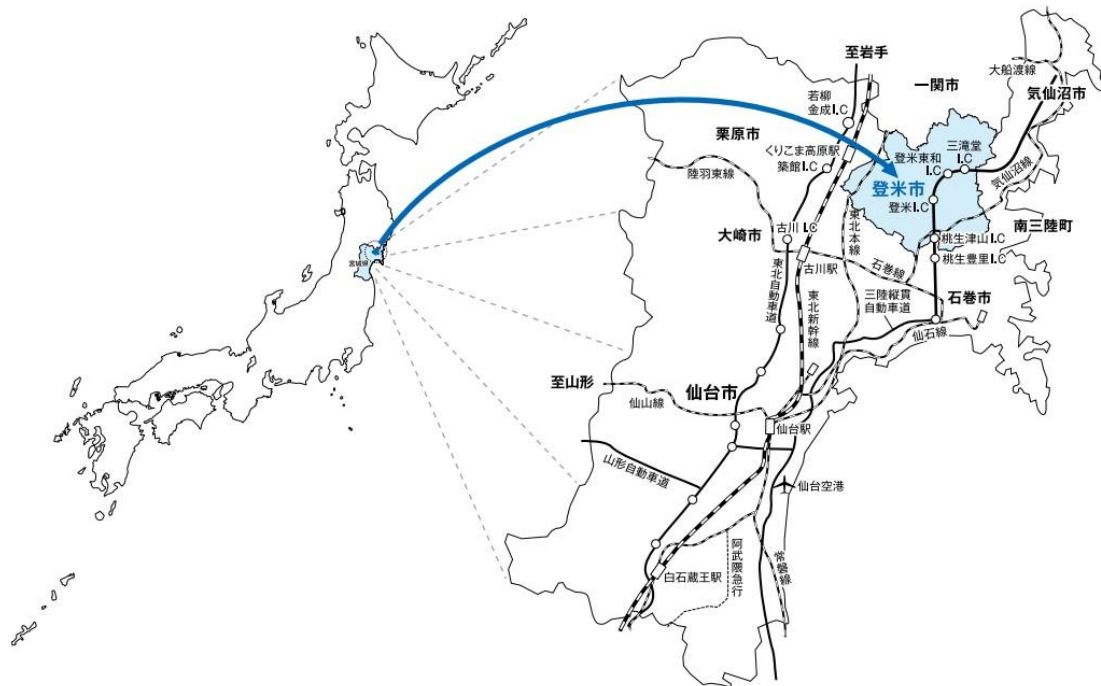
本市と主要周辺部との直線距離は、仙台市まで70km、大崎市まで25km、石巻市まで30km、一関市まで30kmです。

地勢は、西部が丘陵地帯、東部が山間地帯で、その間は広大で平たん肥沃な豊饒大地登米耕土を形成し、県内有数の穀倉地帯となっており、環境保全米発祥の地として、宮城米「ひとめぼれ」などの主産地となっています。また、全国でも有数の肉用牛生産地として有名な地域です。

河川は、迫川・夏川が本市のほぼ中央を北西から南東に貫流し、本市東側を北から南に流れる北上川と旧北上川を介して合流しており、農業用水や上水道の水源になっています。

また、本市北西部にはハクチョウやガンなどが飛来する伊豆沼・内沼をはじめ、長沼、南部には平筒沼など湖沼も多くあります。これらの湖沼及びその周辺地区においては、ラムサール条約^{※6}登録湿地や本市の自然環境保全条例の保全地域などがあり、自然環境保全の取組が行われています。

登米市の位置



※5 国土地理院が、令和6年12月に公表した令和6年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）による。

※6 国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。

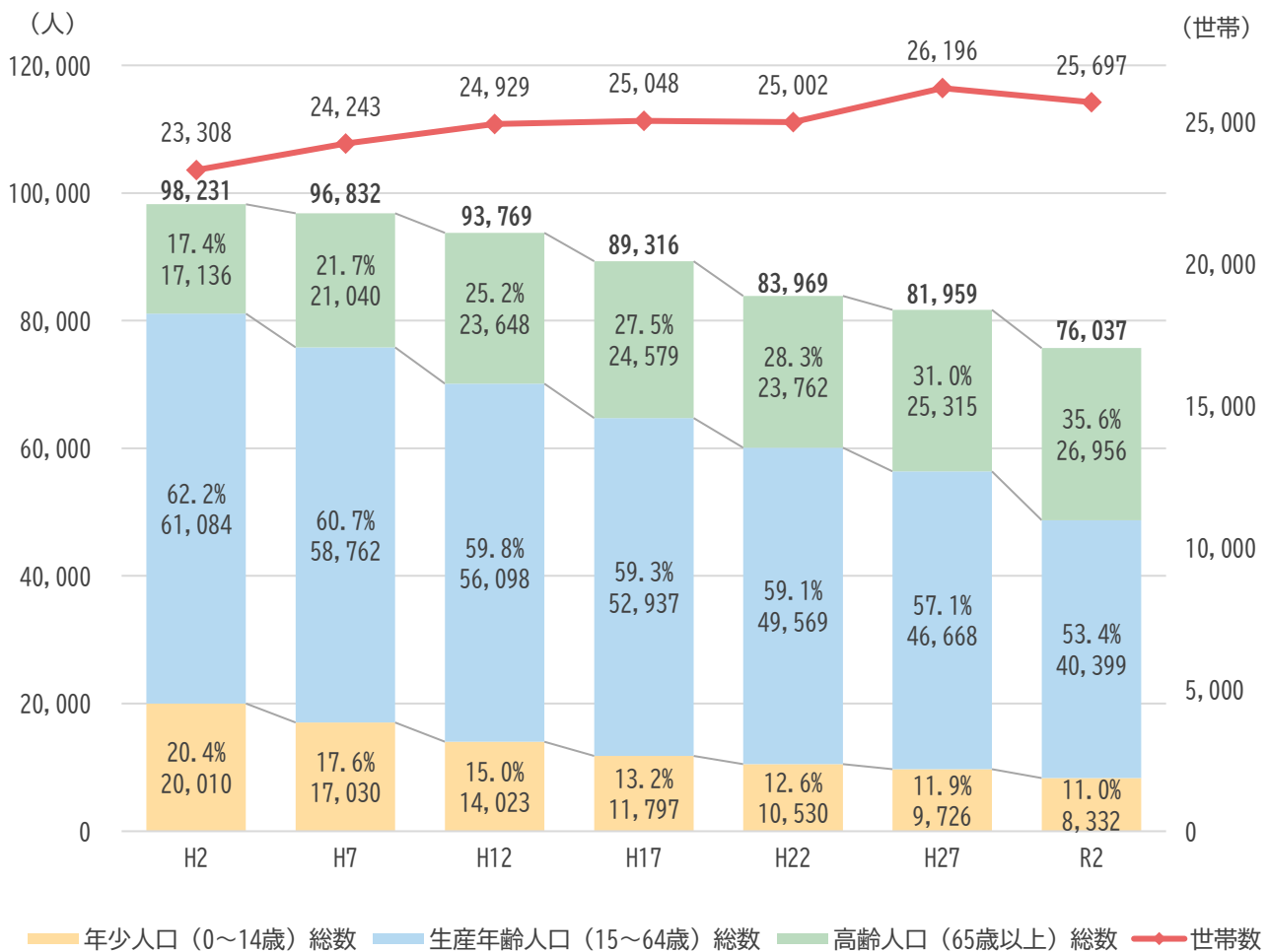
(2) 人口と世帯数

本市の人口は、令和2年国勢調査において76,037人で、平成17年国勢調査時より約15%減少しています。一方、世帯数は、令和2年国勢調査において25,697世帯で、最多だった平成27年からやや減少したものの、平成2年からの30年間では増加しています。

年齢3区分別人口は、平成2年から令和2年の30年間で、年少人口は20,010人から8,332人に、生産年齢人口も61,084人から40,399人にそれぞれ減少していますが、高齢人口は、17,136人から26,956人に増加しています。

人口は減少傾向にある一方で世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行しています。また、高齢人口の割合が21%を超えると超高齢社会といわれますが、本市においては、令和2年の時点で人口に占める65歳以上の人口割合は35.6%となっており、少子高齢化が確実に進み、超高齢社会にあります。

人口・世帯数の推移



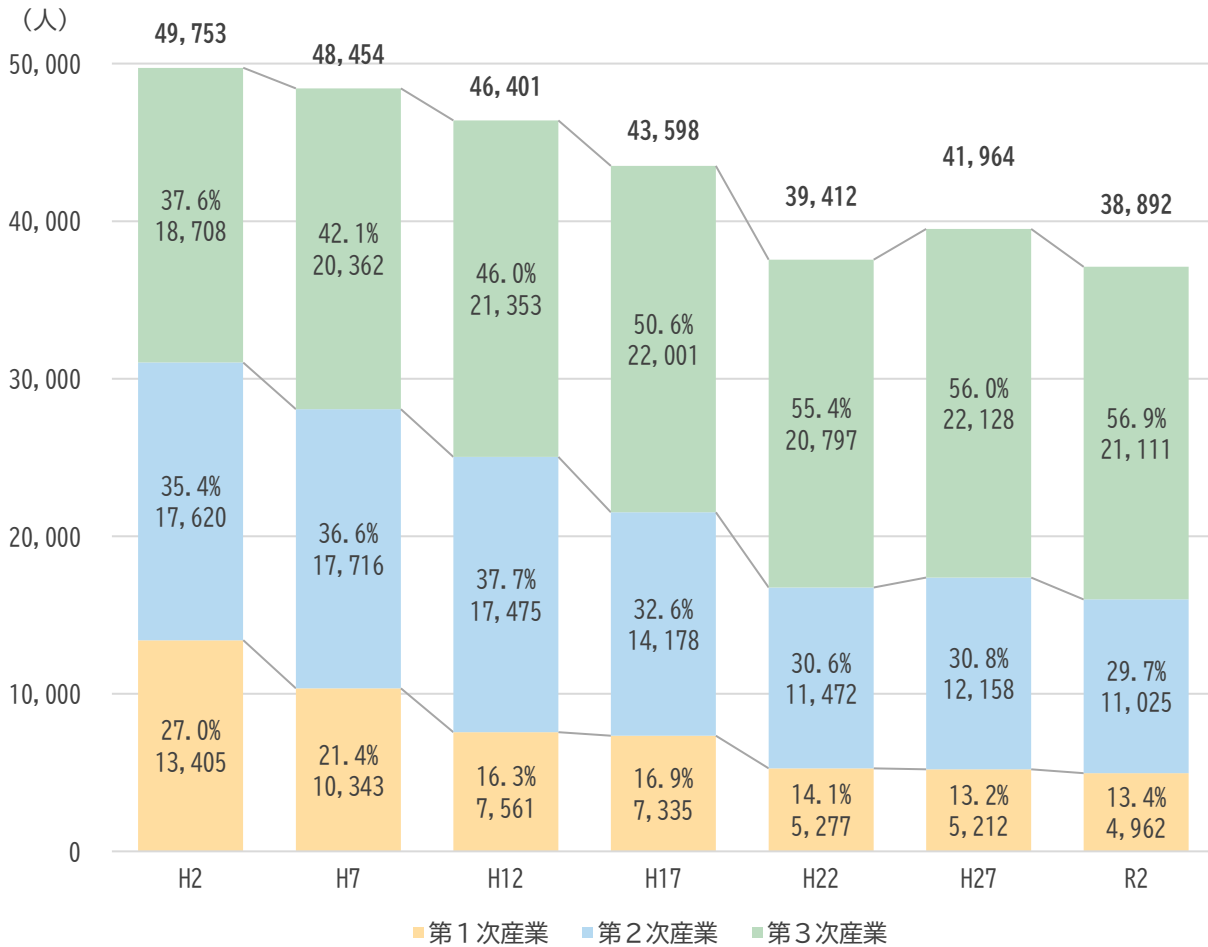
※ 人口の合計には、平成2年に1人、平成17年に3人、平成22年に108人、平成27年に250人、令和2年に350人の年齢不詳者を含めているため、各年の年齢3区分別人口の合計数値とは一致しない。

資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日現在）

(3) 就業構造

本市の産業別に見た就業者の動向は、商業などに従事する第3次産業の就業者が増加傾向にありますが、農林業などに従事する第1次産業と製造業などに従事する第2次産業の就業者が大きく減少しています。特に、本市の基幹産業である農業などに従事する第1次産業の就業者の減少は著しく、平成2年の13,405人から令和2年には4,962人となり、30年間で約63%減少しています。

産業別就業者数の推移



※ 就業者数の合計には、平成2年に20人、平成7年に33人、平成12年に12人、平成17年に84人、平成22年に1,866人、平成27年に2,466人、令和2年に1,794人の分類不能の産業を含めているため、各年の産業別就業者数の合計数値とは一致しない。

資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日現在）

(4) 交通網

道路網は、国道5路線、主要地方道8路線、一般県道15路線を骨格に形成されているほか、本市の西側に沿って東北地方の大動脈である東北縦貫自動車道が走り、市東部には三陸沿岸道路が南北に走っているなど、仙台港や仙台空港など仙台方面へのアクセスが良好です。

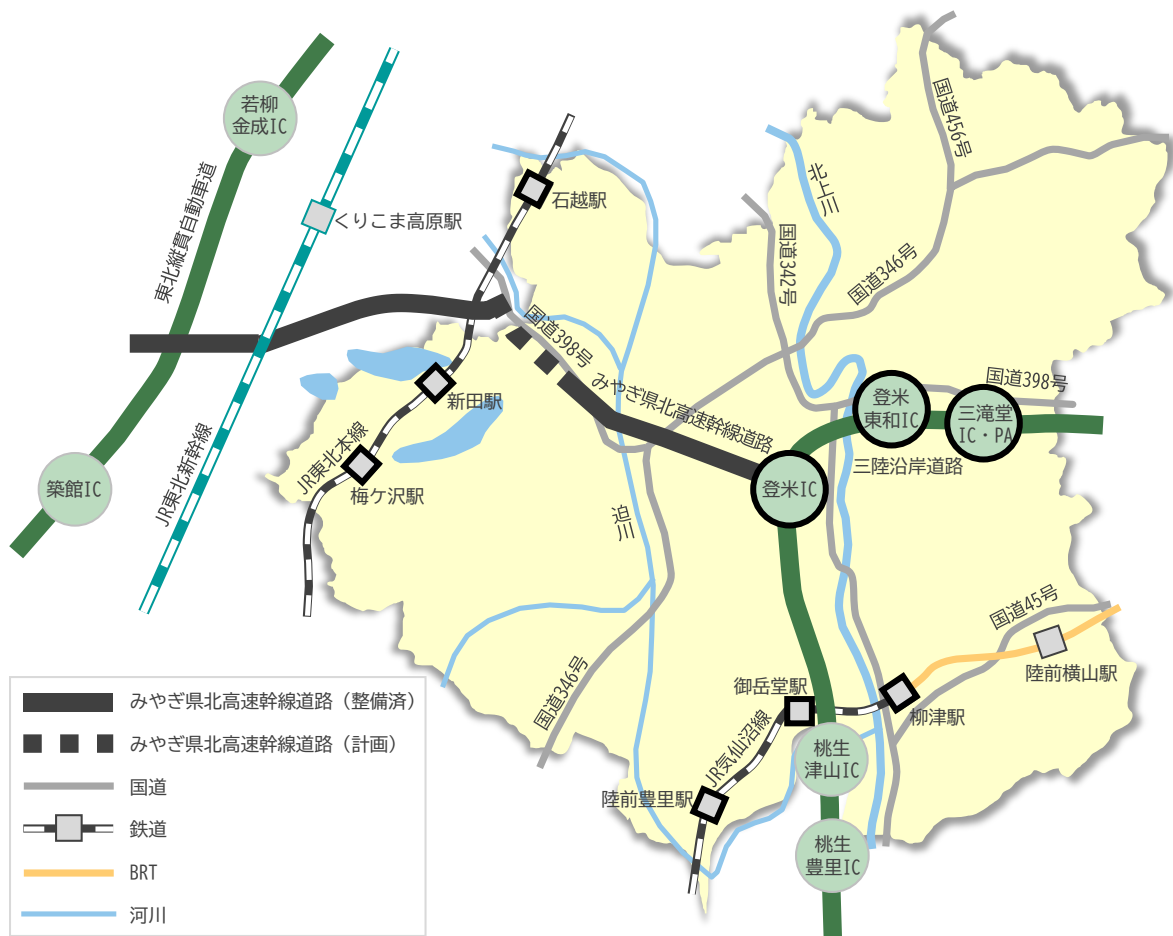
現在、市中心部を横断し、東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路については、三陸沿岸道路登米インターチェンジから迫町北方地区までの区間の整備が進み、東北縦貫自動車道や東北新幹線くりこま高原駅及び三陸沿岸道路までのアクセスが向上しています。

また、三陸沿岸道路については、インターチェンジが市内に3カ所あり、そのうち1カ所にはパーキングエリアが併設されています。

鉄道網は、JR東北本線3駅とJR気仙沼線3駅が設置されており、JR気仙沼線の一部区間では、東日本大震災後に導入されたBRT（バス高速輸送システム）が運行されています。

高速バス網は、仙台方面への高速バスの発着場が2カ所設置されています。

交通網の状況



※本図では、市内のインターチェンジ及び鉄道駅を視認しやすくするため、該当箇所を強調して表示している。

3

計画策定の背景

(1) 登米市を取り巻く情勢

◆ 人口減少、少子高齢化のさらなる進展

我が国では、人口減少、少子高齢化が急速に進展しており、令和2年の国勢調査において、約1億2,615万人と、平成17年に比べて約162万人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（令和5年推計）によると、総人口は、令和52年には令和2年の約7割にまで減少し、65歳以上の高齢人口は約4割を占めると推計されており、今後も人口減少、少子高齢化が一層進展していくことが見込まれています。

本市においても、合併した平成17年の国勢調査で、約8万9千人であった人口は、令和2年の国勢調査では約7万6千人となり、約1万3千人、割合にして約15%が減少しており、また出生数も年々減り続けています。国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（令和5年推計）では、本市の令和17年の人口は、約5万8千人になることが予測されています。

また、本市は転入者数を転出者数が上回る転出超過が続いており、特に15歳から24歳の年齢層において、進学や就職が要因と推測される人口流出が顕著な状況となっています。

人口構造も変化しており、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少している一方で、高齢人口（65歳以上）の割合は年々増え続けており、本市においても令和12年には高齢人口が4割を超えるという予測も示されています。

人口減少、少子高齢化が進むと、将来的な市税収入の減少につながり、財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されるとともに、地域防災力の低下や空き家などの増加による市街地のスポンジ化、農林業などの担い手不足など、その影響はいたるところに波及していくものと想定されています。

こうしたことから、今後は人口の減少幅を推計より緩やかにする取組と併せ、人口減少社会に対応した施策の実施により、持続可能なまちづくりが必要とされています。

◆ 安全・安心に対する意識の変化

近年、国内では大きな地震や集中豪雨などの大規模な自然災害が頻発しています。

犯罪に関しても、高齢者等を狙った特殊詐欺事件が急増するなど、日常生活における不安が高まっており、市民の安全・安心な暮らしが脅かされています。

本市においても、浸水被害等の発生や、振り込め詐欺の予兆とみられる電話の受信が確認されるなど、様々な分野において、安全・安心に対する懸念が増加傾向にあり、日ごろからの災害リスクの低減に向けた取組や犯罪を未然に防ぐ取組が必要とされています。

また、健康を取り巻く状況が大きく変化した現代においては、生活の質を維持しながら、社会全体で健康リスクを低減し、安心して暮らせる社会の実現が求められている中、本市では、脳血管疾患・心疾患による死亡率やこども、大人ともに肥満率が高いことが健康課題となっています。

さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の流行拡大など、これまでに経験したことのない病気への対応や、少子高齢化に伴う医療需要の変化に対応した安定的な医療サービスの提供が必要とされています。

◆ 社会資本の老朽化と市街地のスポンジ化

高度経済成長期に整備された道路や橋りょう、上下水道施設などの社会インフラは、我が国の発展に大きく寄与してきましたが、近年、これら施設の老朽化が進行しており、今後の維持管理が課題となっています。

本市においても、こうした社会資本の老朽化は、特に課題であり、今後も進行していくことが懸念されています。

また、市街地においては、人口減少、少子高齢化の進展に伴い、空き家や空き店舗の増加などによるスポンジ化が進行しています。

今後、持続可能なまちづくりを推進していくためには、人口減少社会を見据えたコンパクトなまちづくりが必要とされています。

◆ 環境意識の醸成

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、猛暑や集中豪雨などの自然災害が各地で頻発しており、地球温暖化対策など、脱炭素^{※7}への意識が高まっています。

国では「2050年カーボンニュートラル^{※8}、脱炭素社会の実現」を宣言し、脱炭素化に向けた取組を進めています。

本市においても、令和4年2月に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、取組を進めていますが、今後は社会全体でこうした課題に対する機運の醸成が必要とされています。

◆ 担い手の高齢化と雇用情勢の変化

多くの産業・業種において労働力不足が深刻化しており、中でも農業は、後継者不足と新規就農者の減少も相まって、人手不足が一段と深刻さを増しています。本市においても、基幹産業である農林業の担い手は高齢化が進むとともに、新規就業者が減少し、今後さらに担い手が不足していくことが予想されており、人手不足の解消に向けた取組が必要とされています。

また、雇用情勢においては、人口減少や働き方改革などにより、雇用形態や労働条件が変化している中、企業等から若い世代の労働者需要が高まっており、地域の実情に合った雇用対策が求められています。

本市においては、新規高卒者や大学卒業者等若い世代の労働者が不足することが懸念されるところでもあり、若者等の人材確保と定住の促進が重要な課題となっています。

◆ 不透明な経済情勢

新型コロナウイルス感染症の影響による急速な景気の悪化を経験した日本経済は、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化、急激な円安の進行などによるエネルギー価格や生産コストの高騰などにより、依然として不透明な情勢にあります。

こうした情勢は、地域経済にも波及し、本市においても、全国的な物価高騰のおりを受けて、市民生活は依然として不安定な情勢にあり、商工業や観光業など、市内経済への影響が懸念されています。

※7 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡を保つこと。

※8 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。なお、温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なもの。

◆ 生涯学習の充実とスポーツ活動の重要度の高まり

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、市民がそれぞれのニーズに応じて学習し、地域社会に関わっていくことが大事であるとともに、心身の健康増進、青少年の健全育成、地域の交流促進や一体感を醸成する上で、スポーツ活動が重要です。

本市においても、市民一人一人が自分に適した学習を選択できる機会や、それぞれのライフステージに応じてスポーツ活動を気軽に楽しむことのできる環境づくりが必要とされています。

◆ こどもの健やかな育ち

こどもは社会の希望、未来をつくる力であり安心してこどもを産み、育てることができる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

こどもの健やかな育ちは、社会の最大の資源となる「人」づくりの基礎となり、こどもの育ちと子育てを支援することは未来への投資でもあり、幼少期の成育環境によって格差が生じてはなりません。

本市においても、共働き世帯・核家族化が進む中で、こどもを安心して産み、育てられる環境の整備が必要とされています。

◆ 地域のつながりの希薄化と地域における担い手の後継者不足

近年の少子化や核家族化など、現代社会の急激な変化を受けて、人の価値観や生活スタイルが多様化しており、地域における人と人とのつながりの希薄化や地域コミュニティなどにおける担い手の後継者不足等による地域活力の低下が懸念されています。

こうした地域における課題は、互いの助け合いの精神で支え合ってきた、地域互助機能の低下や地域文化の衰退などを招きかねません。地域社会を取り巻く環境が変わりつつある中、災害時の助け合いなど、地域内のつながりがより重要視されており、本市においても、地域において互いに支え合う環境づくりや地域における担い手の育成などが必要とされています。

◆ デジタル技術の高度化と持続可能な行財政運営

近年、スマートフォンを代表とする高度なデジタルツールが普及し、生活インフラとして定着し、多くの業種・業態において、これまでにない新しい製品やサービス等が展開されています。こうした中、我が国では、新型コロナウイルス感染症への対応において、国と地方との間で、横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかとなりました。

本市においても、近年における目まぐるしいデジタル化の進展に迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、社会の変革に対応し、制度や組織の改革にデジタルを活用していく、いわゆる本市全体のDX^{※9}（デジタル・トランスフォーメーション）が必要とされています。

また、地方分権の進展により、自主性・自立性を高めた行財政運営への転換が求められている一方で、世界的に不安定な経済情勢により、我が国においても物価高騰に拍車がかかっており、本市の行財政を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

さらに、価値観の多様化などに伴い、行政に対するニーズは高度化・多様化してきています。

こうした状況から、今後は、より効率的かつ効果的な行財政運営に取り組むとともに、市民と行政との協働による持続可能なまちづくりが必要とされています。

※9 「Digital Transformation」の略称で、デジタル技術を活用して、業務プロセスやサービス提供の仕組みを根本から変革し、住民満足度や生産性の向上を図る取り組みのこと。



第2編 基本構想

令和8年度



令和17年度



1

基本理念

基本理念は、長期的な観点から本市が目指す根本的な考え方で、その精神を簡潔に表現するものです。

「登米市まちづくり基本条例」に掲げる基本理念『協働による登米市の持続的な発展』の精神は、平成17年に本市が誕生してから、すべての市民が一体となって、共に進んでいく将来のまちづくりの展望であり、今も変わっていません。

条例に掲げる『協働による登米市の持続的な発展』を、引き続き、まちづくりの基本理念とします。

◆ まちづくりの基本理念 ◆

協働による登米市の持続的な発展

2

将来像

誰もが夢や希望で笑顔に包まれ、豊かな自然と調和のとれた生活環境の中で、本市に住み続けたい、住みたいと思うまちを目指し、第二次登米市総合計画において定めた『あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ』を引き続き将来像に定めます。

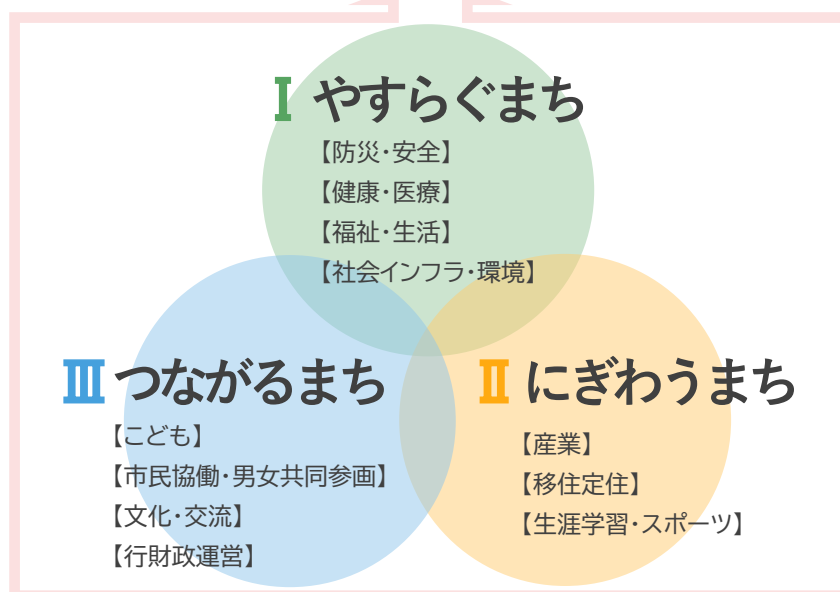
また、キャッチフレーズも、引き続き『夢・大地 みんなが愛する水の里』とします。

◆ 登米市の将来像 ◆

あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ

◆ キャッチフレーズ ◆

夢・大地 みんなが愛する水の里



本計画では、「I やすらぐまち」「II にぎわうまち」「III つながるまち」をまちづくりのキーワードとして、それぞれが独立した位置づけではなく、3つの柱が相互に関連しながら施策を実施し、将来像の実現を目指します。

3

将来人口

本市の誕生以降、現在に至るまで人口の減少が続いており、今後もその傾向は続くものと想定されています。

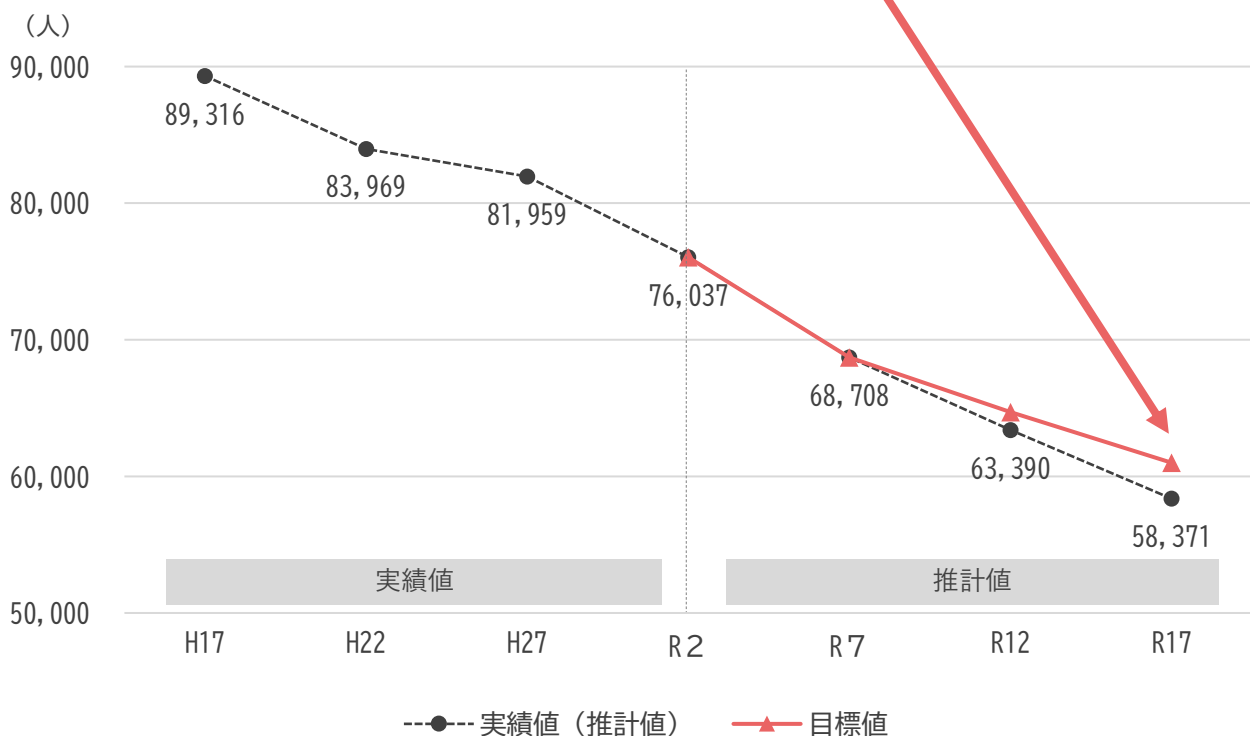
国立社会保障・人口問題研究所による推計人口では、本市の将来人口は、令和17年には6万人を下回る58,371人となっています。

本市が目標とする令和17年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（約58,400人）に、これまでの本市の動向や長期的な見通しを踏まえ、各種施策の実施による政策的増加人口を見込んで次のとおりとします。

◆ 将来人口の目標 ◆

61,000 人

登米市の人口の推移と将来人口の推計



※ 平成17～令和2年は国勢調査による数値で、令和7～17年は推計値を記載している。

資料：令和2年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月)」

4

土地利用

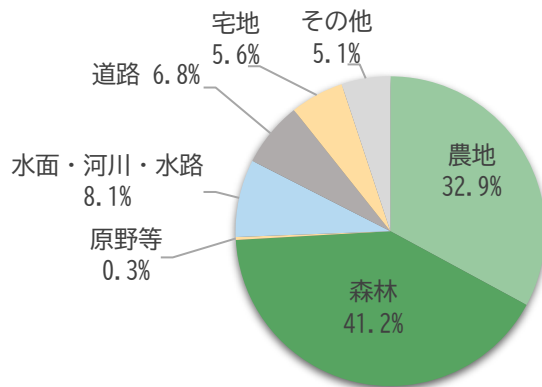
(1) 土地利用の基本的な考え方

本市は、ラムサール条約※¹⁰湿地に登録されている伊豆沼・内沼及び蕪栗沼・周辺水田や北上川・迫川等の湖沼・河川の水辺をはじめ、美しい山林を有し、豊富な自然環境に囲まれています。

また、広大で平坦肥沃な豊饒大地登米耕土を利用した稲作等をはじめとする農業が基幹産業の一つとなっています。こうした豊かな自然環境は、我々市民の大切な財産であり、地域固有の資源を確実に未来へと維持、継承していく必要があります。

市土の均衡ある発展を図るため、地域の特性を活かしながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、将来にわたり自然と都市が調和した環境の保全を図ります。

土地利用状況



	合計	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
面積 (ha)	53,609	17,620	22,062	188	4,355	3,643	2,987	2,754

資料：宮城県国土利用計画管理運営資料（令和5年4月1日現在）

(2) 地域特性によるエリアごとの方向性

本市は、迫地域佐沼地区を中心に市街地が形成され、佐沼地区を中心として市内の各地域間を国道及び主要地方道によるネットワークで結ぶ放射・環状型の都市構造を構成しています。今後も、三陸沿岸道路やみやぎ県北高速幹線道路等の広域高速交通網の整備による波及効果を活かした都市的土地利用を推進していきますが、インターチェンジの周辺などには広大な田園地帯が広がっており、無秩序な土地利用の拡大を抑制し、健全な土地利用を誘導するため、都市的土地利用を図る区域と豊かな自然や農地などを維持・保全する区域を明確にし、地域の特性を活かしながら自然環境との共生を図ります。

そのため、本市が有するそれぞれの地域特性を踏まえ、都市的連携エリア、田園居住共生エリア、田園環境エリア、自然環境保全エリアの4つのエリアに分類し、それぞれのエリアごとの方向性を次のとおりとします。

※¹⁰ 国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。

◆ 都市的連携エリア

本市中心部又は中心部と隣接し、周辺地域と連携する、迫地域佐沼地区、中田地域加賀野地区、南方地域北東部の商業が集積している地区を本市の都市的連携エリアと位置づけます。

都市活動や市民生活の中心となるよう効率的な機能配置による利便性の高い市街地形成や周辺地域との交通ネットワークの充実を図る一方、優良な田園環境の維持保全を図り、都市と田園が共生する空間を形成します。

◆ 田園居住共生エリア

田園地帯や山間地帯に位置する、田園と共存する集落地を田園居住共生エリアと位置づけます。

広大な優良農地と共存する田園集落の居住環境や景観を維持するとともに、地域の特性を生かした魅力ある集落地を形成します。

◆ 田園環境エリア

北上川より西部の地域は、迫川流域を中心に広がる豊かな自然環境や広大な優良農地を有しており、こうした市街地外に広がる自然環境、田園地帯を田園環境エリアと位置づけます。

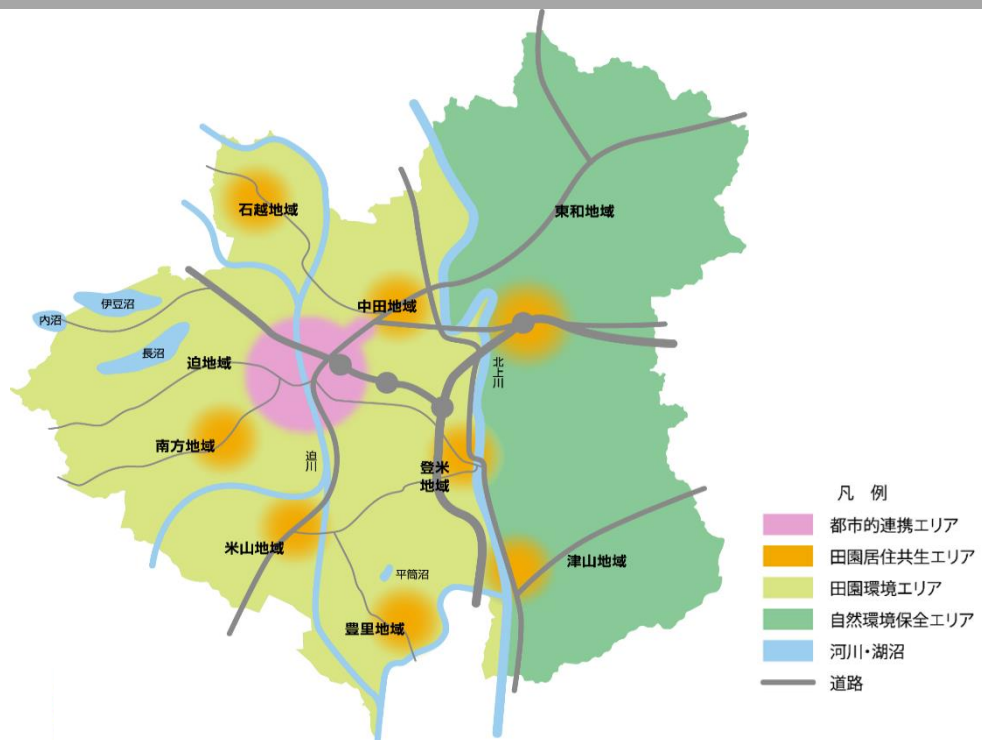
市街地外に広がる自然環境は、地域における貴重な財産として次世代に継承していくため、緑地や農地等に関連する法令などにより、優良農地や良好な田園環境維持保全を図ります。

◆ 自然環境保全エリア

北上川東側の森林を主体とする地域は、山々の緑や丘陵地の森林等、豊かで優れた自然環境を有しており、これらの地域を自然環境保全エリアと位置づけます。

こうした本市を印象づける森林の空間は、豊かな自然環境や歴史遺産を後世に継承していくとともに、林業による木材の生産地としての森林の維持と整備、水源のかん養^{※11}などの機能を確保するよう保全を図ります。

土地利用の方向性



※11 森林や緑地が雨水を吸収・保持し、地下水や河川水としてゆるやかに流すことで、水資源の安定供給や災害防止に寄与する機能のこと。

5

政策の大綱

将来像『あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ』の実現を目指して、「Ⅰ やすらぐまち」「Ⅱ にぎわうまち」「Ⅲ つながるまち」をまちづくりのキーワードとして、3つのまちづくりの基本政策により、各分野における施策を展開します。

また、その進捗状況を市民に分かりやすい形で提示するため、基本計画において主な施策の指標を設定します。

キーワード	まちづくりの基本政策
Ⅰ やすらぐまち	自然と共生し安全・安心で穏やかに心やすらぐまちづくり
Ⅱ にぎわうまち	生き生きと人々が集い活力のあるにぎわうまちづくり
Ⅲ つながるまち	ともに寄り添い、未来へつながるまちづくり

Ⅰ 自然と共生し安全・安心で穏やかに心やすらぐまちづくり

本市が取り組む施策の根幹は、すべての市民の安全・安心の確保です。生命や財産を守り、穏やかに、そして質の高い生活が送れるよう、安心感や快適さが得られるまちづくりを推進します。

特に、防災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進するとともに、すべての市民が、個人として尊重され、健康で自分らしく、いきいきと暮らせるまちを目指します。

また、生活を支える社会インフラについては、上下水道における安定的なサービスの提供をはじめ、道路網の充実を図り、利便性の向上を図ります。

なお、都市機能と各地域拠点に関しては、中心市街地の活性化と併せ、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりを推進するとともに、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{※12}」の考え方に基づく、生活に必要な都市機能の維持と各地域拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの充実により、持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル^{※13}」の実現に取り組み、誰もが快適に暮らすことができ、地球にもやさしいまちを目指します。

※12 居住・医療・商業などの都市機能を集約した拠点を形成し、その拠点同士を交通ネットワークで結ぶことで、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを目指す考え方のこと。

※13 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。なお、温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なもの。

II 生き生きと人々が集い活力のあるにぎわうまちづくり

市民がいきいきと生業なりわいに励みながら、心豊かに暮らし、市内外から人が集い、にぎわう、活気あるまちづくりを推進します。

特に、農林業における担い手の育成や地元の雇用創出を図り、本市の産業を持続可能なものとし、地域経済の発展を目指します。

また、観光誘客や移住定住の促進により、人々が集いにぎわうまちを目指します。

さらに、すべての市民が生涯を通じて自ら学び、日常的にスポーツ活動に励むことができる環境を提供し、心豊かに暮らせるまちを目指します。

III ともに寄り添い、未来へつながるまちづくり

市民とともに本市の基本理念を次世代へつなぎ、持続・発展させていくという方向性のもと、市民と行政との連携により、未来へつなぐまちづくりを推進します。

特に、将来の登米市を担うこどもたちが、豊かな感性や創造力を養い、健やかに成長できるよう、子育てと学びの環境づくりを推進するとともに、文化財の保護や文化・芸術活動の充実を図り、これまでの歴史や新たな文化を後世へつなげます。

また、コミュニティ組織等の地域づくり活動をはじめとする協働のまちづくりを推進するとともに、男女が対等に責任を担いながらまちづくりに参画できる社会、仕事と家庭を両立できる環境の醸成を図ります。

さらに、デジタル技術の目ざましい発展を背景に、日々進化し続けているデジタル技術を活用し、人口減少社会に対応した、人に優しいデジタル化を推進するとともに、効果的かつ効率的な行財政運営に努め、持続可能な市政運営を推進します。

6

計画の体系

基本理念

協働による登米市の持続的な発展

将来像

あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまちとめ

まちづくりの基本政策

I

やすらぐまち

自然と共生し安全・安心で
穏やかに心やすらぐまちづくり

II

にぎわうまち

生き生きと人々が集い
活力のあるにぎわうまちづくり

III

つながるまち

ともに寄り添い、
未来へつながるまちづくり

政策の分野

個別政策

1 防災・安全	1 防災・減災対策の推進 2 防犯・交通安全対策の推進
2 健康・医療	1 健康づくりの推進 2 地域医療の確保と救急体制の充実
3 福祉・生活	1 福祉の充実と権利擁護の推進 2 生活支援の充実
4 社会インフラ・環境	1 社会基盤の充実 2 環境保全とゼロカーボンシティ・循環型社会形成の推進
1 産業	1 農林業の振興 2 商工業の振興 3 観光物産の振興 4 起業支援・企業誘致の推進と雇用の創出
2 移住定住	1 移住定住の推進と居住環境の確保
3 生涯学習・スポーツ	1 生涯学習の推進 2 スポーツ活動の推進
1 こども	1 子育て支援の充実 2 学校教育の充実
2 市民協働・男女共同参画	1 市民協働・男女共同参画社会の推進
3 文化・交流	1 文化財の保護と文化・芸術活動の推進 2 国際交流・地域間交流の推進
4 行財政運営	1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 2 効率的な行財政運営の推進

分野をまたぐ最重要プロジェクト「人口減少対策」



第3編
基本計画

令和8年度



令和17年度



防災・減災対策の推進

◆ 現状と課題

- 防災の基本的な考え方となる「自助」「共助」「公助」については、市民に浸透しつつあるものの、東日本大震災からの経過に伴う危機感の低下が懸念されています。
- 近年の自然災害は、局地的に集中して雨が降るなど、予測困難で短時間のうちに甚大な被害が発生するなど激甚化・頻発化しており、災害から市民の生命と財産を守るためには、防災と減災に対する市民の意識啓発に継続的に取り組むとともに、自主防災組織や関係機関と連携した事前の備えが重要となっています。
- これまでの取組により、市内すべてに自主防災組織が設置され、その活動においてリーダー的役割を担う防災指導員の配置率も年々向上していますが、近年は、避難所運営や要配慮者※14への支援など、災害対応における女性を含めた多様な視点での活動も重要視されていることから、各自主防災組織等へ女性防災指導員を配置する取組が期待されています。
- 自然災害に加え火災等へ対応するため、消防車両等の適正管理や消防団員を確保していく取組が必要であるほか、市民自らが火災等から身を守る取組も重要となっています。
- 自然災害以外での原子力災害や武力攻撃等への危機について、危機管理体制の充実を図るとともに、防災力を向上させるため、市民と行政、防災関係機関が一体となった防災・減災対策の推進が必要とされています。

◆ 基本方針

地域における防災講話や防災訓練、学校における防災学習の実施など、市民の防災意識を高めることで、市民自らが災害から身を守る取組や、自主防災組織の育成による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の向上に取り組むとともに、様々な災害に対応していくため、消防・防災機能の強化を図り、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めます。

◆ 代表的な指標

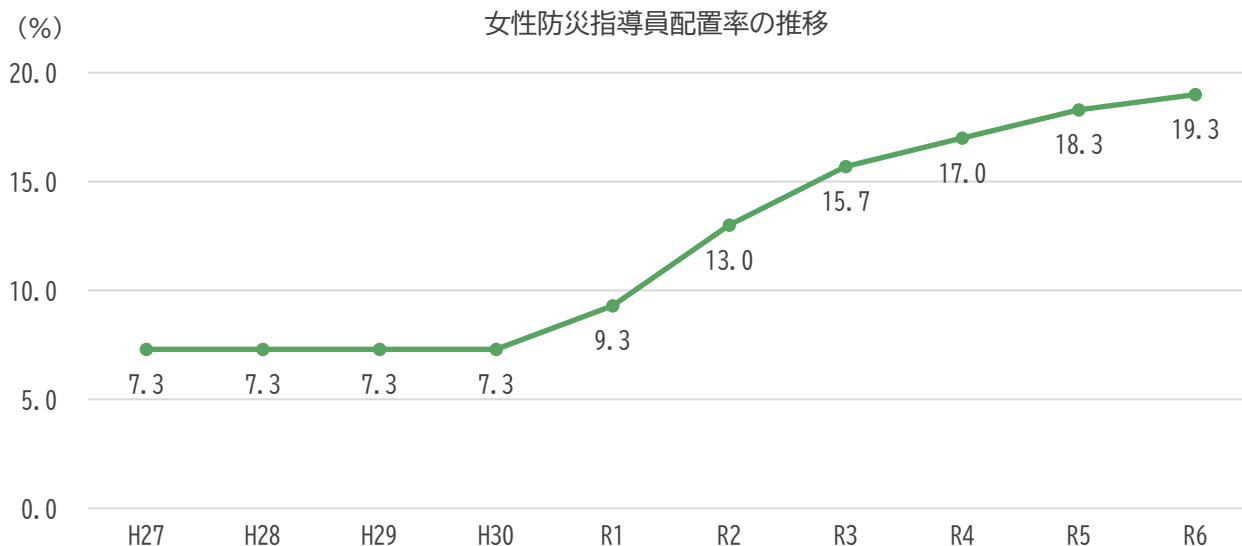
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
女性防災指導員配置率※1	19.3%	50.0%	70.0%
住宅用火災警報器条例適合率※2	56.9%	85.0%	100.0%

※1 女性防災指導員を配置している自主防災組織の割合。

※2 寝室、寝室がある階の階段及び台所の全てに警報器の設置。



◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市総務部 防災危機対策室調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
1 防災対策の充実	<p>① 防災意識の啓発と地域防災力の向上の推進 県など関係機関と連携した事前対策の充実を図り、原子力災害時における避難計画の実効性向上、防災訓練等の実施による防災意識の向上と地域防災力の向上を図るとともに、洪水ハザードマップ等の見直しを行い内水等の浸水想定区域についても広く周知するなど、防災対策の充実を図ります。</p> <p>② 迅速で正確な防災情報伝達手段の確保 多様化しているライフスタイルの変化に対応した防災情報提供の充実を図ります。</p>
2 消防防災体制の充実	<p>① 消防車両等の整備 消防車両等整備計画に基づく消防車両、防火水槽等の整備を行い、消防力の充実を図ります。</p> <p>② 消防団員確保と分団等再編による適正かつ効率的な体制整備 青年層や女性の加入を促進するとともに、少子高齢化を見据えた分団等の再編を図ります。</p> <p>③ 住宅用火災警報器の設置の推進 女性防火クラブなど関係団体と連携し、住宅用火災警報器の条例適合率の向上を図ります。</p>

※14 高齢者、障がいがある方、乳幼児や妊産婦など、災害時や日常生活において、特別な支援や配慮が必要とされる人。

(続き)

施策	施策の取組
3 災害に強いまちづくりの推進	<p>① 災害時に迅速に対応できる体制の整備 災害時応援協定に基づく協定締結先との連携強化と非常用食料や毛布等の備蓄品を確保するとともに、避難所の環境向上を図ります。</p> <p>② 災害時における初動体制の確立 自主防災組織の初動対応訓練の実施やリーダー養成を推進します。</p> <p>③ 避難行動要支援者等災害弱者の安全確保 関係機関や自主防災組織等と連携し、避難支援体制の充実を図ります。</p> <p>④ 武力攻撃等に対応した危機管理体制の充実 武力攻撃等への災害に対応するため、国民保護計画に基づき、市民に対する危機管理体制の充実を図ります。</p> <p>⑤ 浸水被害等の防止対策 河川等に堆積した土砂撤去を行い、排水機能の保全に努めます。現在対象としている18河川の事業推進を図るとともに、対象河川を追加して全体計画の見直しを進めます。</p> <p>⑥ 木造住宅の耐震化への支援 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく木造住宅の耐震化への取組を支援します。耐震化率の向上に向け、耐震診断及び耐震改修工事への助成に継続的に取り組み、住宅耐震化による建物の倒壊リスク軽減に努めます。</p> <p>⑦ 災害時における水道水の安定供給 災害等緊急時における水道水の融通のため、緊急時用連絡管の整備を進めます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市地域防災計画
- 登米市消防計画
- 登米市国民保護計画
- 登米市耐震改修促進計画



「防災指導員」とは？

Q. 何をやるの？

A. 地域の自主防災活動を促進します

取組例

防災訓練の企画・実施

防災に関する普及啓発活動

備蓄品・資機材の点検や見直し

避難行動要支援者への支援体制づくり

Q. どれくらいいるの？

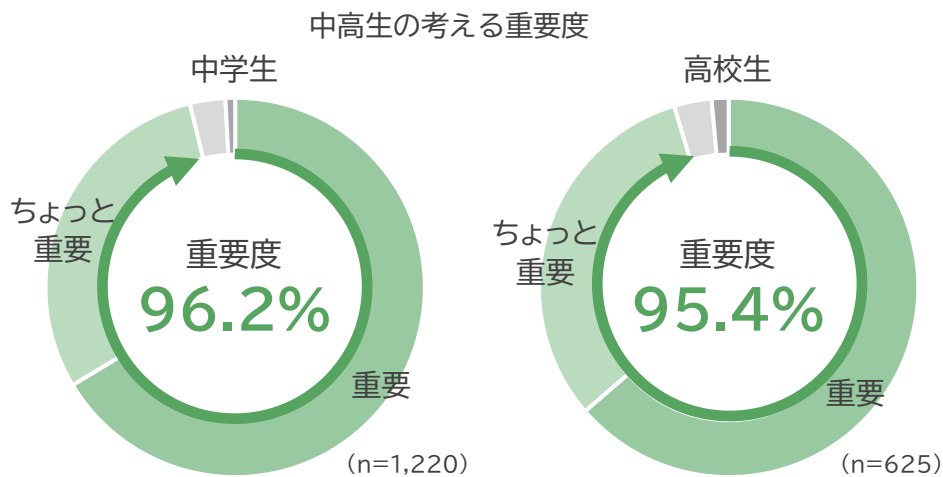
A. 防災指導員が663人います (R7.3月末時点)

全体の配置率は90.7%で、女性の防災指導員配置率は19.3%です。

防災・減災に備え、プライバシーが確保された環境づくりなど、日頃から幅広い視点での支援を行うために、指標では女性防災指導員配置率の増加を目指しています。

--- 中高生の声 ---

中高生アンケートでは、「災害対策、消防、防犯、交通安全などが充実」することの重要度が高いと考えています。



--- 市民の声 ---



治安が良く、突出したものがなくても
長く住みたくなるような安全なまちにしたい



地域の交流など普段からのケアが重要



高齢者の単身世帯が増えていて、
災害時に動けない人への対応が必要



誰もがのびのびと生きられ
安心安全に暮らせるまちにしたい

※市民意向調査の自由回答における「安全」に関する意見は24件
令和6年度市民ワークショップ意見や令和5年度市民意向調査より

Q. どうやってなるの？

A. 県の防災指導員養成講習を受けます

該当するコースに応募

県の講習を受講

防災指導員に認定

フォローアップ講習

2種類のコースがあります
地域防災コース〈市ではこちらを募集〉
 地域の防災活動で活躍するリーダーを養成
企業防災コース
 企業における災害対策を推進する方を養成



防犯・交通安全対策の推進

◆ 現状と課題

- これまでの防犯・交通安全対策については、市民からも評価されつつあり、防犯・交通安全意識の向上につながっています。
- 防犯については、刑法犯認知件数は減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあり、また特殊詐欺においては手口が複雑化・巧妙化しています。
- 交通安全については、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、近年は横ばいとなっています。また、死亡事故は依然として発生しているほか、全国的に子どもが犠牲となる事故や、あおり運転、高齢ドライバーによる事故などが大きく報道されています。

◆ 基本方針

犯罪や交通事故のない安全・安心な地域社会の実現に向けて、地域が一体となった防犯・交通安全の推進に取り組みます。

防犯については「地域の安全は地域で守る」という市民一人一人の意識啓発を図り、自主的な防犯活動を促し、犯罪のない明るく住みよいまちづくりに取り組みます。

交通安全対策については、市民一人一人が交通安全に対する意識を高めるとともに、交通ルール遵守の徹底を図り、交通事故のない安全な社会の実現に取り組みます。

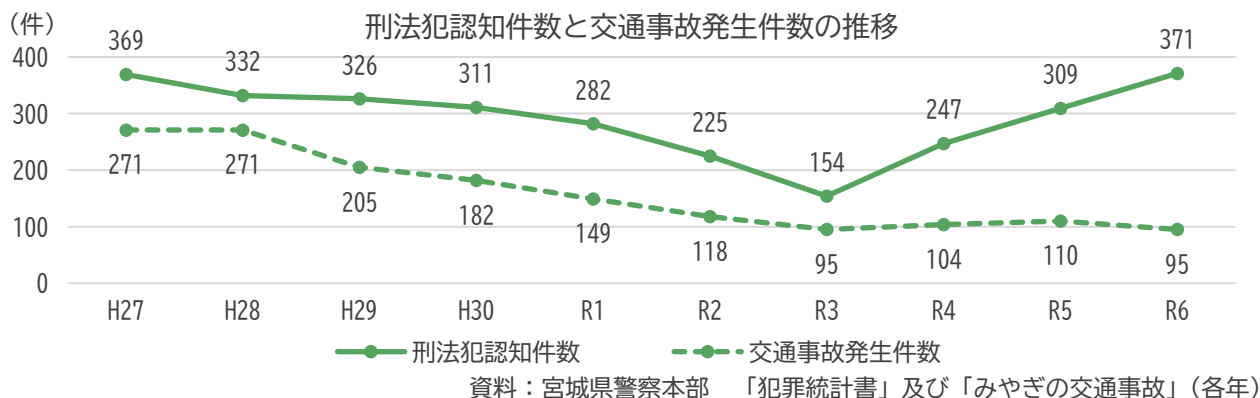
◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
刑法犯認知件数※	371件 (令和6年)	260件 (令和12年)	180件 (令和17年)
交通事故発生件数※	95件 (令和6年)	85件 (令和12年)	75件 (令和17年)

※ 1月から12月までの数値



◆ 代表的な指標の推移



◆ 主な施策

施策	施策の取組
4 防犯対策の充実	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域をあげた防犯活動の推進 防犯協会など関係機関等と連携した防犯活動を実施します。 ② 正確かつ迅速な情報提供と防犯意識の啓発 広報紙やメール配信サービス等を活用した防犯情報の提供と防犯意識の啓発を図ります。 ③ 犯罪等を未然に防ぐ環境づくりの推進 防犯灯整備の推進や保全に努め、夜間における犯罪等の発生を未然に防止します。 ④ 特殊詐欺等の未然防止 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、啓発と相談に努め、被害の未然防止を図ります。
5 交通安全対策の充実	<ol style="list-style-type: none"> ① 見守り活動や街頭活動の実施 地域の実情に合わせた、地域見守り活動や街頭指導を交通安全協会等の関係機関と連携して行い、交通事故の防止を図り、こどもの安全を確保します。 ② 交通ルール遵守の徹底と交通安全思想の普及啓発 こどもや高齢者等の事故防止のための交通安全教室等を実施し、交通ルール遵守の徹底と、交通安全思想の普及を図ります。 ③ 交通事故を未然に防ぐ環境の整備 カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。また、交通量が多い交差点、特に通学路となっている道路については、必要に応じて信号機の設置や改修を関係機関に対して要望するなど、交通死亡事故等の重大事故の発生を防止します。

◆ 主な個別計画等

- 登米市防犯指導員規則
- 登米市交通安全指導員規則
- 宮城県交通安全計画

健康づくりの推進

◆ 現状と課題

- 健康づくりの取組については、これまでの市民ニーズに沿った取組により、市民の満足度も高く、市民に受け入れられつつあります。本市の健康寿命は、県平均と比較して低い状況にあり、今後も継続して健康寿命^{※15}の延伸に取り組む必要があります。
- 本市では、脳血管疾患や心疾患で死亡する人の割合が、男女ともに全国の値と比較して高い状況にあります。また、生活習慣病などのリスクが高まる肥満の割合が、大人・こどもともに高いなどの健康課題があります。
- 本市では、健診結果に基づく、特定保健指導の実施率が低いことや、要医療該当者が未受診であることなどの現状があり、今後も継続して生活習慣病の改善に取り組む必要があります。

◆ 基本方針

生活習慣や社会環境の改善を通じ、健康寿命の延伸を目指します。

また、市民一人一人が生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できるよう、地域に根ざした健康づくりに取り組みます。

さらに、市民・地域・団体・企業との協働により、健康なまちづくり及び食育を推進します。

◆ 代表的な指標

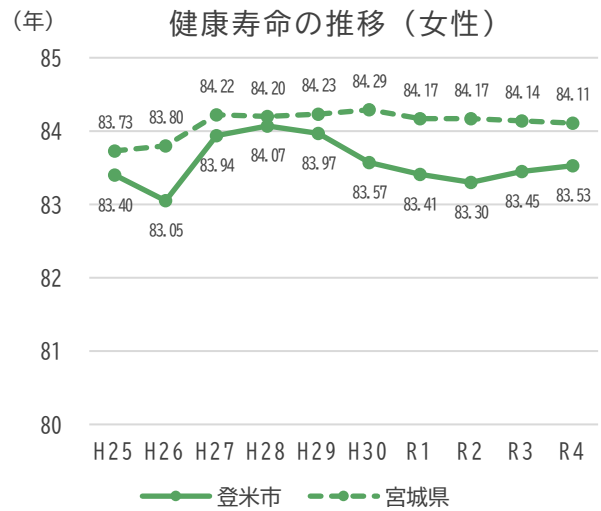
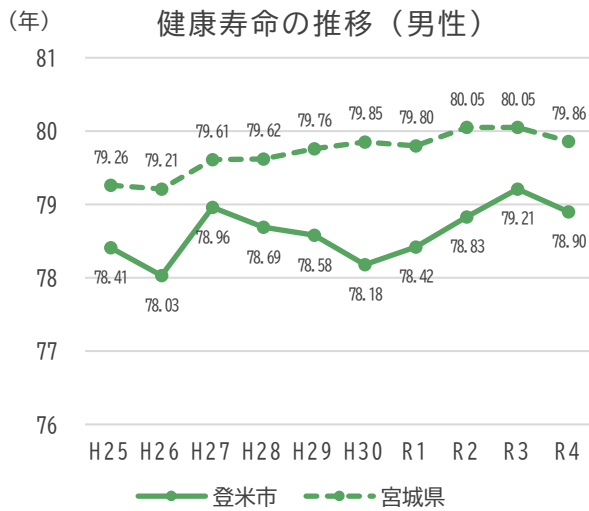
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
健康寿命	男性78.90年 (令和4年 [※])	81.54年	82.84年
	女性83.53年 (令和4年 [※])	85.11年	86.03年

※ 代表的な指標の「健康寿命」は、出典元のデータ公表時期の都合上、現状値は令和4年の数値を掲載している。

※15 介護を受けたり寝たきりになったりせず、自立した生活を送れる期間のこと。



◆ 代表的な指標の推移



資料：宮城県保健福祉部「データからみたみやぎの健康」

◆ 主な施策

施策	施策の取組
6 健康づくりの推進	<p>① 市民との協働による健康づくりの推進 ライフステージに応じた生涯にわたる健康の保持増進を図るため、市民・地域・企業・関係機関・行政が協働して健康づくりや食育を推進します。</p> <p>② 親と子の健康づくりの推進 健全な成長や発達を促すための乳幼児健診や相談事業を充実するとともに、こどもの頃からの望ましい生活習慣の定着に向け、関係機関と連携し親子の健康づくりを推進します。</p> <p>③ 生活習慣病予防及び介護予防の推進 各種健診による健康状態の把握や病気の早期発見、事後指導を強化し、さらに、適塩推進事業やウォーキング事業の健康教育等を実施することで、生活習慣病予防及び介護予防に取り組みます。</p> <p>④ 心の健康づくりの推進 不安や悩みを抱えている当事者やその家族等に対する相談体制の充実を図るとともに、互いに支えあえる体制づくりを目指します。</p>
7 感染症予防対策の推進	<p>① 感染症予防の正しい知識の普及啓発と予防接種の推進 感染症の正しい知識や情報の普及啓発に努めるとともに、予防接種の機会の確保と、受けやすい体制の整備に努めます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 元気とめ食育21計画
- 登米市自死対策計画
- 登米市新型インフルエンザ等対策行動計画

地域医療の確保と救急体制の充実

◆ 現状と課題

- 地域医療については、医師・看護師等の不足や偏在、少子高齢化に伴う医療需要の変化、新興感染症^{※16}への対応などから、医師をはじめとする医療従事者の確保や市内外の関係医療機関等との連携による安定した医療の提供が必要とされています。
- 地域の中核病院である登米市民病院については、非常用電源設備が地下階にあることや、本館と南館との通路に段差があることなどが、防災面・機能面での課題となっています。
- 救命率の向上に向けた事業は市民の関心も高く、一定の理解を得られており、今後も継続して応急手当事業の推進に取り組み、多くの市民に応急手当の重要性を働きかけることが必要とされています。
- より適切な救急活動を目指し、救急救命士の養成や高規格救急車^{※17}等の資機材整備及び搬送体制の強化が必要とされています。

◆ 基本方針

市民が安全・安心に暮らせるよう、地域医療の確保及び救急体制の充実に取り組みます。

地域医療については、各医療施設の役割を明確化し、機能分化と連携強化を推進するとともに、地域内で継続性のある医療提供が図られるよう関係機関との連携体制を強化します。

また、医師・看護師等の医療従事者の確保と適切な配置によって、誰もが安心して医療が受けられる体制を整備し、持続可能な病院経営を目指します。

救急体制については、救命率の向上を目指し、より多くの市民が救命救急に関する理解を深めるため、普及啓発事業の継続及び強化に取り組みます。

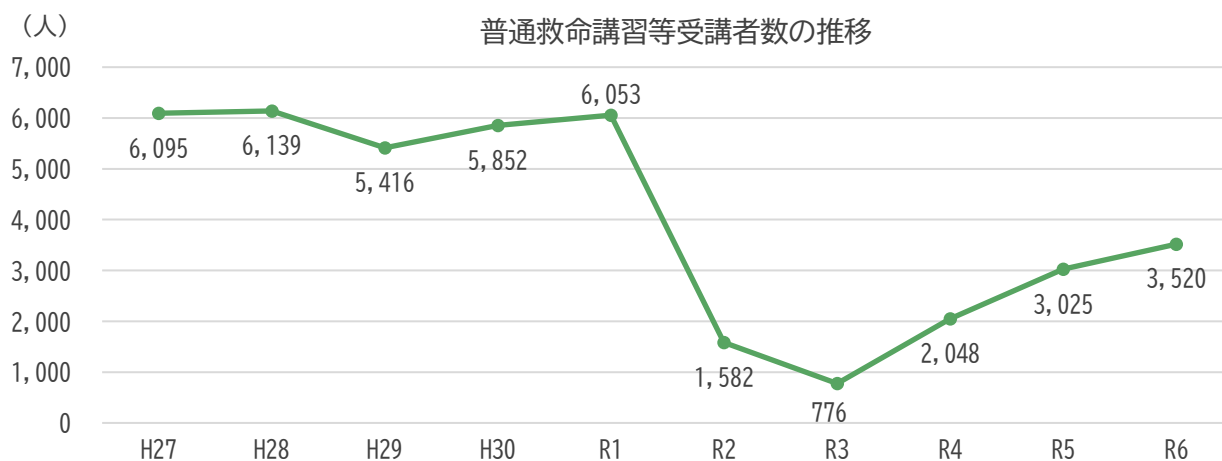
また、多様化・複雑化している救急において、救急救命士が有効かつ高度な救命活動ができるよう、高規格救急車の計画的な更新を図るとともに、医療機関との更なる連携強化に努め、広域で効果的な救急搬送を目指します。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
救急搬送応需率（登米市民病院）	90.3%	92.5%	94.6%
普通救命講習等受講者数	3,520人	3,500人	3,500人



◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市消防本部 警防課調べ

◆ 主な施策

施策	施策の取組
8 地域医療の確保	<p>① 役割・機能の最適化と連携強化 登米市民病院に急性期医療を集約し、米谷病院と豊里病院が回復期及び慢性期医療を担う機能分化を、豊里老人保健施設がリハビリテーションを中心とした医療と介護を一体的に提供する体制を継続するとともに、関係医療機関等との連携強化を図りながら、地域医療の提供体制の確保に努めます。</p> <p>② 医師・看護師等の確保と働き方改革 医師・看護師等の医療従事者の確保に努めるとともに、医師の働き方改革への適切な対応と働きやすい環境整備に向けた取組を進めます。</p> <p>③ 経営形態の見直し 病院事業の経営改善に向けた取組を進め、医療環境の変化に速やかに対応できる望ましい経営形態のあり方について検討を進めます。</p> <p>④ 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組 適切な感染防止対策によって、必要な医療提供体制の整備と取組を強化するとともに、感染まん延期においては速やかな病床確保に努めます。</p> <p>⑤ 施設・設備の最適化 今後の病院事業の施設全体のあり方について検討を重ねながら、登米市民病院の施設整備に向けた取組を進めます。</p> <p>⑥ 経営の効率化 病院事業の経営健全化に向け、経営の効率化や収支の改善につながる取組を進めます。</p>

※16 新しく認識された感染症で、局地的、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。（SARS、MERS、COVID-19、AIDS、0157 など）

※17 救急救命士が医師の指示のもとに、より高度な救急救命処置を行うための資器材を装備した車両のこと。

(続き)

施策	施策の取組
9 救急体制の充実	<p>① 応急手当の普及・啓発 救急車の到着までに必要な応急手当の重要性の認識と手技の習得を図るとともに、市民のニーズにあった各種講習会の実施に取り組みます。</p> <p>② 迅速かつ適切な救急活動 救急救命士をはじめとする救急隊員の養成とともに、各種研修会の参加や教育訓練の充実に努め、円滑な救急活動を目指します。</p> <p>③ 救命資機材の充実化 多様化する救急現場に対応するために、最新の救命資機材の導入を考慮した高規格救急車の計画的な更新に取り組みます。</p> <p>④ 適切な搬送体制の強化 緊急性や重症度の高い傷病者や専門的な疾病の傷病者に対し、適切な医療機関へ迅速な搬送を行えるよう、ドクターヘリや市内外の医療機関との連携強化を図ります。</p>

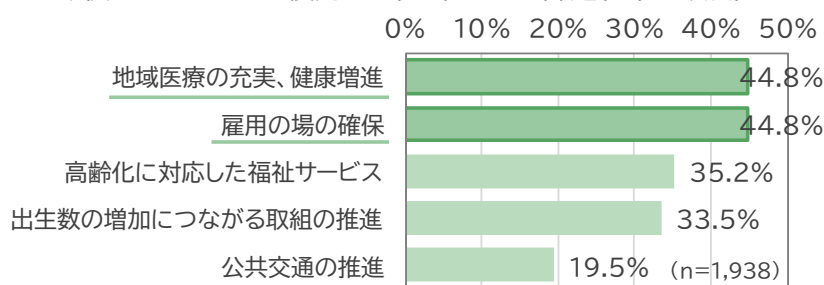
◆ 主な個別計画等

- 登米市病院事業中長期計画
- 登米市消防計画

--- 市民の声 ---

市民意向調査では、今後のまちづくりで優先して取り組むべき課題として、「地域医療の充実、健康増進」と「雇用の場の確保」と考える方が最も多くなっています。

今後のまちづくりで優先して取り組むべき課題(上位5項目)



救急搬送された際に、救急医療の難しさを痛感しました
生命にかかわる重要なことなので、病院同士の連携を強化し、
スムーズな対応ができるようにしてほしい

施設整備よりも医療サービスの充実が大事



地域医療のホームページを分かりやすくしてほしい



健康で長く働ける市民が多くいてこそ
まちの発展につながると思う

病児保育施設や小児科を増やしてほしい



※市民意向調査の自由回答における「医療」に関する意見は最多の142件
令和6年度市民ワークショップ意見や令和5年度市民意向調査より

福祉の充実と権利擁護の推進

◆ 現状と課題

- 高齢者世帯の増加、ひとり親家庭等の増加など、社会情勢の変化に伴い、地域社会では、相互機能の低下や一体感の希薄化が懸念されています。高齢化が一層進展する中で、地域全体で支える体制づくりを進めていくことが必要とされています。
- 障がい者福祉については、高齢化や多様化、親亡き後を見据えた、ライフステージを通じた支援が必要とされています。
- 福祉や権利擁護については、取組に対する市民の理解が進んできていますが、今後も継続した取組が必要とされています。

◆ 基本方針

高齢者については、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、在宅福祉サービス等の充実を図るとともに、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の各分野が互いに連携しながら一体的に地域包括ケアシステムを推進します。

また、障がい者が地域社会の中で自分らしく笑顔で暮らしていけるよう、福祉サービスや生活の場の充実を図るとともに、地域全体で支える体制づくりを支援します。

さらに、ひとり親家庭の方が安心して子育てをしながら生活することができるよう、生活の安定と自立に向けた支援に取り組みます。

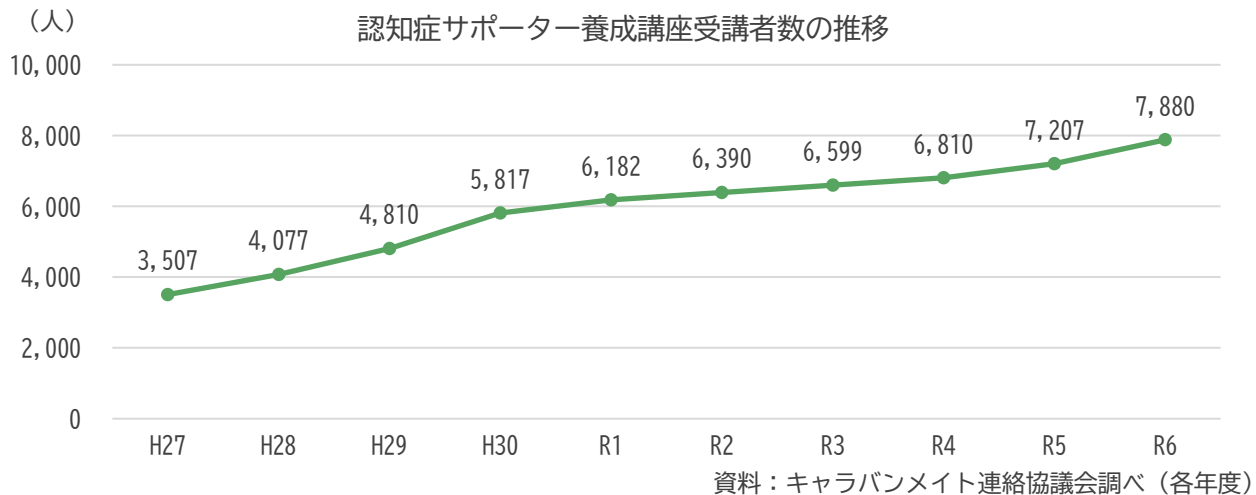
権利擁護については、市民一人一人が人権を相互に認め合う、差別のない人権意識の高いまちづくりに取り組むとともに、暴力根絶に向けた取組強化など、市民への啓発活動を推進します。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
認知症サポーター養成講座 受講者数（累計）	7,880人	11,300人	14,700人
ミニデイサービス・シニアサロン 開催行政区数（全302行政区中）	255行政区	284行政区	302行政区
ミニデイサービス・シニアサロン 開催回数	3,314回	4,160回	4,760回
65歳以上の元気な高齢者の割合 （65歳以上人口のうち要支援・要 介護の認定を受けていない方の割 合）	79.6%	80.3%	80.3%



◆ 代表的な指標の推移



◆ 主な施策

施策	施策の取組
10 地域福祉の推進	<p>① 共に支えあう仕組みづくりの推進 支援を必要とする当事者や地域住民、行政、福祉団体等が共に支えあう仕組みづくりを進め、住み慣れた地域での安心した生活の実現を目指します。</p> <p>② 人格と個性の尊重 市民一人一人が互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持った生活を送ることができる地域づくりを進めます。</p> <p>③ 地域での共助による福祉活動の活性化 地域福祉コミュニティの形成を支援し、地域での共助による福祉活動の活性化を図ります。</p>
11 高齢者福祉の充実	<p>① 生きがいづくりや社会参加の推進 生きがいづくりや社会参加を推進し、高齢者の孤立防止を図ります。</p> <p>② 在宅福祉サービスの充実 在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活支援の充実を図ります。</p> <p>③ 認知症の方やその家族への支援の推進 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るとともに、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。</p>

(続き)

施策	施策の取組
12 障がい者（児）福祉の充実	<p>① 地域での支援体制の充実 地域での支援体制の充実を図り、障がい者が安心して生活できる環境の整備を推進します。</p> <p>② 障がい福祉サービスの提供 障がい者が自立した社会生活や社会参加を行えるよう、適切な介護支援や就労支援等の福祉サービスの提供を図ります。</p> <p>③ 障がい者やその家族への相談支援体制の充実 地域・教育・保健・医療・福祉の各分野が一体となり、障がい者やその家族への相談支援体制の充実を図ります。</p>
13 介護保険事業の推進	<p>① 介護サービスの体制整備の推進 要介護者^{※18}等やその家族のニーズに即した介護サービスが利用できるよう、介護サービスの体制整備を推進します。</p> <p>② 介護保険制度の普及啓発活動の推進 普及啓発活動を推進し、介護保険制度に対する市民の理解を深めます。</p> <p>③ 介護予防の充実 介護予防の充実を図り、高齢化の進展に伴う要介護者の増加抑制を図ります。</p>
14 権利擁護の推進	<p>① 高齢者や障がい者等の権利擁護の推進 成年後見制度^{※19}や日常生活自立支援事業を活用し、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の権利擁護を推進します。</p> <p>② 当事者や養護者などに対する支援や指導の強化 高齢者や障がい者の虐待防止のため、当事者や養護者などに対する支援や指導の強化を図ります。</p> <p>③ あらゆる暴力や差別の根絶に向けた市民意識の向上と相談の促進 様々なハラスメント^{※20}や差別、偏見、ドメスティック・バイオレンス^{※21}の根絶に向けた意識啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図るため、関係機関との連携強化に取り組みます。</p> <p>④ ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発の推進 ハンセン病の正しい知識や情報を伝えるため、東北新生園と連携しながら施設や所蔵資料の活用による普及啓発を図るとともに、小・中学校の総合的な学習時間を活用した人権教育などに取り組みます。</p>
15 母子・父子家庭福祉の充実	<p>① 経済支援が必要な家庭の負担軽減 児童扶養手当の支給や医療費助成を行うとともに、公営住宅への優先入居等の支援を行い、経済支援が必要な家庭の負担軽減を図ります。</p> <p>② 資格取得の促進 高等職業訓練や自立支援教育訓練を活用した資格取得を促進し、自立と安定した生活を支援します。</p> <p>③ 相談支援体制の充実 個々の状態に応じた適切な支援につながるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、家庭児童相談員等による相談支援体制の充実を図ります。</p>

(続き)

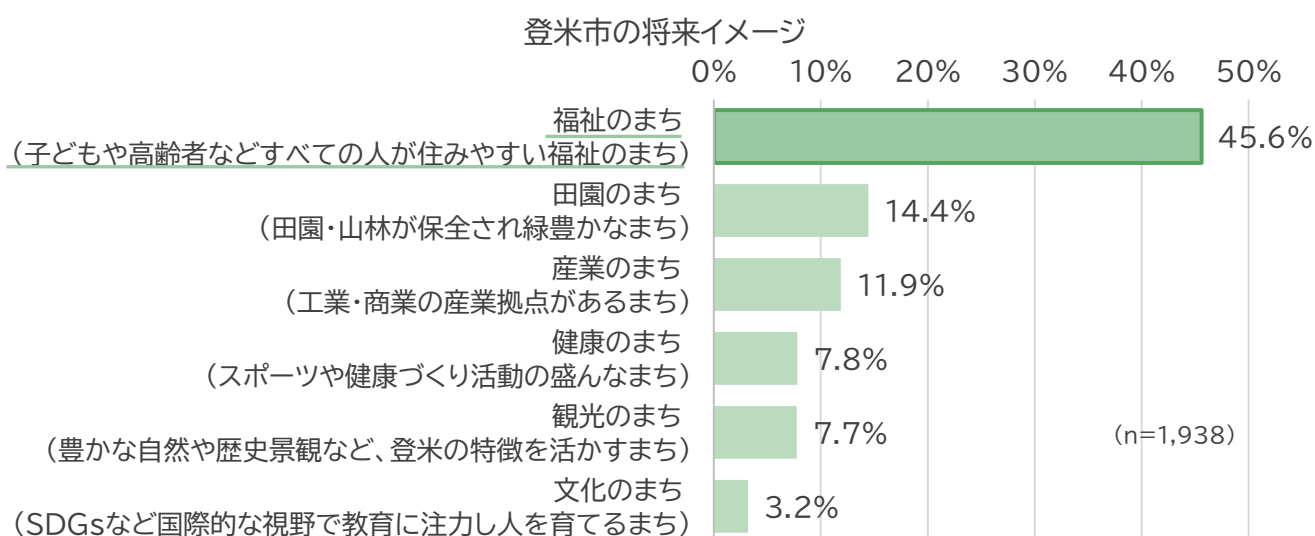
施策	施策の取組
16 地域包括ケア体制の 充実・強化	① 医療・介護・福祉の関係機関の相互連携 市民が可能な限り、住み慣れた地域で生活を送れるよう、必要とされる医療及び介護等のサービス提供につなげていくことにより、地域包括ケア体制の充実を図ります。

◆ 主な個別計画等

- 登米市地域福祉計画
- 登米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 登米市障がい者プラン
- 登米市人権擁護に関する条例
- 登米市子ども・子育て支援事業計画

--- 市民の声 ---

令和5年度市民意向調査では、登米市の将来イメージについて、「福祉のまち（子どもや高齢者などすべての人が住みやすい福祉のまち）」が望ましいと回答した方が45.6%と最も多くなっています。



※18 介護保険制度の認定により、食事・入浴・移動など日常生活の動作に継続的な介護が必要と判断された人。

※19 認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方のために、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人の利益を守るために主に法律面の支援などを行う制度のこと。

※20 相手の人格や尊厳を傷つけるような言動や態度のこと。

※21 配偶者やパートナー（婚約者、恋人）などの親密な関係にある人から受ける暴力のこと。

政策の分野：3 福祉・生活 生活支援の充実

◆ 現状と課題

- 本市の生活保護率は減少傾向にありますが、高齢者世帯や単身世帯における生活保護の受給割合は増加傾向にあり、生活困窮者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
- 消費者を取り巻く環境は、社会情勢の変化に伴い、消費者問題も複雑多様化かつ悪質化しており、深刻な消費者被害への対応が必要とされています。
- 医療保険を取り巻く状況は、国保では加入者の年齢構成が高いことや、医療技術の進歩に伴う医療内容の高度化により、医療費が増加傾向にあるため、運用が厳しい状況にあります。

◆ 基本方針

生活に困窮する市民又は家庭における問題を抱えている市民に対し、経済・精神面の継続的な生活支援を行い、健康で安定した生活を送れるよう取り組みます。

また、市民の深刻な消費者被害に対応するため、問題解決に向けた相談業務を実施するとともに、多重債務や特殊詐欺などの被害防止に努めます。

さらに、医療保険制度の適正な運用を図りながら、国民年金制度の啓発と相互支援を図り、すべての市民が将来にわたり健康で文化的な生活を営めるよう取り組みます。

◆ 代表的な指標

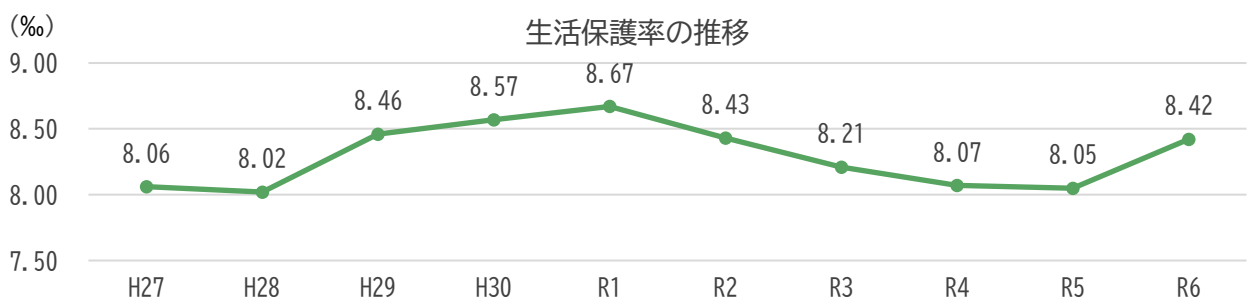
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
生活保護率※1	8.42%	8.24%	8.05%
生活保護から就労により脱却した延世帯数※2	9世帯	20世帯	40世帯
国保特定保健指導実施率※3	21.7% (暫定値)	34.0%	38.0%

※1 生活保護率の単位 % (パーミル) : 千分率

※2 現状値は令和6年度単年の実績値

※3 国保特定保健指導実施率の現状値は暫定値

◆ 代表的な指標の推移



資料：宮城県保健福祉部 社会福祉課「生活保護速報」(各年度)



◆ 主な施策

施策	施策の取組
17 低所得者福祉等の充実	<p>① 生活困窮者の自立支援 複合的な問題を抱える生活困窮者に対して、個々の状況に応じた支援を包括的に行うなど、早期の自立に向けた支援を行います。</p> <p>② 多様化する生活相談ニーズへの対応 多様化する生活相談ニーズに対応するため、自立相談支援機関の相談支援機能の充実に努め、ハローワークなどの関係機関と連携して、自立に向けた支援に取り組みます。</p>
18 生活保護支援	<p>① 生活保護費の適正給付 きめ細かな面接相談等により要保護者の実態把握に努め、生活保護費の適正な給付を行います。</p> <p>② 早期の経済的自立支援 ハローワークや関係機関と連携した被保護者就労支援事業の実施により、切れ目のない継続した自立支援に取り組みます。</p> <p>③ 実情に即した支援 民生委員・児童委員や関係機関と連携し、被保護者の実情に即し充実した相談・支援を行います。</p>
19 消費生活対策等の充実	<p>① 多重債務や特殊詐欺被害などの未然防止 消費者問題に関する出前講座を開催するなど、啓発活動を推進します。</p> <p>② 消費生活相談体制の充実 弁護士・司法書士との連携や相談員の能力向上を図るなど、消費生活相談体制の充実に努め、市民の消費者被害に対応します。</p>
20 医療保険の適正な運用	<p>① 国民健康保険制度の適正かつ健全な運営の推進 国民健康保険制度の普及に努めるとともに、医療費の適正化、特定健康診査等の実施、国保税の収納率向上等に取り組みます。</p> <p>② 後期高齢者医療保険制度の適切な運営の推進 後期高齢者医療制度の普及に努め、後期高齢者の健康保持と適切な制度運営を推進します。</p> <p>③ 受診機会の確保と経済的負担の軽減 障がい者や母子・父子家庭、こどもの医療費の自己負担額を助成します。</p>
21 国民年金制度の適正な運用	<p>① 国民年金制度の普及と相談業務の充実 国民年金制度の普及に努めるとともに、年金事務所と協力連携し相談業務の充実に努め、確実な受給権の確保に努めます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市国民健康保険保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画

社会基盤の充実

◆ 現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の進展による中心市街地のにぎわいや活力の低下、各地域に立地している多くの公共施設やインフラ施設の老朽化が進んでおり、機能の維持・更新が課題となっています。
- 豊かな自然環境や各地域にある歴史・文化的資源などの景観の保全、近くの遊び場と憩いの場である公園施設の適正な維持管理が必要とされています。
- 本市の公共交通については、今後、高齢化の進展によって、交通弱者が増加すると見込まれており、買い物などの移動手段の確保が必要とされています。
- 上下水道の整備については、これまでの取組に対する市民理解が浸透しつつありますが、上水道については水道施設や基幹管路、下水道についても処理施設や管路の、計画的な更新等によるサービスの継続が必要とされています。

◆ 基本方針

人口減少社会を見据えたコンパクトで持続可能なまちづくりに向けて、公共施設やインフラ施設の機能の維持・更新に取り組むとともに、地域特有の景観の保全と併せ、豊かな自然や優良農地などの保全に向けて適正な土地利用の誘導に取り組みます。

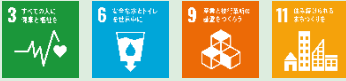
また、道路や橋りょうについては、計画的で効率的な整備や維持管理に取り組み、機能を維持し、上下水道についても、計画的な施設の整備・更新を進めます。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
人口1人当たりの公共交通（市民バス、住民バス、デマンド型乗合タクシー※1）年間利用回数	3.93回/人	4.39回/人	4.68回/人
上水道有収率	79.5%	88.2%	90.0%
汚水衛生処理率※2	74.7%	78.8%	82.9%

※1 利用者の予約に応じて運行する乗合方式で、決められた区域内で柔軟に乗降できる公共交通サービス。

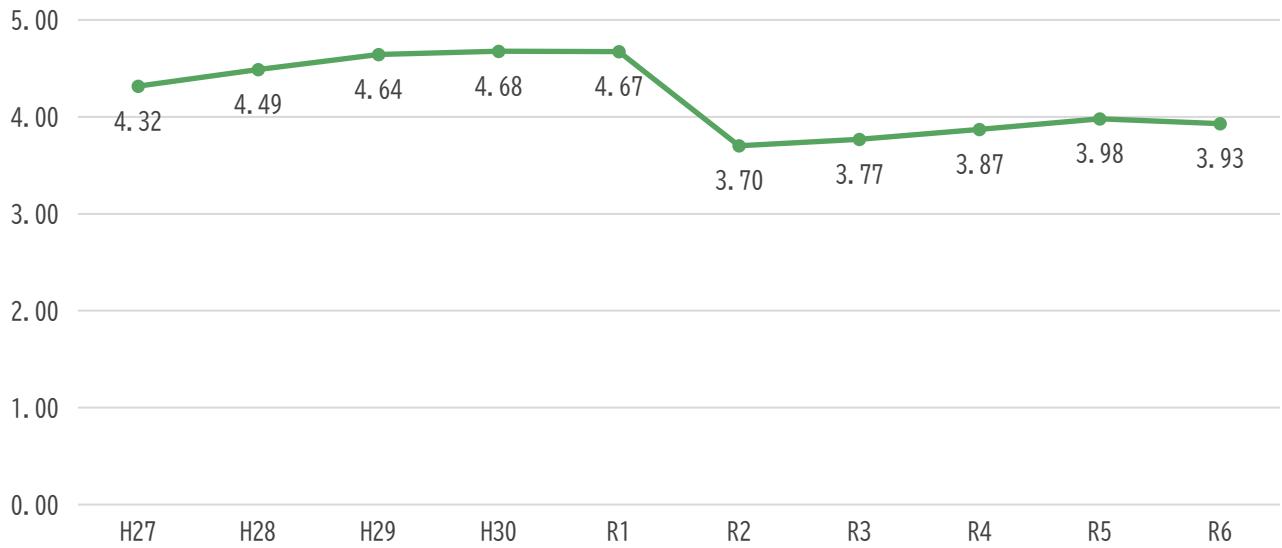
※2 $(\text{水洗化人口}(\text{水洗便所設置済人口}) \div \text{登米市人口}) \times 100$ で算出



◆ 代表的な指標の推移

(回/人)

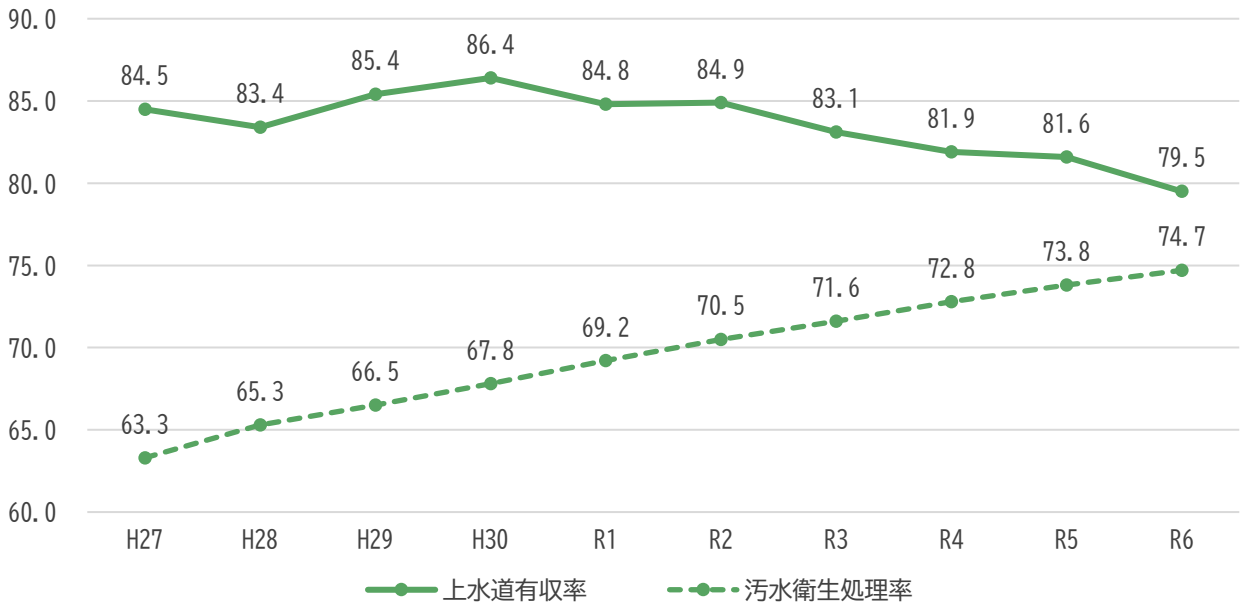
人口1人当たりの公共交通年間利用回数の推移



資料：登米市まちづくり推進部 市民協働課調べ（各年度）

(%)

上水道有収率及び汚水衛生処理率の推移



資料：登米市上下水道部 経営総務課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
22 良好な土地利用の推進	<p>① 中心市街地の活性化と地域拠点の振興 中心市街地への都市機能のゆるやかな誘導と、公共施設の多機能化や複合化等により、にぎわい・活力のあるコンパクトな中心市街地の形成に取り組むとともに、地域拠点については、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりへ向けて、生活利便施設の維持に努めます。</p> <p>② 土地利用の誘導 用途地域や農業振興地域農用地等の指定により、都市的土地利用を図る区域と豊かな自然や優良農地などを維持・保全する区域を明確にし、無秩序な土地利用の拡大抑制とともに、適正な土地利用の誘導に取り組みます。</p>
23 良好な景観の保全	<p>① 景観づくりの推進 豊かな自然環境や歴史・文化的資源などの地域特有の景観の保全に向けて、地域と共に良好な景観づくりに取り組みます。</p>
24 公園・緑地の充実	<p>① 魅力ある施設の提供 誰もが安全に楽しめる公園を提供するとともに、施設の適正な維持管理に取り組めます。</p> <p>② 地域の実情に応じた公園の再編 施設の利用状況等に応じて遊具を集約するなど、公園機能の維持に取り組めます。</p>
25 公共交通機関の整備・充実	<p>① 持続可能な公共交通ネットワークの構築 地域内・地域間の移動手段を各交通施策で確保するとともに、各交通モードとの連携によって、きめ細かな移動サービスを構築します。</p> <p>② 市民ニーズに対応した路線やダイヤの見直し 移動ニーズに対応したバスの路線やダイヤの見直しを進め、利便性の向上に努めます。</p>
26 道路網の整備	<p>① 道路インフラの機能維持 計画的で効率的な修繕に取り組み、道路や橋りょうなどの道路インフラの機能維持に努めます。</p> <p>② 安全で利便性の高い道路整備 集落内の狭あい道路や集落間の一部未改良道路の整備に取り組み、地域の均衡ある発展と安全性及び利便性の向上を図ります。</p> <p>③ 幹線道路等の整備促進 利便性が高く、安全で快適な幹線道路ネットワークを形成するため、骨格となる市道整備を進めるとともに、みやぎ県北高速幹線道路Ⅴ期区間の早期事業化及び三陸沿岸道路への直接乗り入れの事業化、三陸沿岸道路の4車線化など、国県道の整備や機能強化について、関係機関への要望を継続します。</p>

(続き)

施策	施策の取組
27 上水道の整備	① 安全・安心な水道水の安定供給 安全で安心できる水道水を安定して供給するとともに、災害に強い水道を構築するため、計画的な施設更新を進めます。 ② 健全な事業運営 健全な事業運営に取り組むとともに、人工衛星・A I 等を活用した調査や漏水多発路線の解消により効率的な漏水対策に取り組みます。 ③ 啓発活動と情報発信 啓発活動を通して水道事業への理解向上を図り、市民が必要とする情報を的確に把握し、適時適切な情報発信に取り組みます。
28 下水道の整備	① 公共下水道施設の計画的な整備 快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質保全を図るため、未整備となっている部分の公共下水道施設を計画的に整備します。 ② 下水道施設の計画的な施設の維持・更新 施設の長寿命化対策の取組と、計画的な施設の維持・更新を進めます。

◆ 主な個別計画等

- 登米市都市計画マスタープラン
- 登米市立地適正化計画
- 登米農業振興地域整備計画
- 登米市景観計画
- 登米市都市交通計画マスタープラン
- 登米市地域公共交通計画
- 登米市舗装維持修繕計画
- 登米市道路整備計画
- 登米市上下水道事業ビジョン

環境保全とゼロカーボンシティ ・循環型社会形成の推進

◆ 現状と課題

- 本市の自然環境は、河川や湖沼の水質の悪化や、一部森林の手入れ不足に加え、外来種増加による希少な在来種の減少などが進んでいることから、かけがえのない豊かな自然環境を守り、次世代へつないでいくことが必要とされています。
- 地球温暖化は年々深刻化し、気候変動による影響が様々な分野で見られるようになっており、市全体の温室効果ガス排出量削減の取組が必要とされています。
- 公害に関する苦情は、近年、横ばい傾向で推移しており、悪臭やごみのポイ捨てなどの不法投棄は依然としてなくなる状況にあります。
- 市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、今後も引き続き、ごみの減量化と資源のリサイクル化が必要とされています。

◆ 基本方針

河川・湖沼周辺の清掃活動や水環境の保全・再生活動、森林整備を推進するとともに、自然環境保全意識の向上に取り組み、自然と共生する社会の実現を目指します。

また、市民や事業者の地球温暖化対策に関する関心と理解を深め、2050年までのカーボンニュートラル^{※22}実現に向けた市全体の温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。

さらに、公害の未然防止や公衆衛生の維持・向上に努め、暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。

※22 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。なお、温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なもの。



◆ 代表的な指標

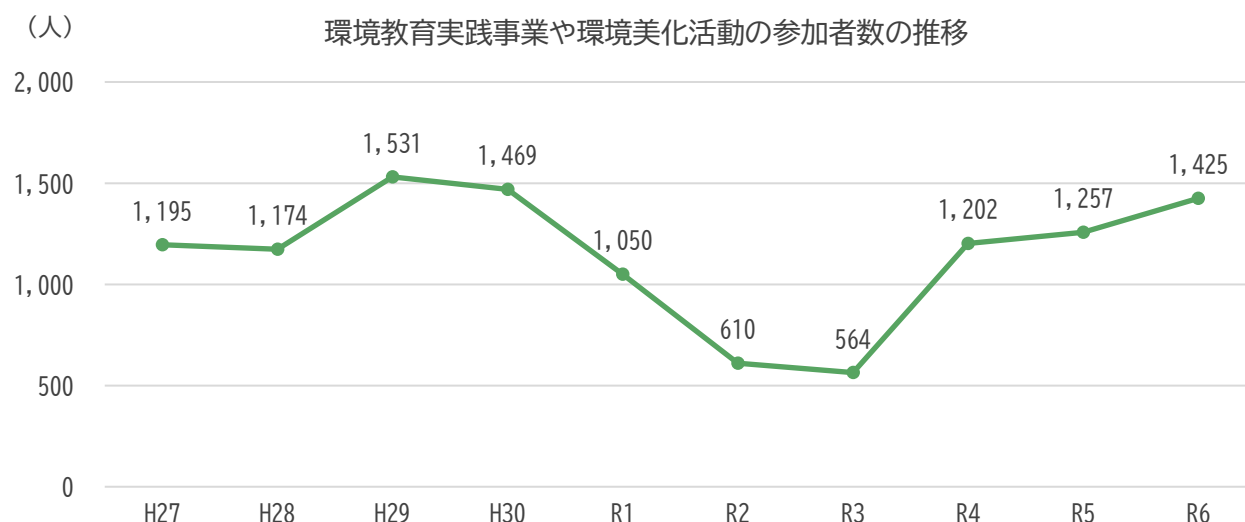
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
市内湖沼※ ¹ の平均COD※ ² 濃度	12.8mg/L	8.0mg/L	6.0mg/L
環境教育実践事業や環境美化活動の参加者数	1,425人	1,850人	2,500人
太陽光発電システム※ ³ の設置件数（累計）	3,059件	4,000件	5,000件
市民1人1日当たりのごみ排出量（生活系ごみ）	589g/人・日	550g/人・日	520g/人・日
ごみの再資源化率	25.4%	28.0%	30.0%

※1 伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼

※2 湖沼、海域の有機汚濁を測る指標で、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量（化学的酸素要求量）

※3 10kW未満のもの

◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市市民生活部 環境課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
29 自然環境の保全	① 自然環境保護活動の推進 河川や湖沼、森林などの自然環境保護に関わる機会を創出し、保護活動を推進します。 ② 水環境の保全 環境美化活動、下水道及び合併浄化槽への接続の推進など、水環境の保全や再生を関係機関との連携により推進し、沼や川の水質改善に取り組みます。 ③ 生物多様性の保全 生息・生育環境の保全による生態系の回復と保全に取り組みます。 ④ 森林環境の保全 間伐の実施等適正な森林整備を推進し、将来にわたり森林の持つ公益的機能の保全に努めます。
30 自然環境の活用	① 自然に親しめる空間の創出 サンクチュアリセンターや平筒沼いこいの森、さらに伊豆沼・内沼や森林などを活用し、自然に親しめる空間を創ります。 ② 自然環境の学習機会の創出 こどもたちをはじめ、幅広い年代も対象とした環境教育の実践事業など、自然環境について学習できる機会の創出に取り組みます。 ③ 森林の多面的利用の推進 森林セラピー基地 ^{※23} に認定されている登米森林公園を活用した森林浴や森林体験を通じて、森林の持つ癒し効果を市民の健康づくりに活用します。
31 温室効果ガス 排出量削減	① 温室効果ガス排出量の削減 市民・事業者・市役所における省エネルギー、使用エネルギーの転換、電気自動車等の導入などにより、エネルギー消費量を減らすことで、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。 ② 再生可能エネルギー導入の推進 温室効果ガス削減に向けて、自然環境や景観等と調和した太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を推進します。

※23 森林医学の面からリラックス効果が立証されており、さらに関連施設等の条件が一定の水準で整備されている地域のこと。

(続き)

施策	施策の取組
32 暮らしやすい生活環境づくり	① 公害の未然防止 県と連携して指導の徹底や広報紙・チラシなどによる注意喚起を図り、悪臭などの公害を防止します。 ② 生活環境の保全 地区の公衆衛生組合と連携した公衆衛生の維持・向上などによる暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。 ③ 地域と協働した環境美化・維持活動 環境パトロールの強化を行うとともに、地域の一斉清掃やクリーンアップ湖沼群などの協働事業を実施し、地域の環境美化・維持に努めます。
33 ごみ処理の適正化・資源リサイクルの推進	① 4 R運動の推進 4 R ^{※24} 運動を推進し、ごみの発生及び排出を抑制します。 ② 資源分別の徹底 普及啓発を行うとともに、ごみ集積所の設置を支援し、ごみ収集体制を充実させ、資源分別の徹底を図ります。 ③ ごみの減量化 食品ロス削減に向けた普及啓発や団体による資源ごみ回収の奨励などに取り組み、ごみの減量化を図ります。 ④ 施設の長寿命化 一般廃棄物処理施設の計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化に努めます。

◆ 主な個別計画等

- 登米市環境基本計画
- とめ生きもの多様性プラン
- 登米市森林整備計画
- 登米市地球温暖化対策地域推進計画
- 登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
- 登米市一般廃棄物処理基本計画

※24 Refuse (リヒューズ：不要なものは断る)、Reduce (リデュース：ごみを減らす)、Reuse (リユース：繰り返し使う)、Recycle (リサイクル：再資源化する) を意味する。

政策の分野：1 産業

農林業の振興

(1) 農業分野

◆ 現状と課題

- 農業産出額県内1位を誇る本市の農業は、稲作などの土地利用型農業をはじめ、肉用牛等の畜産や野菜、果樹、花きなど、様々な農業経営が行われています。
- 人口減少等による米の消費減少、不安定な国際情勢等による生産資材費の高騰、さらには農業従事者の高齢化や後継者不足など、本市農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、耕作放棄地の拡大などが懸念されています。
- 改正食料・農業・農村基本法の施行に伴い、世界的な食料情勢の変化や食料安全保障上のリスクの高まりを受け、これまで輸入に頼ってきた大豆や加工用野菜、飼料作物への転換、生物多様性やカーボンニュートラル^{※25}の実現など、法の基本理念に沿った新たな展開が求められています。
- 本市農業の生産基盤である農業水利施設については、老朽化等により維持管理経費が年々増加傾向にあることから、更新による機能強化や長寿命化を図る必要があります。

◆ 基本方針

環境保全米の発祥地として、環境保全型農業を継続して推進するとともに、みどりの食料システム戦略に基づく有機農業の拡大など、人と生き物、環境との調和を重視した持続可能な農業を推進します。

需要に応じた主食用米の生産はもとより、輸出用米や加工用米など幅広いニーズに対応した米づくりとともに、麦や大豆、収益性の高い園芸作物への作付転換やスマート農業^{※26}の更なる普及を推進し、農業所得の向上と競争力の高い、効率的な水田農業の実現を図ります。

また、全国有数のブランド牛である仙台牛の主産地として、子牛生産から肥育まで登米市育ちの地域内一貫生産を推進し、ブランド力向上による競争力強化を図ります。

さらに、農業用水の安定供給と農村環境の維持や防災機能の強化に向け、維持管理の効率化や長寿命化対策を行い、農業水利施設の適正管理に努めます。

農地中間管理事業^{※27}等を活用した、地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化の推進を図るとともに、多様な担い手の確保・育成に努めます。

※25 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。なお、温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なもの。

※26 コンピュータなどの情報通信技術やロボット技術などを活用して、農作業の省力化や生産性向上を図る取組。

※27 農地中間管理機構が農地を借り受けて集約し、担い手農業者へ貸し付けることで、農地の有効活用と経営規模の拡大を支援する制度。

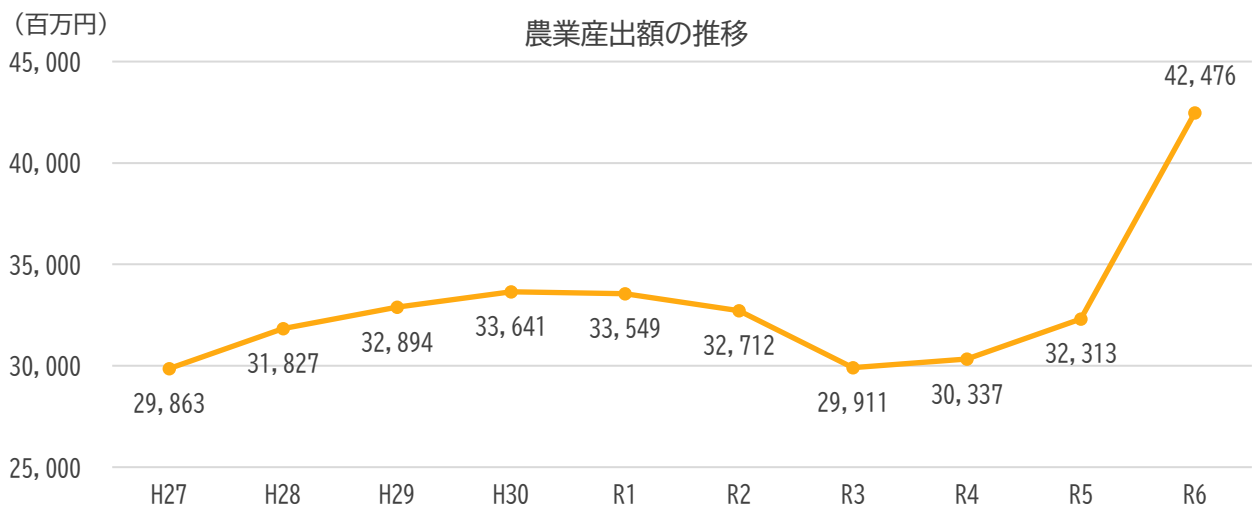


◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
農業産出額※	42,476百万円 (令和6年)	54,128百万円 (令和12年)	56,000百万円 (令和17年)
環境保全型農業取組面積	7,211ha	7,958ha	8,280ha
有機農業取組面積	152ha	217ha	300ha
地域計画に位置付けられた者への 農地集積率	49.2%	71.4%	90.0%

※ 1月から12月までの数値

◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市産業経済部 産業総務課調べ（各年）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
34 農業生産の振興	<p>① 安全・安心な農畜産物の生産支援 環境保全型農業及び耕畜連携による資源循環型農業を推進し、高品質で消費者から信頼される農畜産物の生産を支援します。 また、地域ぐるみで化学肥料・農薬に頼らない有機農業を推進するオーガニックビレッジ^{※28}として、栽培面積及び品目の拡大に取り組みます。</p> <p>② 農業経営の安定化の支援 需要を踏まえた農産物生産の振興に向け、各種メリット対策を活用し、米・麦・大豆・露地野菜等の土地利用型作物の作付を推進することで、農業経営の安定化を図ります。</p> <p>③ スマート農業の推進 スマート農業の機械導入を支援し、経営の効率化や省力化などに向けた取組を推進します。</p> <p>④ 生産性の高い園芸産地づくり 栽培施設の整備や省力化機械の導入を支援するとともに、団地化の推進を図ります。</p> <p>⑤ 品質の高い畜産物の産地づくり 酪農・肉用牛・養豚など畜産生産基盤の強化を図り、品質の高い畜産物を安定供給する産地づくりを推進します。</p> <p>⑥ 農地や農業水利施設などの適正管理 地域の共同活動を支援し、農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮を推進するとともに、農業水利施設の省エネ化や長寿命化対策を推進し、適正管理と湛水被害の防止を図ります。</p>
35 担い手対策の推進	<p>① 農業経営者の確保 多様な担い手の育成を推進するとともに、地元高等学校や大学などとの連携強化に努め、新規就農者・農業後継者の確保・育成を図ります。</p> <p>② 意欲ある農業経営者への農地利用集積の推進 農地中間管理事業等を活用した、地域計画(目標地図)に基づく農地の集積・集約化の推進や、耕作放棄地の解消を図るとともに、農業生産基盤の整備を推進します。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市農業振興ビジョン
- 登米市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 登米市スマート農業推進方針
- 登米市酪農・肉用牛生産近代化計画
- 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)

※28 有機農業の生産から消費まで一貫した、地域ぐるみで取組を進める市町村のこと。

とめの まめ 知識



本市の米づくりの歴史

「登米耕土」とよばれる本市において、米づくりの歴史は古く、江戸時代に仙台藩が湿地帯の開墾を奨励したことにより作付面積が拡大し、北上川や迫川を經由し、石巻港から海運を利用して江戸に米を供給していました。江戸で使用する米の3分の1を賄い、江戸に米が登ることから「登米」という地名が残ったともいわれ、この他にも米に由来する地名が多く残っています。

現在の本市の農業

本市では、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、地域一体となり、カーボンニュートラルの実現を目指しています。

令和6年12月には宮城県内初となる「オーガニックビレッジ」を宣言しました。本市農業の強みである環境保全型農業の次のステップとして、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者だけではなく、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジの推進により、生産力の向上と持続性を両立した農業の発展を目指しています。



「環境保全型農業」とは？

Q. どんな農業？

A.

土づくりにたい肥や緑肥を使い、化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らして、環境への負荷を軽減する農業のことです。

Q. 本市ではどんなことをしてるの？

A.

本市は、地域全体（約8割）で減農薬、減化学肥料に取り組む「環境保全米」（特別栽培米）の米づくりを実践しています。

「資源循環型農業」とは？

Q. どんな農業？

A.

家畜の排せつ物や稲わらなどを肥料や飼料として活用し、資源を循環させながら行う農業のことです。化学肥料や農薬への依存を低減し、環境への負荷を抑えつつ、持続可能な生産を目指す取組です。

Q. 本市ではどんなことをしてるの？

A.

本市は、「仙台牛」の主産地として畜産も盛んな地域であり、市内全域で耕畜連携による資源循環型農業に取り組んでおり、市内の「有機センター」では家畜の排せつ物から有機質肥料を製造し、水田や畑に散布し還元しています。その水田から生まれる稲わらは和牛のえさ等に利用されます。

政策の分野：1 産業 農林業の振興

(2) 林業分野

◆ 現状と課題

- 木材価格の低迷や、林業従事者の減少・高齢化による担い手不足など、森林・林業を取り巻く情勢は、引き続き厳しい状況にあり、適正な森林管理が行われていない森林も見受けられています。こうした状況は、環境・防災・国土保全等の森林機能^{※29}の低下、森林の荒廃が懸念されています。
- 本市の森林は人工林の7割が収穫可能な林分に成長しており、また、登米インター工業団地には大径材を製材する大規模な製材工場が操業を開始するなど、木材供給・加工流通体制は整ってきていることから、林業従事者の確保・育成を図り、素材生産量の拡大を図っていく必要があります。
- 人口減少・少子高齢化等により住宅着工戸数は減少していることから、木材需要の拡大を促進し、地域林業の活性化を図る必要があります。

◆ 基本方針

人と森林を育て、木を使い、森林を活用することで、森林資源が循環する森林・林業・木材産業づくりを目指します。

森林・林業を支える担い手の育成・強化を図るとともに、森林施業の集約化及び高性能林業機械の導入、林道・作業道の整備による低コスト林業を進め、森林の適正な整備と地域林業の活性化を推進します。

鉄骨から木材へ、又はコンクリートから木材へ新たな木材の活用を進め、住宅や公共施設での積極的な地域産材の活用と、森林認証材^{※30}の販路拡大や新たな認証製品の開発を促進するなど、市内産木材需要の拡大を図ります。

市有林における「オフセット・クレジット（J-V E R）^{※31}」などにより、社会全体で森林づくりを支える仕組みを活用し、将来に向けた持続的な森林整備を推進します。

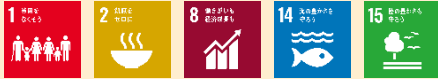
◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
林業生産額	4.5億円 (令和4年度 [※])	4.9億円	5.9億円
木材・木製品出荷額	27.6億円 (令和4年度 [※])	34.1億円	37.3億円

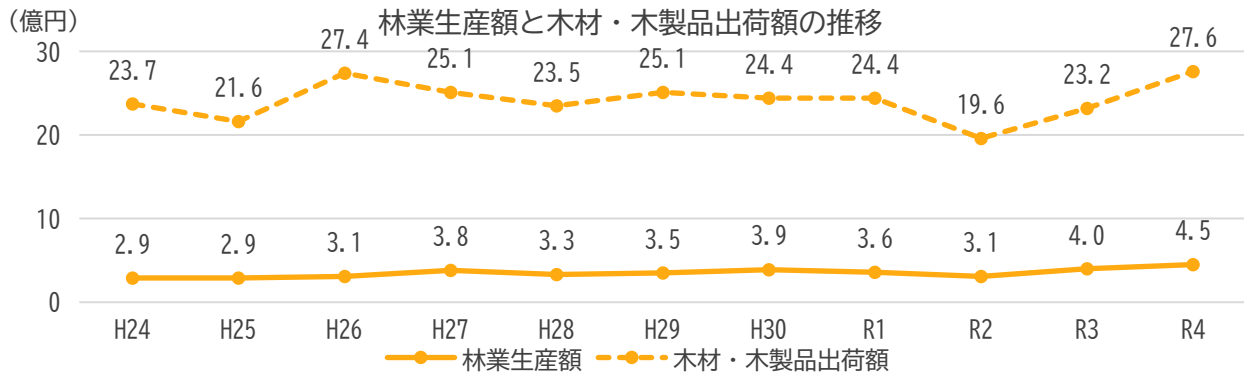
※ 代表的な指標の「林業生産額」と「木材・木製品出荷額」は、出典元のデータ公表時期の都合上、現状値は令和4年度の数値を掲載している。

※29 森林の持つ多様な環境保全（CO2吸収、化石燃料代替等）、災害防止、水源かん養、保健、景観形成、木材等生産機能などのこと。

※30 国際的な基準に基づき、適切に管理された森林から生産されたことを第三者機関が認証した木材のこと。



◆ 代表的な指標の推移



資料：【林業生産額】宮城県市町村民経済計算（各年度）、【木材・木製品出荷額】経済構造実態調査（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
36 森林整備の推進と木材生産加工流通体制の整備	<p>① 適正な森林整備の推進 林業担い手の確保・育成を図るとともに、高性能林業機械やスマート林業※32を活用した効率的な低コスト林業に取り組み、適正な森林整備を推進します。また、地域林業を担う森林組合の経営基盤強化を図り、木材生産から森林の育成に着実に取り組む体制づくりに努めます。</p> <p>② 将来に向けた持続的な森林整備の推進 オフセット・クレジット等森林の持つ新しい価値を積極的に活用し、持続的な森林整備を推進します。</p> <p>③ 成熟期を迎える森林資源の活用の促進 木材の生産から加工流通体制の整備を推進し、成熟期を迎えている森林資源の活用を促進します。</p>
37 木材利活用の促進と特用林産物の生産振興	<p>① 地域産木材の積極的な活用の促進 一般住宅や公共施設等へ木材を積極的に活用するほか、木材の新たな利活用を促進します。</p> <p>② 利用されていない間伐材の利活用の促進 未利用間伐材等の木質バイオマスエネルギーの利活用を促進し、地域林業の活性化を図ります。</p> <p>③ 山菜やきのこ等の特用林産物の特産品づくり 山菜やきのこ等の特用林産物については、本市ならではの特産品として、生産振興と販路拡大に努めます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市森林整備計画
- 登米市森林経営計画

※31 温室効果ガスの排出量削減または吸収量を増加させた事業者が、削減量をクレジットとして売り、温室効果ガスの削減が難しい事業者はクレジットを買うことで排出量の相殺（オフセット）を行うこと。

※32 コンピュータなどの情報通信技術やドローン、センサーなどの先端技術を活用して、森林管理や作業の効率化・高度化を図る取組。

商工業の振興

◆ 現状と課題

- 商業については、消費者の購買行動の変化や既存商店の後継者不足などにより、個々の店舗や地域商店街を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあり、空き店舗の増加による商店街の空洞化や市外への消費の流出などが課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や不安定な経済情勢、長引く円安などによって、あらゆる生産資材の物価高騰が続いており、地域経済への影響が懸念されています。
- 工業については、市内企業の労働力不足が続いている状況にあり、その要因としては、市内高校の生徒やその保護者における市内企業の認知度が低く、大学等も含めて卒業後、就職先に市内企業を選択することが少ない状況にあることなどが挙げられます。

◆ 基本方針

商業振興については、商工会との連携を図るとともに、商店街組織が実施する各種事業を支援し、集客力の向上や空き店舗の解消を図り、商店街のにぎわいの創出に取り組みます。

また、消費者ニーズへの対応と地元購買意欲を高めるため、個々の店舗や地域商店街ならではのサービスの提供を図るなど、魅力ある店舗づくりを推奨します。

さらに、市内金融機関と連携し、資金ニーズへの対応に取り組み、中小企業の安定した経営を支援します。

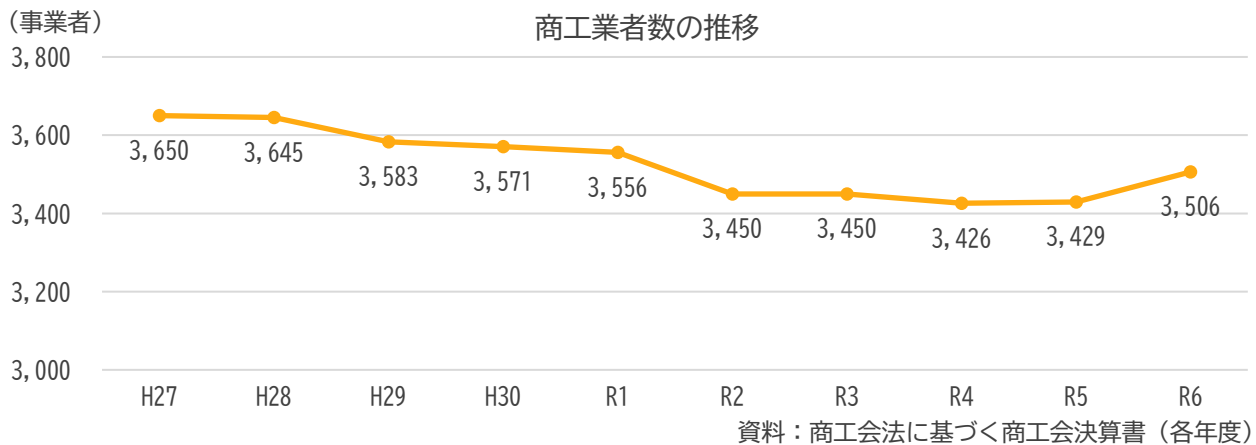
工業振興については、市内企業の商品開発や販路拡大に向けた取組への支援を行うとともに、高校生等を対象とした就労体験の実施や市内企業の情報発信に努め、若者の定着化と人材確保による工業生産の拡大に取り組みます。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
商工業者数	3,506事業者	3,570事業者	3,595事業者
空き店舗活用支援件数（累計）	105件	117件	127件
中小企業振興資金融資実行額	1.67億円	1.83億円	1.94億円
市内高校新卒者市内就職率	37%	60%	60%



◆ 代表的な指標の推移



◆ 主な施策

施策	施策の取組
38 商工業の振興	<p>① 商店街の空き店舗等の活用 空き店舗等を活用した新規事業者を支援するとともに、事業者が行う新規マーケット開拓や商品開発、事業のステップアップなどを支援し、商工業の振興と商店街の活性化を図ります。</p> <p>② 商店街のにぎわい創出 商工会や商店街組織と連携し、多様化する消費者ニーズに対応した個々の店舗の魅力の情報発信や店舗イメージアップなど商業の振興を支援し、商店街のにぎわいを創出します。</p> <p>③ 中小企業の安定した経営の支援 低金利で有利な融資のあっせんを行い、中小企業者の経営安定と円滑な資金調達を図るとともに、後継者不足により廃業することのないよう、事業承継に向けた支援に努めます。</p> <p>④ 工業の活性化 本市の優れた技術を持ち合わせた様々なものづくり企業を市内外へ広く情報発信し、更なる市場の開拓や企業間連携を支援し、工業の活性化を図ります。</p> <p>⑤ 企業活動の支援 企業の経営革新や事業拡大、販路開拓などを促進するとともに、次代を担う若者等の市内企業への定着化や人材の確保など産業関連団体と連携しながら、企業活動の支援に努めます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市商工観光振興計画
- 登米市中小企業・小規模企業振興基本条例
- 登米市企業立地促進条例

観光物産の振興

◆ 現状と課題

- 本市への観光客数は、平成28年の274万人から、平成29年にオープンした道の駅三滝堂への誘客が図られたことなどにより、令和元年には347万人まで増加しましたが、コロナ禍の影響もあり、令和6年には292万人と、コロナ禍前の人出には戻っていない状況にあります。
- 本市には宿泊施設が少ないことから、マイカーを利用した日帰り旅行や通過型の観光が多く、長時間の滞在や複数日滞在する観光客が少ない状況にあります。
- 本市産食材の首都圏等での利用状況は、令和元年度までは年々増加傾向にありましたが、コロナ禍でホテル等の利用者数の減少や飲食店の閉店により大きく減少し、いまだコロナ禍前の水準に戻っていない状況にあります。

◆ 基本方針

本市には、自然・歴史・文化・食・イベントなど、それぞれの地域に根ざした多くの観光資源が存在しており、「体験する」「食べる」等の体験型観光に加え、新たな観光資源の掘り起こしや磨き上げを行い、物産振興と合わせて、「登米市ならでは」の観光コンテンツを造成し、エコツーリズム^{※33}やフードツーリズム^{※34}などのニューツーリズム^{※35}を推進し、外国人を含め更なる観光客の増加につなげていきます。

また、近隣地域の観光資源など、それぞれの強みを活かし、連携による広域観光圏の形成を図ります。

物産振興については、地域資源を活用した商品開発や農畜産物の高付加価値化の推進により産地の魅力向上を図り、国内の市場のほか海外市場への進出も支援し、販路の拡大に努めます。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
観光客入込数 [※]	2,929千人 (令和6年)	3,651千人 (令和12年)	4,000千人 (令和17年)
宿泊観光客数 [※]	87千人 (令和6年)	90千人 (令和12年)	93千人 (令和17年)
農産物直売所販売額	1,509百万円	1,550百万円	1,630百万円

※ 1月から12月までの数値

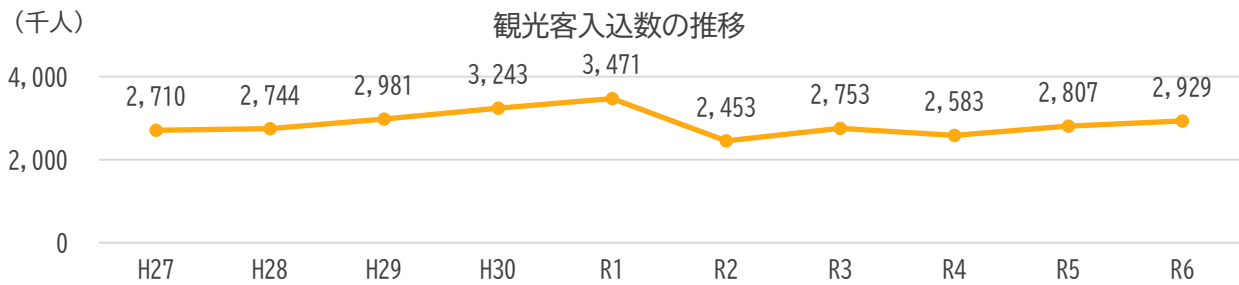
※33 自然環境の保全と地域文化への配慮を前提に、自然体験や学びを通じて地域の魅力を楽しむ観光のこと。

※34 地域の食材や料理、食文化を楽しむことを目的とした観光のこと。

※35 従来の観光地巡りとは異なり、体験や交流を通じて地域の魅力を深く味わう新しい形の観光のこと。



◆ 代表的な指標の推移



資料：宮城県観光統計概要（各年）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
39 観光の振興	<p>① 観光の魅力創造 体験・食・土産品などの観光資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、グリーンツーリズム※36による農家民宿の拡充、近隣地域との連携による広域的な観光プランを創り、着地型観光※37や滞在型観光を推進します。</p> <p>② 観光客受入体制の強化 官民が連携した観光地域づくりに取り組むとともに、市民のおもてなし意識の向上や観光案内機能の充実を図り、外国人を含めた観光客の受入体制を強化します。</p> <p>③ 魅力の発信による観光客誘致 多様なニーズに対応した観光パンフレットの作成やSNS※38等を活用した観光物産情報の発信に取り組むとともに、自然・歴史・文化・食・イベントなどの本市の魅力を効果的に発信することにより、多くの観光客を誘致します。</p>
40 物産の振興	<p>① 農畜産物等のPRとブランド化の推進 化学肥料及び農薬の使用低減や耕畜連携による資源循環型農業の推進などにより、環境にやさしい持続可能な食料生産基地としての産地の魅力をPRするとともに、高い品質とストーリー性を持つ農畜産物等のブランド化を推進し、海外も含めた消費地における農畜産物の利用機会の拡大を図ります。</p> <p>② 農畜産物等の消費拡大 農産物直売所の販売力向上や市内飲食店・学校給食での市内産食材の利用を推進し、地産地消の取組を推進するとともに、販路の拡大に努め、農畜産物等の消費拡大を図ります。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市商工観光振興計画

※36 農山漁村での自然体験や地域住民との交流を通じて、地域の暮らしや文化を楽しむ観光のこと。

※37 旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営・PRして、観光客誘致を行うこと。

※38 「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で人と情報を共有したり交流したりするためのサービスの総称。

起業支援・企業誘致の推進と雇用の創出

◆ 現状と課題

- 本市では、地域資源を活かした起業・創業活動や地域の課題解決に取り組む事業など、新しいビジネスの創出や地域に根ざした地域内発型産業^{※39}の育成が求められています。
- 市民の働く場を確保するため、工業団地への早期立地に向け、三陸沿岸道路・みやぎ県北高速幹線道路の交通アクセスや生活環境の良さを活かした誘致活動の取組が必要とされています。

◆ 基本方針

本市ならではの起業・創業の活動や市内企業の新しい取組を支援するとともに、東北を代表する食料供給地帯として、農業を基軸とした6次産業化などによる農業関連産業の育成や農商工連携による農業関連産業の育成を推進します。

また、地域の商工会や金融機関、産業支援機関、創業支援に取り組む民間会社等関係機関と連携し、起業・創業や新たなビジネスに取り組む事業者の支援に努めます。

雇用機会の創出については、工業団地等へ製造業や運輸業、クリエイティブ産業^{※40}など様々な業種の企業の誘致を推進します。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
市の支援による 起業・創業者数（累計）	13事業者	19事業者	24事業者
市内企業等の地域資源を活かした 新ビジネスへの支援件数（累計）	524件	590件	650件
企業誘致数（累計）	21社	24社	28社

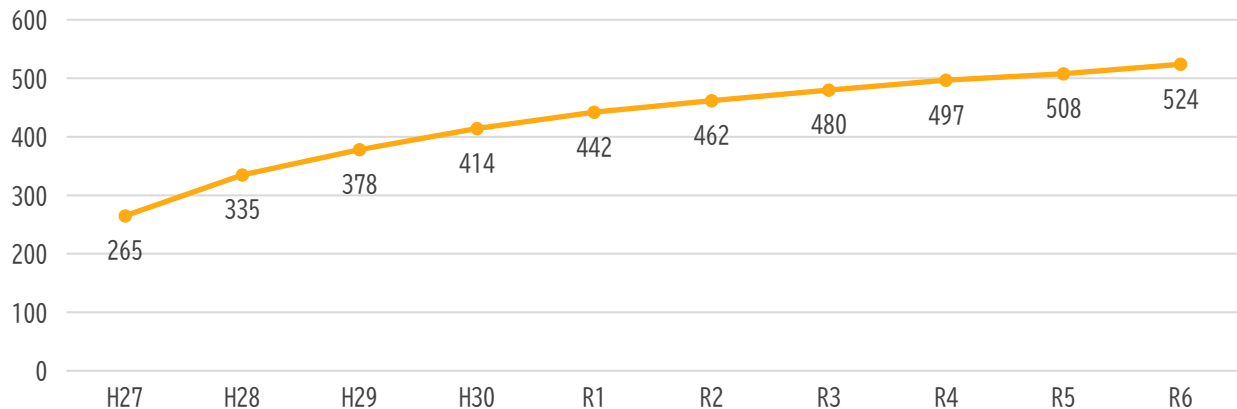
※39 地域に存在する資源や技術、人材を活かして、地域自らが価値を創出し発展させる産業のこと。

※40 デザイン、映像、音楽、アートなど、創造的なアイデアや表現を基盤として価値を生み出す産業のこと。



◆ 代表的な指標の推移

(件) 市内企業等の地域資源を活かした新ビジネスへの支援件数の推移（累計）



資料：登米市産業経済部 地域ビジネス支援課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
41 起業・創業、市内企業の新規事業への支援	① 登米市ならではの産業の育成 農・商・工分野の横断的な起業・創業活動を支援し、地域に根ざした産業の育成や6次産業化などによる農業関連産業の育成を図ります。 ② 多様なビジネスの創出 市内企業等による地域資源を活かした新しい取組や地域課題解決への取組の事業化を支援し、多様なビジネスの創出を図ります。
42 雇用機会の創出	① 企業誘致の推進 企業立地促進奨励金などの経済的な支援や、三陸沿岸道路・みやぎ県北高速幹線道路等の交通の利便性や生活環境の良さなど本市の魅力を活かした企業誘致を推進し、工業団地への早期立地による雇用の場の創出を図ります。 ② 都市部から地方への人の流れの促進と新たな雇用機会の創出 地域の活性化と働き方改革を推進するため、地域の公共施設等を活用したコワーキングスペース ^{※41} 等八、都市部から地方への人の流れを促進し、雇用創出を図ります。

◆ 主な個別計画等

- 登米市商工観光振興計画
- 登米市農業振興ビジョン
- 登米市企業立地促進条例

※41 複数の利用者が共同で利用する業務用スペースであり、通信環境や会議機能等を備え、テレワーク、創業支援、交流促進等を目的として整備される施設のこと。

移住定住の推進と居住環境の確保

◆ 現状と課題

- コロナ禍をきっかけとして、首都圏における若者の地方移住への関心が高まっており、移住先として本市を選んでいただけるような取組が必要とされています。
- 空き家情報バンク^{※42}については、利用希望者数に対して登録物件数が少ないことが課題となっています。
- 移住先の条件としては、生活の基盤となる住環境の整備が重要です。
- 公営住宅は老朽化が進んでおり、効率的かつ効果的な管理が求められています。
- 十分に管理されていない空き家の増加により、空き家等の倒壊や、防災・防犯上の不安、獣害による環境衛生と景観の悪化が懸念されています。

◆ 基本方針

移住希望者や市内転居を希望している方に必要な情報を提供できるよう、SNS^{※43}などを活用し本市の魅力や支援制度などの情報発信に努めます。空き家情報バンクについては、新規登録物件の掘り起こしに努めます。

また、関係機関と連携し、移住希望者の具体的なニーズを把握し、円滑な移住に向けた支援ができる体制の強化に取り組みます。

さらに、市外へ転出した若者や本市への移住を希望する市外在住者を対象として、各世代のニーズに適した支援策を強化するとともに、若者のU・I・Jターンに向けた支援策を図ります。

住宅に困窮する低所得者に対しては、低廉な家賃で公営住宅を賃貸することができるよう、老朽化が著しい住宅や耐用年限を超過している住宅については、合理化・集約化を行い、効率的な維持管理を図ります。

市内の空き家等の予防と適正な管理を推進するとともに、空き家等の有効活用と、特定空き家^{※44}等に対する対応として必要に応じ指導や助言等を行います。

※42 空き家の所有者から提供された物件情報を市町村が収集・登録し、利活用希望者に提供することで、空き家の有効活用及び地域の定住促進を図る制度。

※43 「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で人と情報を共有したり交流したりするためのサービスの総称。

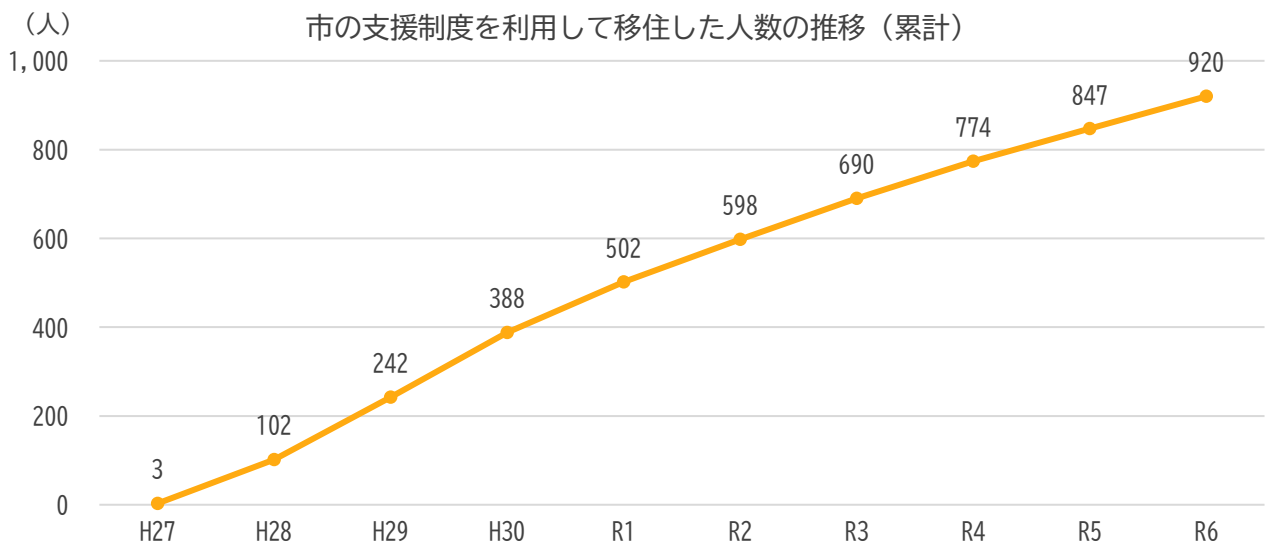
※44 空家等対策特別措置法に基づき、倒壊等の著しい危険、衛生上有害となるおそれ、著しい景観の阻害、周辺生活環境への悪影響が認められる空き家として市町村が指定するもの。



◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
市の支援制度を利用して移住した人数（累計）	920人	1,500人	2,000人
空き家情報バンクの成約件数（累計）	127件	250件	350件

◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市まちづくり推進部 まちづくり推進課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
43 移住・定住の推進	<p>① 相談窓口・サポート体制の構築 移住希望者の全般的な相談から本市への移住が決定するまでワンストップで対応し、県や近隣自治体と移住希望者に関する情報等を共有し、きめ細かな相談体制を構築します。</p> <p>② 移住希望者へのきめ細かな情報の提供 移住先として本市を選んでいただけるよう、移住・定住に関する様々な支援策等の情報を幅広く得られるよう本市の魅力を積極的にPRし、移住・定住につながるよう取り組みます。</p> <p>③ 移住体験メニューの充実と二地域居住の推進 本市での暮らしを体験していただく移住体験ツアーなどの体験型事業を充実するとともに、都市部の方が一定期間本市に滞在し、本市への移住の足掛かりとする二地域居住を推進し移住者の創出につなげます。</p> <p>④ U・I・Jターンの推進と若者の地域への定着の強化 進学や就職等で市外へ転出した若者や、本市への移住を希望する市外在住者を対象として、各世代のニーズに応じた支援策を強化し転入を促すとともに、若者が本市に住み続けられるよう各種支援策の情報発信に努めます。</p> <p>⑤ 移住に関する地域資源等の活用 所有者等へ空き家バンク登録の周知徹底を図り、空き家バンクの利活用を推進し、地域住民等と連携しながら、物件の掘り起こしを図ります。</p>
44 居住環境の整備	<p>① 公営住宅の適正管理 公営住宅等長寿命化計画と整合性を図りながら、改修や住替え等を行い、安全で快適な住まいを長きにわたって確保します。</p>
45 空き家対策	<p>① 空き家の適正管理 空き家対策を推進し、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止します。</p> <p>② 予防対策 実態調査により空き家等を把握し、所有者等に対し助言や指導を行います。住民への周知、問題意識の醸成、空き家等予防に対する意識付けを行います。</p> <p>③ 空き家等の利活用 空き家情報バンクの利活用、地域や空き家等の特性に見合った利活用の仕方の検証、情報提供と補助金活用、中古戸建住宅の流通促進につなげます。</p> <p>④ 相談体制の確立 相談受付体制の整備、情報提供、福祉との連携、相続財産管理人制度^{※45}の活用を提案を行います。</p> <p>⑤ 特定空き家等に対する対応と措置 空き家等の所有者等の事情を把握し、特定空き家等に対する措置の事前準備（立入調査等）、助言又は指導、勧告、命令、代執行と段階を踏み実施します。</p>

※45 相続人がいるか不明だが、遺産分割協議まで財産を管理する必要がある、または特定の相続人が管理できない場合など、一時的な財産の保存を目的として、家庭裁判所が管理人を選任する制度。

移住者のインタビュー
各種支援事業等を掲載

◆ 主な個別計画等

- 登米市空き家等対策計画
- 登米市住宅マスタープラン
- 登米市公営住宅等長寿命化計画



移住・定住促進パンフレットは
登米市ホームページにて公表中

--- 移住者の声 ---

田舎でのんびり
セカンドライフを満喫したい
Kさん



コロナ禍をきっかけに、妻の実家の近隣である登米市で見た
プラネタリウムのような星空を思い出し東京からの移住を決めました

一番の魅力は自然。採れる野菜は格別に美味しく、
広い畑や果樹があり家庭菜園を存分に楽しめます



ライフワークバランスを
大切に暮らしたい
Iさん

母のサポートをするため
カナダから移住した
Iさん



静かな場所ですが、仙台への交通の便が良く、
近くに病院などの都市機能があるので安心して生活できます

地域に小さい子どもを連れて集える場や大きな公園があり、
のびのびと子どもを育てられる環境が整っています



自然豊かな環境で
子育てをしたい
Sさん

イタリア料理のお店を
開く夢を叶えたい
Kさん



空き店舗活用支援などの起業支援が
充実し、市役所や商工会の方々の
親身な対応が心強い後押しとなり、
夢をかなえるためにUターンしました

空き家、空き店舗等を
活用して、若者や女性が
起業しやすく、雇用が生ま
れるようにしていくべき。

令和7年度移住・定住促進パンフレットより

令和6年度市民ワークショップ意見より

生涯学習の推進

◆ 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により各種講座や教室の受講者が減少し、生涯学習事業への参加者数は未だにコロナ禍前の水準までには戻っていませんが回復傾向にあります。また、ライフスタイルの変化やニーズの多様化等による社会情勢から、参加者の固定化や関心の低下が見受けられる事業もあります。
- 誰もが参加しやすい環境整備と時代に合った学習内容の提供及び情報発信が求められており、今後においても生涯を通じて学習し、その成果を個人の生活や地域に還元できる機会の提供が必要とされています。
- 高度情報社会の情勢下で、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化していることから、青少年の健全育成と地域ぐるみで子どもを育てるための社会教育の充実が求められています。

◆ 基本方針

市民の学習活動を促進するとともに、自ら学ぶ市民への支援を行うため、人や団体を育成し、地域で相互に連携できる仕組みづくりと学習と交流の拠点となる施設の充実を図り、誰もが参加しやすく学びたいと思えるように、学習ニーズに合った生涯学習機会を提供します。

また、公民館等については、生涯学習を提供する地域の活動拠点として位置づけ、特色ある事業を奨励し地域の自立を支援します。

さらに、地域全体で子どもの成長を支える取組や、社会の担い手となる青少年の健全育成を推進するとともに、地域内での活動を支援します。

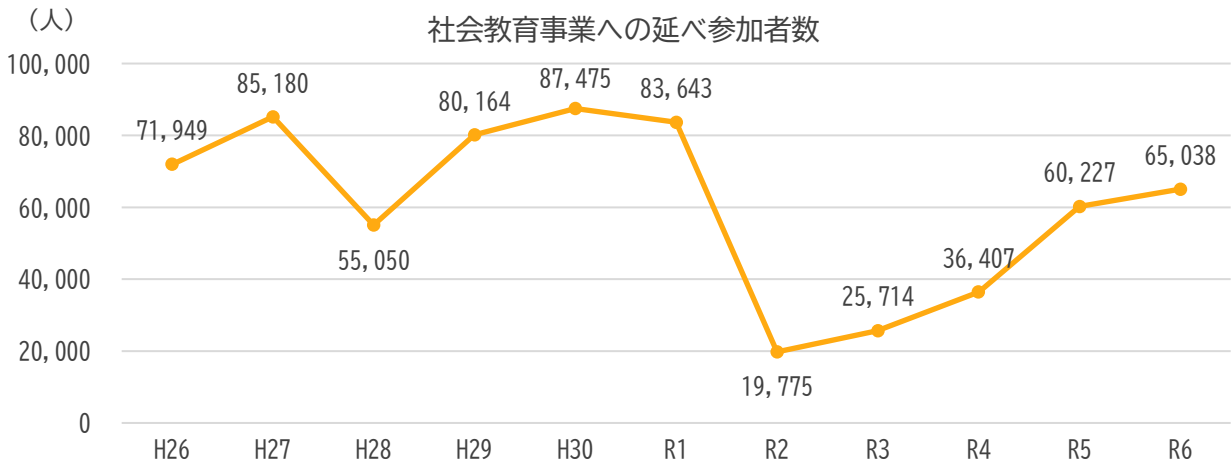
◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
社会教育事業※への延べ参加者数	65,038人	67,600人	69,600人

※ 公民館、ふれあいセンター、図書館（室）、視聴覚センター、生涯学習センター、サトウサトルミュージアムにて開催した社会教育事業



◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市教育委員会 生涯学習課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
46 生涯学習の推進	<p>① 人づくり・地域づくりの推進 社会情勢及び地域のニーズに即した学習機会や情報を提供するとともに、社会教育関係団体及び指導者の育成・支援による人づくり・地域づくりを進めます。</p> <p>② 学びの成果を生かせる活動への支援 市民が各種講座及び研修会等で学んだ生涯学習成果を地域に生かす活動を支援するとともに、市民に身近で親しまれる社会教育事業の推進及び参加者数の増加を図り、生きがいや充実感のある豊かな生活につなげます。</p> <p>③ こどもの心と体が成長できる機会の提供 ジュニア・リーダー活動を通じた各種体験や、地域での活動機会を提供し、こどもの心身の成長を図ります。</p> <p>④ 学校・家庭・地域の連携強化によるこどもの健全育成の推進 地域や関係機関との連携により、多様な情報や学習の機会を提供し、こどもの健全育成の推進とその基盤となる家庭教育の充実を図ります。</p> <p>⑤ 社会教育施設の整備・充実 市民のニーズに合った社会教育関係施設や図書館等の環境整備を図り、生涯学習活動を支援します。</p> <p>⑥ こどもの創造性と自主性を育む地域教育力の向上 地域ボランティアによる各種生涯学習活動を支援するとともに、地域とこどもたちの交流を促進し、共に学び合うことで、地域教育力の向上を図ります。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市教育振興基本計画

スポーツ活動の推進

◆ 現状と課題

- 近年、地域社会とのつながりの希薄化によって地域での行事やスポーツ活動への参加者が減少しています。また、生活環境の変化と運動不足を起因とする体力・運動能力の低下や、日常生活における様々なストレスが原因と思われる体調不良などが増えています。
- 総合型地域スポーツクラブ事業への参加者数は、コロナ禍の影響による活動制限などから一旦は減少したものの、活動制限が解除されてからは徐々に回復してきています。
- 積極的に運動を行う方の割合は横ばい状態であるものの、運動をしない方の割合は増えていることから、本市の課題であるこどもの肥満や健康寿命^{※46}への影響が懸念されており、健康づくりの面からも、スポーツ活動の広がりが求められています。

◆ 基本方針

スポーツ活動を通じて、市民の心身の健康と体力の向上を図るとともに、人と人、地域と地域をつなぐコミュニティづくりを推進します。

また、こどもから高齢者まで幅広い世代が、日常的にスポーツ活動を行う習慣づくりを推進するとともに、市民のだれもが気軽にスポーツ活動に親しめる環境づくりに努めます。

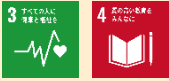
さらに、中学校の部活動地域展開^{※47}推進のため、各競技や種目における指導者の確保に努めるとともに、活動拠点となるスポーツ施設については、効率的な管理運営を図ります。

◆ 代表的な指標

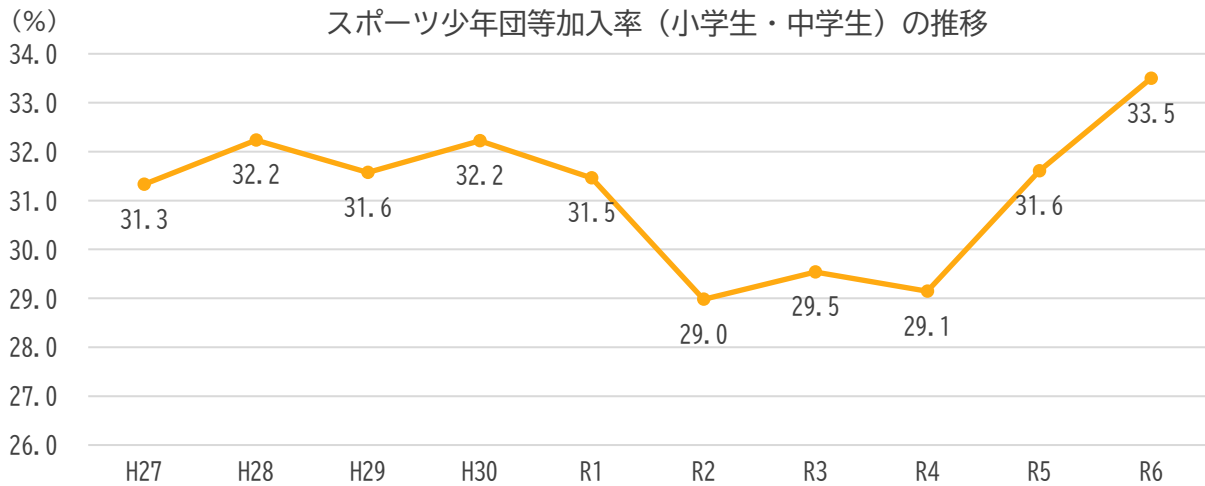
指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
スポーツ少年団等加入率 (小学生・中学生)	33.5%	35.3%	36.8%
総合型地域スポーツクラブへの 加入率	10.5%	11.3%	12.0%

※46 介護を受けたり寝たきりになったりせず、自立した生活を送れる期間のこと。

※47 将来にわたってこどもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校で運営されていた部活動を、地域が主体となる地域クラブ活動へ展開していくこと。



◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市教育委員会 生涯学習課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
47 スポーツ活動の推進	<p>① 生涯にわたるスポーツ活動の推進 こどもから高齢者まで、日常的に身体活動やスポーツ活動を行う習慣づくりを推進し、心身の健康と体力・運動能力の向上を図ります。</p> <p>② スポーツを身近に楽しめる地域スポーツ活動の充実 総合型地域スポーツクラブや、各スポーツ団体等の活動を支援し、市民が、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを促進します。</p> <p>③ 競技力の向上に向けたスポーツ指導者の支援と育成 心身ともに健全な成長を育むスポーツ少年団活動への支援と、中学校部活動の地域展開推進のため、指導者の育成に対する取組を推進し、競技力の向上を図ります。</p> <p>④ 活動の拠点となるスポーツ施設の整備と充実 スポーツ施設の適正な配置と長寿命化に向けて、維持修繕や機能移転、集約化等を進め、効率的な管理運営を行うとともに、あらゆる世代の方がスポーツを楽しむ環境づくりに取り組みます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市教育振興基本計画

子育て支援の充実

◆ 現状と課題

- 認定こども園の整備など、これまでの取組により、保育所待機児童数はゼロとなり、この継続が必要とされています。また、在宅での子育てにおいて、育児相談や情報交換等の場が求められており、子育て親子が相互に交流できる場が必要とされています。
- 共働き家庭の割合が増加しており、保育施設の利用希望者は依然として多いことから、今後も安心してこどもを預けられる環境づくりが求められています。
- 核家族化や地域内でのつながりの希薄化によって、子育てに対し不安や孤立感を感じる家庭が少なくない状況にあり、地域で子育て家庭を支える環境が求められています。

◆ 基本方針

結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおいて、切れ目のない支援に努め、安心してこどもを産み育て、健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

また、幼児期の教育・保育の総合的な提供と保育の確保及び地域の子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、支援が必要なこどもや家庭への支援を行います。

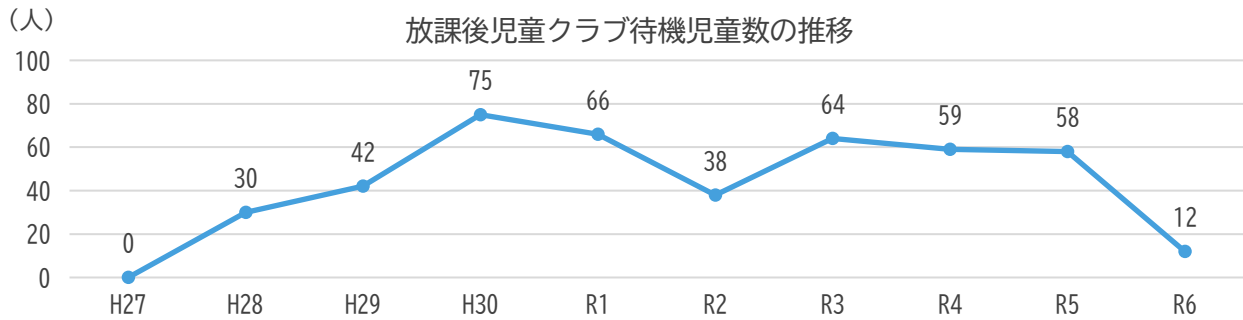
さらに、子育てしやすい社会を構築するため、仕事と子育ての両立を支援する環境を推進し、地域全体でこどもを見守り、安心して子育てができる社会の実現を目指します。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
産婦健康診査の受診率	95.9%	100.0%	100.0%
子育て情報アプリのユーザー数	1,783人	2,600人	3,400人
放課後児童クラブ待機児童数	12人	0人	0人



◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市福祉事務所 子育て支援課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
48 子育て支援の推進	<p>① 結婚支援の充実 結婚を希望する人への支援を継続し、少子化の要因となっている未婚化・晩婚化対策に取り組みます。</p> <p>② 妊娠・出産支援の充実 子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう支援するとともに、定期的な妊産婦健康診査の推進や妊産婦が気軽に集える場の提供など、安心して妊娠・出産できる環境の整備に取り組みます。</p> <p>③ こどもの成長に合わせた教育・保育環境の整備 就学前の子どもへの教育・保育の一体的な提供を推進するとともに、就学後の放課後児童の居場所づくりに努めます。</p> <p>④ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実 延長保育や一時保育、子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ等の各種保育サービスの充実を図り、安心して子どもを預けることができる環境の整備に取り組むとともに、各種支援策の分かりやすい情報発信に努めます。</p> <p>⑤ 支援を必要とする子ども・家庭への支援 こどもの健やかな成長に向け、保育施設・学校・児童相談所等の情報共有を図りながら、子育て家庭が抱える不安やこどもの発達に関する悩み等、妊娠・出産期からの相談対応に取り組みます。</p>
49 子どもと家庭を支える環境づくり	<p>① 仕事と生活の調和の実現に向けた取組 子どもを安心して産み育てる環境の充実を図るとともに、関係機関と連携し、働きながら子育てのできる環境づくりに取り組みます。</p> <p>② 子どもが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現 子どもを産み育てることに対する精神的・身体的負担を軽減するため、地域全体で妊産婦や子育て家庭に寄り添う社会の実現に向けた取組を推進します。 こどもの考えを大切に、主体的な社会活動を支援することに努め、子どもが意見表明できる機会を設けるよう取り組みます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市子ども・子育て支援事業計画

学校教育の充実

◆ 現状と課題

- 幼稚園では、小学校へ入学する時期までに、こどもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度など教育の基礎を培う、様々な体験を通じた「学ぶ土台づくり」が必要とされています。
- 児童生徒が「分かる」という喜びや楽しさを感じながら、いきいきとした学校生活を送り、それぞれが目指す進路を実現できる教育が必要とされています。
- 不登校の児童生徒が在籍する学校では、家庭訪問や電話連絡など積極的に対応していますが、さくらの木^{※48}や別室登校につながらないケースもあります。こどもの学びを保障するため、関連機関・団体との連携を一層強化するとともに、専門カウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{※49}、訪問指導員による保護者対応を含めた、個々のニーズに応じた支援が継続できる体制が必要とされています。
- 特別な支援が必要なこどもたちに対し、自立や社会参加を目指した主体的な取組を支援する視点に立った、適切な指導と必要な支援が求められています。

◆ 基本方針

社会の中で自らが担うべき役割を理解し、その実現のために自己理解に基づき、自主的に行動できる人材を育成します。

また、変化の激しい社会で力強く生き抜くため、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを身に付けることを目指します。学校・家庭・地域それぞれの教育力を強化し、相互に協力しながら人材育成を進める仕組みを構築し、地域の豊かな教育資源の効果的な活用、社会全体でこどもたちを育てる教育環境の整備を図ります。

さらに、経済的な理由により、進学が困難な学生・生徒を対象に、奨学金による就学支援を図ります。

※48 令和3年度より、「登米市けやき教室」と「登米市子どもの心のケアハウス」を一体化し、登校に不安を抱える児童生徒への社会的自立を支援することを目的とし、(愛称)「さくらの木」とした。

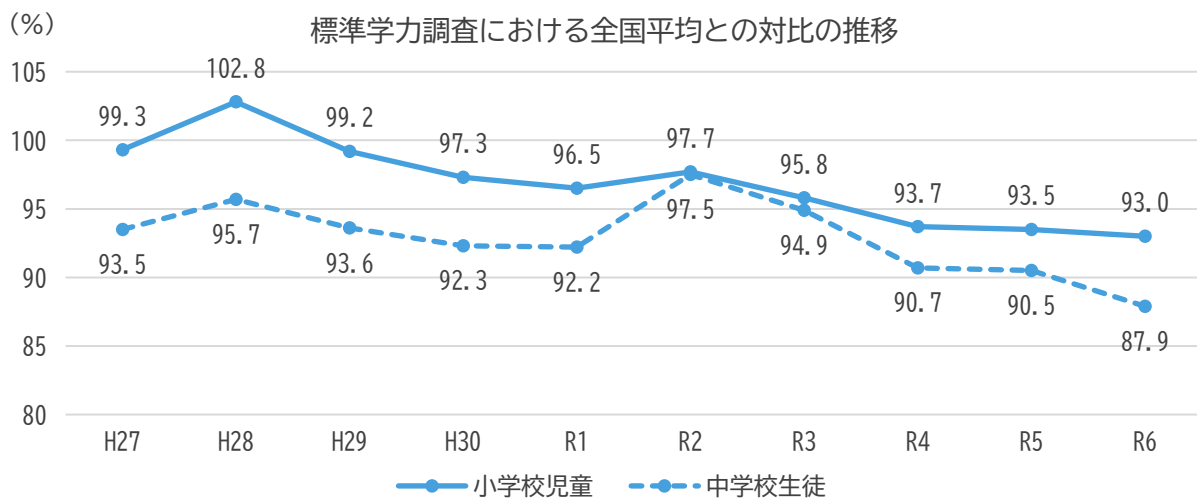
※49 児童や生徒をとりまく環境に働きかけることにより、こどもたちが抱える様々な問題を解決するための支援を行う専門職。



◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
標準学力調査における 全国平均との対比（小学校児童）	93.0%	96.0%	100.0%
標準学力調査における 全国平均との対比（中学校生徒）	87.9%	94.0%	100.0%
体力・運動能力調査における 全国平均との対比（小学5年生）	男子 100.8% 女子 102.4%	男子 102.0% 女子 104.0%	男子 104.0% 女子 106.0%
体力・運動能力調査における 全国平均との対比（中学2年生）	男子101.6% 女子104.2%	男子 103.0% 女子 105.0%	男子 105.0% 女子 107.0%
不登校児童生徒の 学びの保障の割合	95.6%	98.0%	100.0%
分かりやすい授業の実施	94.0%	97.0%	100.0%

◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市教育委員会 学校教育課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
50 幼児教育の充実	<p>① 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 幼児教育と小学校教育が切れ目なく展開できるよう、幼稚園と小学校が交流活動や研修の実施などを通して相互理解を深め、こどもたちの学びと成長がつながっているという視点に立ち、学ぶ土台作りの推進に取り組みます。</p> <p>② 幼保連携による質の高い教育・保育の提供 子育て支援対策と連動しながら、より質の高い教育と保育を一体的に提供するために、幼稚園と保育所の交流を実施し、こどもたちが協力し、思いやりの心を育む活動を通して、円滑な小学校への就学に向け連携を図ります。また、幼稚園教諭や保育士、保育教諭のスキルアップを目指して、関係機関との連携による研修の強化に務め、保護者のニーズに寄り添った幼稚園の運営に取り組みます。</p>
51 学校教育の充実	<p>① 感性豊かでたくましい心を持つこどもの育成と支援 様々な体験活動を通じて、人との関わりのおおきさや思いやりの心、美しいものに感動する心を育み、道徳心や規範意識の醸成と人権教育の推進に取り組みます。また、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりや、不登校の児童生徒には、その状況に応じた支援を行うとともに、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け学校・家庭・地域・関係機関との連携を強化します。</p> <p>② 健康な体づくりと体力・運動能力の向上に向けた支援 生涯にわたって健康でたくましく生き抜くために、体を動かすことの楽しさを実感できる取組を推進し、運動に親しむ機会を充実させることで、基礎体力の向上を図ります。</p> <p>③ 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 こどもたちの主体的な学びを育み、基礎的な学力の定着を図るため、「登米市学習スタンダード^{※50}」を活用した授業づくりを行い、「分かった」「できた」と実感できる授業を実践します。さらに、各教科でICT^{※51}を効果的に活用し、分かりやすい授業の展開を目指します。</p> <p>④ 特別な支援を必要とするこどもへのきめ細かな教育の推進 児童生徒の自立と社会参加を見据えて、障がいの程度や特性に応じた最適な指導ができるよう、教育課程の編成に取り組みます。また、通常の学級、通級による指導、特別支援学級など多様な学びの場を用意し、学習支援員を配置することで指導体制の充実を図ります。</p> <p>⑤ 児童生徒の実情に応じた望ましい学習環境の整備 児童生徒が様々な考えに触れ、切磋琢磨することで社会の形成者としての基本的資質を伸ばすことができる学校を目指し、複式学級の解消をはじめ学校の適正規模を確保し、将来的な児童生徒数の見通しを踏まえた学校教育施設の適正配置に取り組みます。</p> <p>⑥ 地域とともにある学校づくりの推進 学校・家庭・地域がそれぞれの役割の重要性を認識し、協力して児童生徒の成長を支える教育活動を推進します。また、協働教育地区コーディネーター^{※52}とコミュニティ・スクール^{※53}の連携を強化し、学校支援ボランティア^{※54}や地域人材の活用、企業からの協力により、学校支援体制の強化を図ります。</p>

(続き)

施策	施策の取組
52 小・中学校、高等学校を通じた「志教育」の推進	① よりよい生き方を求める力の醸成 こどもたちが自分の夢や目標に向かって、自分がどう行動すべきか、何ができるかを自ら考え、行動できるようにし、より良い生き方を目指す力を育てるために、学校や地域の実態や特性に応じた取組（地域の伝統文化、地域の産業、防災活動、支援活動、交流活動等）の充実を図ります。

◆ 主な個別計画等

- 登米市教育振興基本計画
- 登米市立小中学校等再編構想

--- 市民の声 ---

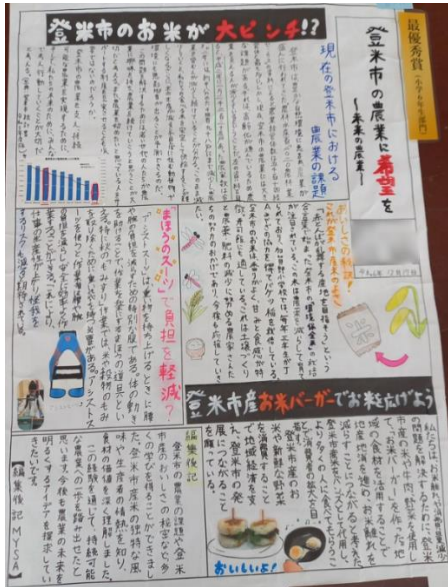
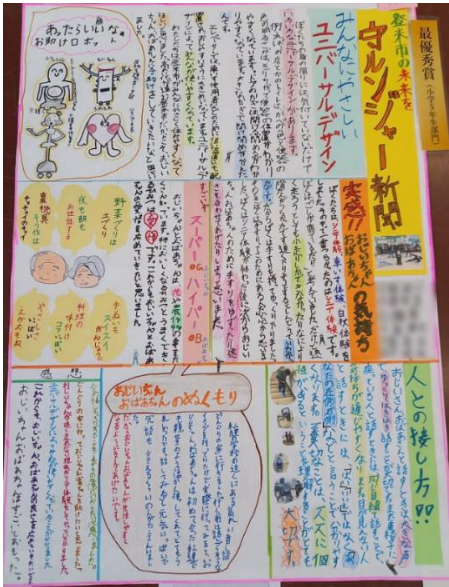


10年後の主演であるこどもたちもまちづくりを考える授業があると良い

令和6年度市民ワークショップ意見より



本市では、次世代のまちづくりの担い手である子どもたちに、新聞づくりの活動を通して、自分が生まれ育った登米市の魅力を再発見しながら、地域を愛する心を養い、まちづくりに興味を持ってもらうための取り組みとして「子どもたちが考える登米市の未来新聞コンクール」を開催しています。



令和6年度最優秀賞作品（小学5年生部門・小学6年生部門）

- ※50 「分かる授業づくりや教師の指導力向上に向けた取組を推進し、児童生徒の学力向上を目指す」ことを目的に、全教科、全学校、全教員が同じ方向を向いて授業づくりに取り組むための指導事項を明確化したもの。
- ※51 「Information and Communication Technology」の略称で、コンピュータやインターネットなどの情報通信技術の総称。
- ※52 学校と地域の多様な主体をつなぎ、地域資源を活用した教育活動の企画・調整・支援を行う役割を担う人材。
- ※53 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るために有効な仕組み。
- ※54 地域住民や保護者による、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティア。

市民協働

・男女共同参画社会の推進

◆ 現状と課題

- 住み良い地域社会を実現し、次の世代に引き継ぐためには、登米市まちづくり基本条例の基本理念に掲げる「協働によるまちづくり」が重要であり、市民と市が互いに協力して取り組むことが必要です。
- 地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決めるという自治の考えのもと、地域の特性を活かした地域づくり活動に取り組むコミュニティ組織や公益的な活動を行うNPO^{※55}や市民活動団体等の発展が必要です。
- 性別による固定的な役割分担意識の解消については徐々に浸透してきていると考えられ、家庭・職場での男女の地位が平等となっていると感じている人の割合は増加しつつあるものの、男女の平等と感じる意識の差は拡大傾向にあり、意識の隔たりを解消するため、ワーク・ライフ・バランス^{※56}の啓発に継続して取り組む必要があります。

◆ 基本方針

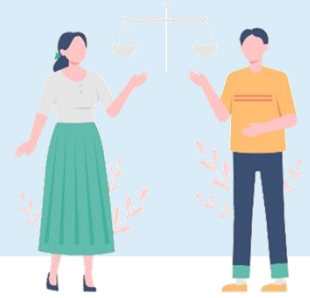
市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備と、より多くの市民の意見がまちづくりに反映される取組、市政情報の公開や広報・広聴活動を推進し、市民との市政情報の共有を図り、市民参画によるまちづくりに取り組みます。

また、多様な主体と行政のパートナーシップにより、地域課題解決に向けた協働のまちづくりを推進するとともに、地域コミュニティ組織の基盤強化に取り組みます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの取組や、政策・方針形成過程への女性の参画を促すなど、男女共同参画社会の実現に向けて、市民への啓発活動を推進します。

※55 「Non Profit Organization」の略称で、政府や私企業とは独立した存在として市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。

※56 やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭環境や地域生活などに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

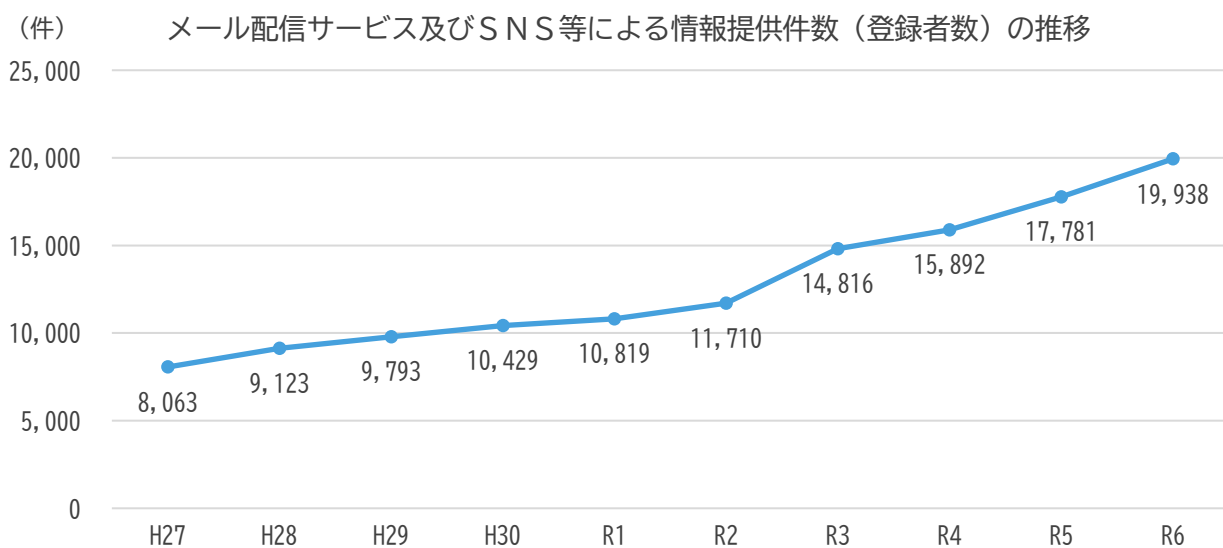


◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
市ホームページによる 情報提供件数（アクセス件数）	3,973,746件	4,000,000件	4,200,000件
メール配信サービス及びSNS※ 等による情報提供件数 （登録者数）	19,938件	23,000件	28,000件
とめ市民活動プラザ活動実績数	4,872件	5,500件	6,100件
地域課題解決に対する取組率	24.7%	33.0%	43.0%
ワーク・ライフ・バランス（仕事と 生活の調和）の認知率	54.1%	65.0%	70.0%
各種審議会等への女性人材登用率	24.2%	50.0%	50.0%

※ 「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で人と情報を共有したり交流したりするためのサービスの総称。

◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市総務部 市長公室調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
53 市政への市民参加の推進	<p>① 市政の透明性の確保 審議会委員等への市民公募を推進するとともに、透明性の向上を図り、開かれた市政の実現に取り組みます。</p> <p>② 市民意見等の市政への反映 市長へのメールや提言箱、パブリックコメント等を通して、市民の建設的な意見や要望を市政に反映します。</p> <p>③ 市政情報の共有 市政情報の公開、広報紙、ホームページ、メール発信、コミュニティFM放送やSNS等により、市民との情報共有を進めます。</p>
54 個性的で魅力的なまちづくりの推進	<p>① 多様な主体との協働によるまちづくりの推進 とめ市民活動プラザを拠点として活動する中間支援組織と連携し、コミュニティ組織やNPO法人等の市民活動及び地域づくり活動の活性化を図ります。</p> <p>② まちづくりに対する市民意識の高揚 まちづくり研修会や地域づくり事業事例発表会等を開催します。</p>
55 コミュニティ活動の充実	<p>① 地域実践活動への支援 市内21コミュニティ組織へ集落支援員を配置し、地域の課題解決や地域特性を活かした地域づくりを推進します。</p> <p>② コミュニティ組織の基盤強化 コミュニティ組織に対し支援を行い、市民の創造力を活かした地域づくりを推進します。</p> <p>③ 集会施設等の整備支援 地域の活動の拠点となる集会施設等の整備を支援し、地域の連帯感に基づく自治意識の高揚を図ります。</p>
56 男女共同参画社会の推進	<p>① 男女が対等に責任を担いながらまちづくりに参画する社会の醸成 性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる活力あるまちづくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための意識啓発を図ります。</p> <p>② 審議会等への女性委員登用の推進 審議会等における政策・方針形成過程への女性の参画の拡大に向け啓発を図ります。</p>

◆ 主な個別計画等

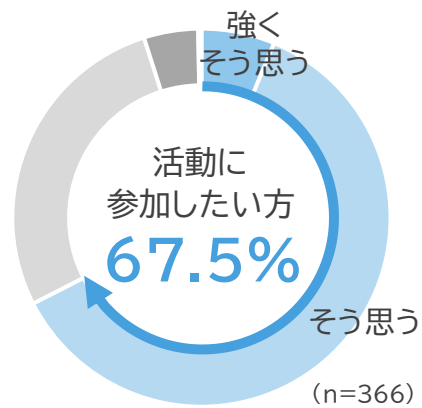
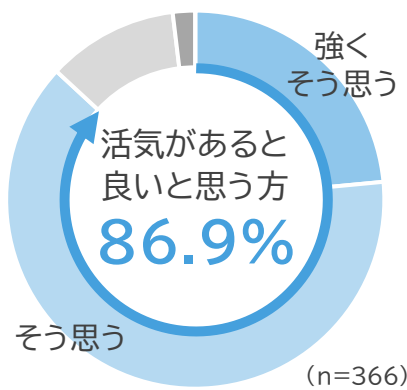
- 登米市まちづくり基本条例
- 登米市男女共同参画基本計画

--- 自分ゴト化アンケートより ---

「居住地域に活気があると良い」、「まちづくりに参加したい」と思う方が多く、まちづくりのアイデアを意見交換したい方は、特にビジネス経験や専門知識を持つ方との意見交換を希望しています。

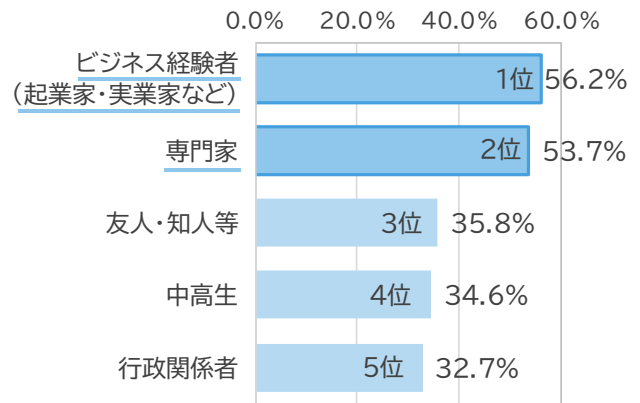
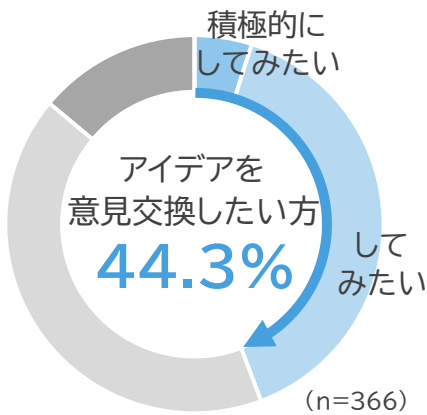
居住地域に活気があると良いと思うか？

まちづくり活動に参加していきたいか？



まちづくりのアイデアを意見交換してみたいか？

どんな人と意見交換したい？



令和6年度市民ワークショップ参加者や市役所職員を対象に行った「まちづくり自分ゴト化アンケート」より

--- 市民の声 ---



市民の声をしっかり受け止めて、
市民の希望を実現できるまちにしてほしい



ワークショップなどで得た市民の声を1つでも実行へとつなげ、
市民にフィードバックしてほしい

令和6年度市民ワークショップ意見より

文化財の保護と 文化・芸術活動の推進

◆ 現状と課題

- 本市には、指定文化財や埋蔵文化財包蔵地が多数存在しており、また、地域に伝わる伝統芸能も数多く継承されています。
- これまで、地域で継承されてきた多くの文化財や文化は、高齢化や少子化による担い手不足により、存続の危機にあり、後世に伝えるため、引き続き保護・公開を行い、継承していくことが必要とされています。
- 多くの市民が豊かな感性を持って生活する上では、文化や芸術に触れ合う機会が求められています。

◆ 基本方針

本市に伝わる豊かな文化遺産を後世に引き継ぐため、保護・保存を行うとともに、広く情報を発信し、文化財及び文化・芸術の観光資源としての活用に取り組みます。

また、市民だれもが文化・芸術に広く関わることができるよう、市民参加による文化・芸術活動の機会を提供します。

さらに、市民の豊かな感性を育む環境づくりに努めるとともに、地域に伝わる伝統芸能や文化の継承についても、地域伝承文化振興方策に基づき、関係団体や市民との協働により、保存・継承に努めます。

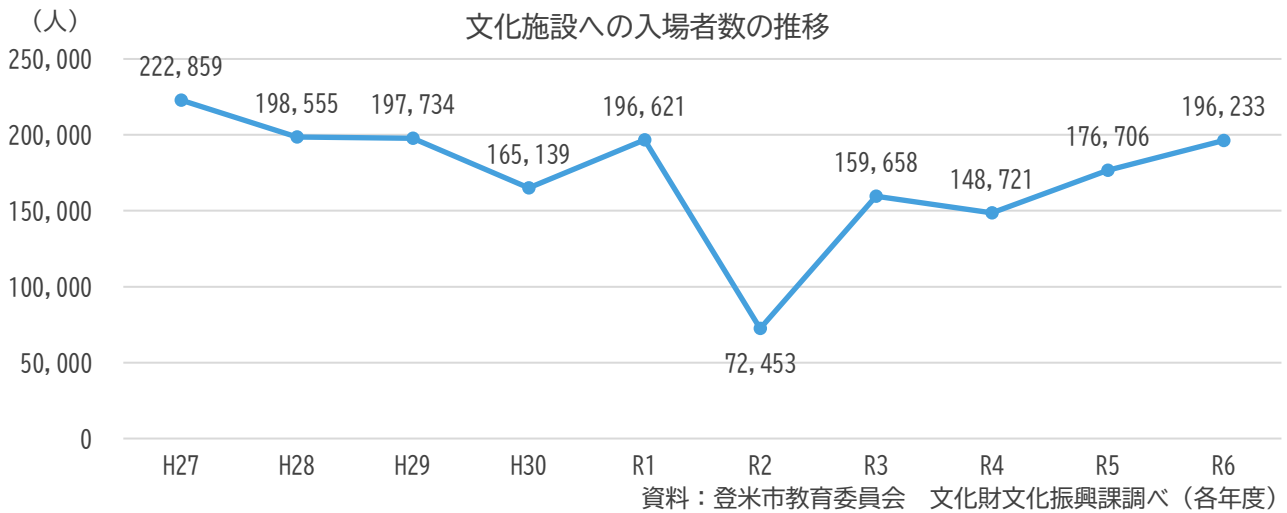
◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
指定文化財保持団体等の活動回数	476回	490回	500回
文化施設※への入場者数	196,233人	200,000人	212,000人

※ 登米祝祭劇場、歴史博物館、石ノ森章太郎ふるさと記念館、高倉勝子美術館、登米懐古館、警察資料館、教育資料館、水沢県庁記念館、伝統芸能伝承館



◆ 代表的な指標の推移



◆ 主な施策

施策	施策の取組
57 文化財等の保護・継承	<p>① 文化財の保護と愛護思想の普及啓発 本市に伝わる貴重な歴史資料等の調査を行うとともに、文化財の保護や公開、文化財愛護思想の普及啓発を図ります。</p> <p>② 歴史文化に対する理解の促進 歴史資料等の適切な保存と活用に努めるとともに、後世に伝えていくため、地域の歴史文化に対する理解の向上を図ります。</p> <p>③ 郷土への誇りと愛着心の高揚 先人の功績を次世代に伝え残していくため、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心の高揚を図ります。</p> <p>④ 伝承芸能の保存継承 地域に引き継がれた伝承芸能の保存に努めるとともに、担い手となる後継者の育成を支援し、豊かな文化遺産を後世に継承します。</p>
58 文化・芸術活動の推進	<p>① 文化や芸術への理解の促進 各文化施設において文化や優れた芸術に触れ合う機会を提供し、豊かな感性を育みます。</p> <p>② 文化事業の推進 地域に根ざした文化・芸術活動を支援するとともに、各種団体と連携し、文化事業を推進します。</p> <p>③ 文化・芸術の活性化 文化・芸術活動団体の活動支援及び指導者の育成を支援します。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市教育振興基本計画
- 地域伝承文化振興方策

国際交流・地域間交流の推進

◆ 現状と課題

- 近年、地域経済の活性化や人材育成など、あらゆる分野で国際化が進んでおり、在住外国人との交流や国際理解を深めるための講座の開催など、国際交流事業を推進していますが、コロナ禍の影響により、国際化推進事業の参加者は、目標とする人数を下回っている状況にあります。
- 外国人労働者が増加しており、外国人が暮らしやすい環境づくりと併せて、多文化共生に対する意識醸成や国際感覚を高めていくことが必要とされています。
- 市民が主体的に取り組む国内外の他地域との交流や郷土出身者との交流活動が行われていますが、互いの友好を深め、地域の活性化や人材育成につなげていくことが必要とされています。

◆ 基本方針

国際交流については、姉妹都市等との派遣団受入・派遣を通して、諸外国や在住外国人との交流により国際感覚が豊かで世界に羽ばたく人材を育成するとともに、本市の魅力を再発見する機会の提供などにより郷土愛の醸成を目指し取り組みます。

また、今後、外国人労働者の増加に伴い、国際交流という視点に加え、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違い等を認め合い、地域で生活する一員として共に生きる多文化共生を推進します。

国内交流の在京・在仙町人会との交流については、都市部へ集団就職した方をはじめ本市出身者との交流を通して、ふるさとを想う気持ちや絆を深めながら郷土愛を醸成します。

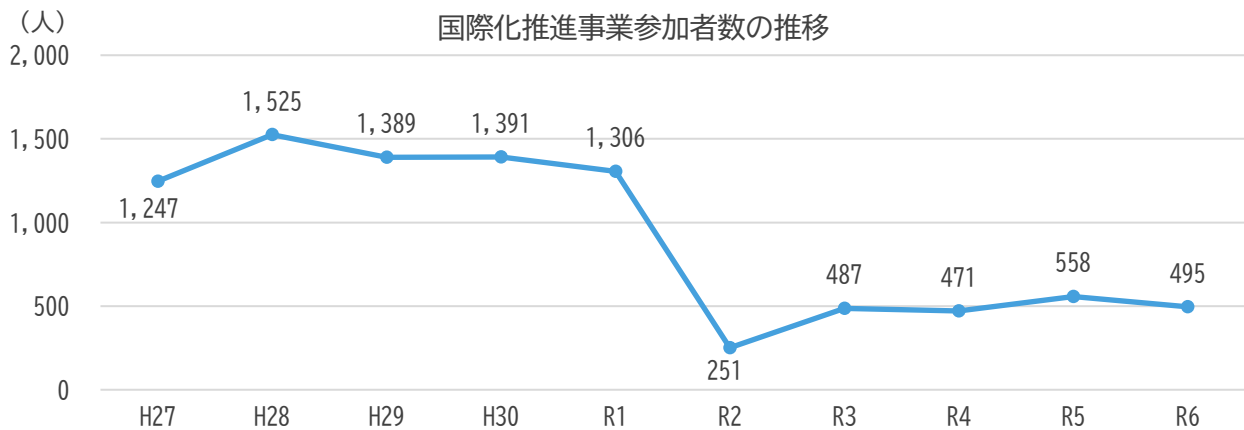
さらに、姉妹都市富山県入善町との交流については、児童生徒の相互派遣による交流を継続して取り組むことにより、昭和初期に旧米山町に入植し、苦勞して開拓した人たちの想いを次の世代につないでいくとともに、新たな世代間の交流を進めます。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
国際化推進事業参加者数	495人	880人	1,200人
国内交流事業参加者数	593人	650人	700人



◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市国際交流協会調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
59 国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際感覚豊かな青少年の育成 海外派遣・受入事業を推進し、青少年の国際感覚を醸成します。 ② グローバル人材の育成 国際社会に通用する人材を育成することにより、文化や生活様式の違いを理解し、共に尊重できる社会の形成に努めます。 ③ 外国人が住み良く過ごしやすい環境づくり 行政情報や生活情報を多言語で提供するなど、コミュニケーション支援や生活支援を行い、市内に居住する外国人の生活・労働・教育等の活動を支援します。 ④ 多文化共生の地域づくり 異文化理解を深め多文化共生を推進するため、市民主体の積極的な交流活動を支援し、交流機会の創出と外国人の社会参画を図ります。
60 地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 交流を通じた地域の活性化 郷土出身者や国内姉妹都市等との交流活動の推進により、観光・産業・教育・文化など広い分野における地域の活性化につなげます。 ② 市民主体の交流活動の推進 持続可能な地域間交流の実現のため、市民主体の積極的な交流活動を支援します。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

◆ 現状と課題

- デジタル技術の目ざましい発展を背景とした社会環境の変化に伴い、行政サービスへの市民ニーズは増加し、かつ多様化・高度化することが見込まれています。
- このような行政サービスの需要の変化に対する的確な対応が求められており、日々進化を続けるデジタル技術を活用した変革（デジタル・トランスフォーメーション^{※57}）を推進する必要があります。

◆ 基本方針

市民と行政の重要な接点である行政窓口のデジタル化、行政手続のオンライン化により、市民の利便性向上と事務効率化を進めます。これらの取組を効果的なものとするためには、デジタル技術に不慣れな方などへの対策（デジタル・ディバイド対策）が重要であり、デジタル・ディバイド対策に同時並行的に取り組むことで、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を推進します。

また、デジタル技術活用の視点から、地域課題の把握とその解決に取り組めます。

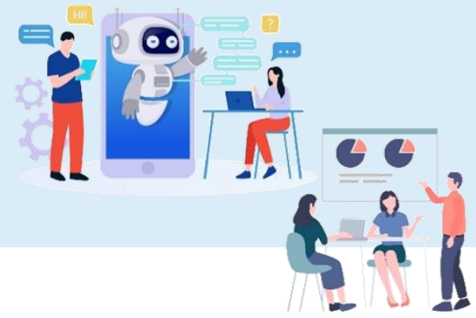
なお、行政事務についても、ペーパーレス化の推進、AI（人工知能）などに代表される先進技術の活用等により効率化を図ります。

◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
電子申請サービス（申請件数）	3,276件	4,400件	5,400件
ペーパーレス化（紙購入量）	1,800万枚	800万枚	500万枚
スマホ教室（参加人数）	281人	350人	400人
書かない窓口（申請件数） [※]	640件	36,000件	40,000件

※ 現状値は令和6年10月から令和7年3月までの6ヶ月分の数値

※57 デジタル技術を活用して、業務プロセスやサービス提供の仕組みを根本から変革し、住民満足度や生産性の向上を図る取り組みのこと。DXと同義。



◆ 主な施策

施策	施策の取組
61 市民の利便性向上	<p>① 行政窓口のデジタル化 窓口に配置する専用タブレット端末で窓口手続をできるようにすることで「書かない窓口」を実現し、市民の利便性の向上と事務の効率化を図ります。</p> <p>② 行政手続のオンライン化 電子申請サービスの継続的な提供、対象手続を拡充することで「行かなくともよい窓口」を実現し、市民が時間と場所に囚われることなく行政手続ができる環境づくりに取り組みます。</p> <p>③ デジタル・ディバイド対策 スマートフォン教室などのデジタル技術に慣れ親しむ機会の提供により、高齢者等のデジタル技術に不慣れな方がデジタル技術の恩恵を享受できるようにするための土台づくりに取り組みます。</p>
62 魅力ある地域社会の実現	<p>① デジタル技術を活用した地域課題の解決 医療・福祉・教育・子育て・防災・交通・公共施設・インフラ設備・一次産業・観光などの様々な分野において、本市にとって有効なデジタル技術の活用を検討のうえ実施することで、地域課題の解決に取り組みます。</p>
63 行政事務の効率化	<p>① ペーパーレス化の推進 文書決裁の電子化、ノート型パソコンの配置等による会議等のペーパーレス化により、電子データで事務が完結できるような環境整備に取り組むことで、行政事務の効率化を図るとともに、紙資源の節約を推進します。</p> <p>② AI・RPA等の利用推進 AIやRPA（ソフトウェアロボットによる自動化）を定型的作業に活用することで、業務効率化を進め、限られた行政資源の中でも持続的な行政サービスを実現できるように取り組みます。</p>

◆ 主な個別計画等

- 登米市DX推進計画

効率的な行財政運営の推進

◆ 現状と課題

- 行政運営については、事務事業の見直しを行いながら、より効率的かつ効果的な運営を目指し取り組んでいます。多様化・高度化する市民ニーズに対応するためには、より一層行財政改革に取り組む必要があります。
- 本市が保有する公共施設は、類似施設が数多く存在していますが、多くは昭和40年代後半から平成初期を中心に建設された建物であり、今後多くの施設が更新時期を迎え、建替え費用や修繕費用の増加が予測されます。また、少子高齢化や人口減少の進展により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれています。
- 行政庁舎については、分散・狭あい化などにより、市民サービスや事務効率の低下、防災拠点等といった、現庁舎が抱える様々な課題があります。
- 健全な財政運営を目指し、「財政調整基金^{※58}残高25億円の堅持」の達成に向けて、財政健全化の取組と、歳入に見合った持続可能な財政基盤の確立に取り組んでいます。また、今後も地方交付税などの依存財源に頼った厳しい財政状況が見込まれるなか、歳出では、少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増高や、老朽化した公共施設の維持修繕費など、多額の財政需要が見込まれています。

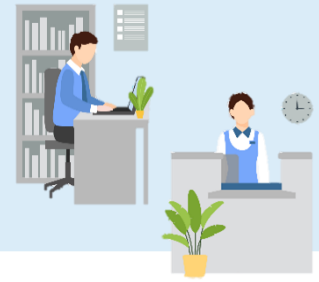
◆ 基本方針

市民の視点に立った質の高い行政サービスを効率的に提供するとともに、多様化・高度化する市民ニーズに応えられる組織体制の構築に取り組みます。また、市民にとって利便性が高く、より良いサービスのあり方を検討し、事務事業の適正な見直しと経費節減に努めます。

本市が保有する公共施設については、最適な配置と施設整備の実施に向け、施設の多機能化や複合化等を進めながら、保有総延床面積の削減に努めます。

さらに、財政運営については、市税等の収納率の向上に努め、将来にわたる財政需要予測を基に、中長期的な視点から財政健全化に取り組み、一層の歳出削減と歳入確保に取り組めます。

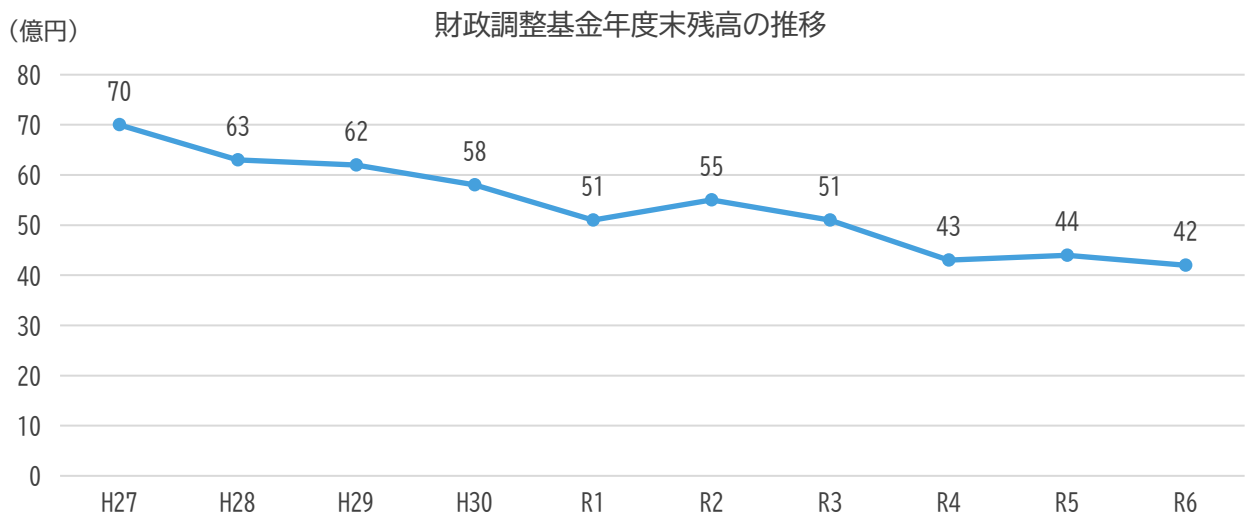
※58 災害などの不測の事態や年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金（決算において、収入済額が支出済額を上回った場合の差額）などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金。



◆ 代表的な指標

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
登米市公共施設等総合管理計画で目標とする建物公共施設の保有総延床面積の縮減率（累計）	4.2%	21.0%	25.0%
財政調整基金年度末残高	42億円	25億円	25億円

◆ 代表的な指標の推移



資料：登米市まちづくり推進部 財政経営課調べ（各年度）

◆ 主な施策

施策	施策の取組
64 行政組織の適正化	<p>① 行政組織の効率化 類似業務の整理・統合や将来を見越した事業の選択と集中をより一層推進するとともに、市民と行政の役割を明確にし、行政組織の効率化を進めます。</p> <p>② 適正な職員定数の管理 定員適正化計画に基づく適正な職員定数の管理を行い、最少の経費で最大の効果が得られる行政組織を目指します。</p>

(続き)

施策	施策の取組
65 行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">① 民間活力の活用 指定管理者制度の導入や民間事業者等への委託、民営化への転換など民間活力の活用を促進し、行政サービスの向上と経費節減の両立を図ります。② 職員研修の充実 職員研修の一層の充実を図り、限られた人員でも多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成します。③ 行政庁舎の機能充実 現庁舎の様々な課題を解消し、利便性の高い行政サービスの提供と市民ニーズに応えるため、情報発信や市民交流の場のほか、災害時の防災拠点等としての機能にも配慮した、市民が安心して利用できる行政機能の充実を目指します。④ 近隣自治体との広域連携 近隣自治体との広域連携により、共通する行政課題や広域的な行政需要に対応します。
66 効率的な行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none">① 行政マネジメントの推進 本市が実施する事業を定期的かつ継続的に評価し、その結果を改善につなげていくことで、効率的で効果的な行政サービスの提供を目指します。② 財政健全化の推進 適正な財政規模への移行と地方債残高の抑制に向けた取組を推進し、効果的な行財政運営の構築と持続可能な財政基盤の確立を図ります。③ 公共施設の適正な管理の推進 公共施設の多機能化や複合化を図り、時代に即した公共施設の最適な配置に努めるとともに、施設の長寿命化・省エネ化などを図りながら、統廃合や除却を計画的に行い、維持管理・更新等に係る経費の削減と予算の平準化に向けた取組を推進します。④ 自主財源の確保 市税等の収納率向上と未収納額の縮減や受益者負担の適正化を図るとともに、未利用財産の売却や庁舎等の空きスペースの有効活用などのほか、ふるさと応援寄附金の拡大に向けた取組により、自主財源の確保に努めます。

◆ 主な個別計画等

- 登米市行財政改革大綱・実施計画
- 登米市定員適正化計画
- 登米市人材育成基本方針
- 登米市財政健全化基本指針
- 登米市長期財政計画
- 登米市公共施設等総合管理計画

第4編
最重要
プロジェクト



1 位置づけ

全国的な人口減少を背景として、本市でも少子化などによる人口の減少が続いています。人口減少が進行すると、雇用機会の減少や経済・産業の縮小と相まって地域の活力が低下し、一人一人の豊かさが失われるおそれがあります。

人口の減少は、市民生活に大きく影響を与えるものであり、人口減少対策は、本市における最重要課題となっています。

このことから「人口減少対策」を第三次登米市総合計画における「最重要プロジェクト」として位置づけ、すべての施策が人口減少対策につながるとの考えのもと、各分野の施策を展開・連携させながらその対策に取り組むこととします。

2 基本方向

人口減少が急速に進展すると、その影響が一気に表出するため、すべての課題に対応することが難しい状況になるものと想定されます。このことから、人口減少による影響を最小限に食い止めるために、人口減少の進行を緩やかにする取組が必要とされます。

併せて、全国的に人口減少が進行している中で、人口減少社会にあっても、市民一人一人が暮らしやすさを実感し、また、地域の活力を維持していく取組が必要とされます。

第三次登米市総合計画では、「やすらぐまち」「にぎわうまち」「つながるまち」の3つのまちづくりのキーワードのもと、基本計画における施策に横断的に取り組み、「人口減少を緩やかにするデザイン」、人口減少社会に対応し「だれもが暮らしやすいまちをデザイン」の2つの視点から人口減少対策に取り組めます。

3

人口減少対策の主な取組

(1) 人口減少幅を緩やかにするデザイン

本市の人口減少は、少子高齢化により死亡者が出生者を上回る自然減少と年齢階層別人口の推計で、特に15歳から24歳の年齢階層で、転出者が転入者を上回る社会減少が主な原因となっています。

このため、人口動態における出生数の増加と健康寿命の延伸による「自然減少の抑制」、社会動態における転入者の増加と転出者の抑制による「社会減少の抑制」に取り組み、人口減少の幅を緩やかにします。

① 結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援をはじめとする「自然減少の抑制」

<ul style="list-style-type: none"> ● 未婚化・晩婚化対策への取組 	施策48-① 結婚支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● こどもを望む夫婦への支援と安心して妊娠・出産できる環境の整備 	施策48-② 妊娠・出産支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診や相談事業と望ましい生活習慣の定着に向けた親子の健康づくり 	施策6-② 親と子の健康づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前のこどもへの教育・保育の一体的な提供と就学後の放課後児童の居場所づくり 	施策48-③ こどもの成長に合わせた教育・保育環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種保育サービスの充実と、安心してこどもを預けることができる環境整備 	施策48-④ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭が抱える不安や悩み等、妊娠・出産期からの相談対応 	施策48-⑤ 支援を必要とするこども・家庭への支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携した、働きながら子育てのできる環境づくり 	施策49-① 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種健診による健康状態の把握、更には、適塩推進事業やウォーキング事業等の実施による、生活習慣病予防及び介護予防 	施策6-③ 生活習慣病予防及び介護予防の推進

② 移住・定住の促進と雇用の確保をはじめとする「社会減少の抑制」

● 移住希望者へのワンストップでの対応と情報共有、 きめ細かな相談体制の構築	施策43-① 相談窓口・サポート体制の構築
● 移住・定住に関する支援策情報等、 本市の魅力の積極的なPR	施策43-② 移住希望者への きめ細かな情報の提供
● 移住体験ツアーなどの実施、 本市への移住の足掛かりとする二地域居住の推進	施策43-③ 移住体験メニューの充実と 二地域居住の推進
● 進学や就職等で市外へ転出した若者や 移住希望者のニーズに応じた支援策の強化と 若者が住み続けられるよう支援策の情報発信	施策43-④ U・I・Jターンの推進と 若者の地域への定着の強化
● 空き家所有者への空き家情報バンク ^{※59} 登録の周知徹底と 同バンクの利活用の推進、 地域住民等と連携した物件の掘り起こし	施策43-⑤ 移住に関する地域資源等の活用
● 企業立地促進奨励金などの支援や本市の魅力を活かした 企業誘致の推進による雇用の場の創出	施策42-① 企業誘致の推進
● 地域の公共施設等を活用した コワーキングスペース ^{※60} 等の整備による雇用の創出	施策42-② 都市部から地方への人の流れの促進 と新たな雇用機会の創出
● 市内企業等による新たな取組や 地域課題解決への取組の事業化の支援	施策41-② 多様なビジネスの創出
● 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる活力ある まちづくりの推進、ワーク・ライフ・バランス ^{※61} を実現 するための意識啓発	施策56-① 男女が対等に責任を担いながらまち づくりに参画する社会の醸成

※59 空き家の所有者から提供された物件情報を市町村が収集・登録し、利活用希望者に提供することで、空き家の有効活用及び地域の定住促進を図る制度。

※60 複数の利用者が共同で利用する業務用スペースであり、通信環境や会議機能等を備え、テレワーク、創業支援、交流促進等を目的として整備される施設のこと。

※61 やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭環境や地域生活などに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

※62 地方自治体等が地域の魅力を内外に発信し、知名度やイメージ向上を図ることで、地域活性化、移住・定住促進、観光客誘致などを目指す広報・営業活動の総称。

※63 農山漁村での自然体験や地域住民との交流を通じて、地域の暮らしや文化を楽しむ観光のこと。

※64 「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で人と情報を共有したり交流したりするためのサービスの総称。

(2) だれもが暮らしやすいまちをデザイン

今後、本市においては、人口減少の幅を緩やかにする取組を進めますが、劇的な人口の増加は見込めない状況にあります。

本市には、豊かな自然や美しい田園風景、先人から引き継がれている歴史や文化など、都会にはない魅力がたくさんあります。こうした本市の魅力を守りつつ、生活環境の向上やまちのにぎわいの創出、更にはデジタル技術の活用など、新たな展開を取り入れながら、だれもが暮らしやすく、幸せを感じられ、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

① 住環境の向上	
● 地域内・地域間の移動手段を各交通施策での確保と各交通モードとの連携によるきめ細かな移動サービスの構築	施策25-① 持続可能な公共交通ネットワークの構築
● 公衆衛生の維持・向上などによる暮らしやすい生活環境づくり	施策32-② 生活環境の保全
● 空き家対策の推進による管理不全な状態となることを防止	施策45-① 空き家の適正管理

② シティプロモーション ^{※62} や交流の促進などによる、まちの活気の創出	
● 中心市街地への都市機能のゆるやかな誘導と公共施設の多機能化等によるにぎわい・活力のあるコンパクトな中心市街地の形成、地域拠点における生活利便施設の維持	施策22-① 中心市街地の活性化と地域拠点の振興
● 空き店舗等を活用した新規事業者の支援と事業者の新規マーケット開拓や商品開発、事業のステップアップなどの支援	施策38-① 商店街の空き店舗等の活用
● 商工会等と連携し、消費者ニーズに対応した店舗の魅力の情報発信や店舗イメージアップなどの支援	施策38-② 商店街のにぎわい創出
● 体験・食・土産品などの観光資源の掘り起こし、グリーンツーリズム ^{※63} による農家民宿の拡充、近隣地域との連携による広域的な観光プランの策定	施策39-① 観光の魅力創造
● 観光パンフレットの作成やSNS ^{※64} 等を活用した観光物産情報の発信、自然や歴史などの本市の魅力の発信	施策39-③ 魅力の発信による観光客誘致
● 各種講座等で学んだ生涯学習成果を地域に生かす活動の支援と市民に身近で親しまれる社会教育事業の推進及び参加者数の増加と生きがいや充実感のある豊かな生活につながる取組	施策46-② 学びの成果を生かせる活動への支援
● 日常的に身体活動やスポーツ活動を行う習慣づくりを推進し、心身の健康と体力・運動能力を向上	施策47-① 生涯にわたるスポーツ活動の推進
● コミュニティ組織等の市民活動及び地域づくり活動の活性化	施策54-① 多様な主体との協働によるまちづくりの推進

③ デジタルを活用した利便性の向上

● 窓口に配置するタブレット端末による「書かない窓口」の実現	施策61-① 行政窓口のデジタル化
● 電子申請サービスの提供と対象手続きの拡充による「行かなくともよい窓口」を実現し、時間と場所にとらわれない行政手続きの環境づくり	施策61-② 行政手続きのオンライン化
● スマートフォン教室などのデジタル技術に慣れ親しむ機会の提供による、デジタル技術に不慣れな方がデジタル技術の恩恵を享受できる土台作り	施策61-③ デジタル・ディバイド対策



1 市民の意向

(1) まちづくり市民意向調査

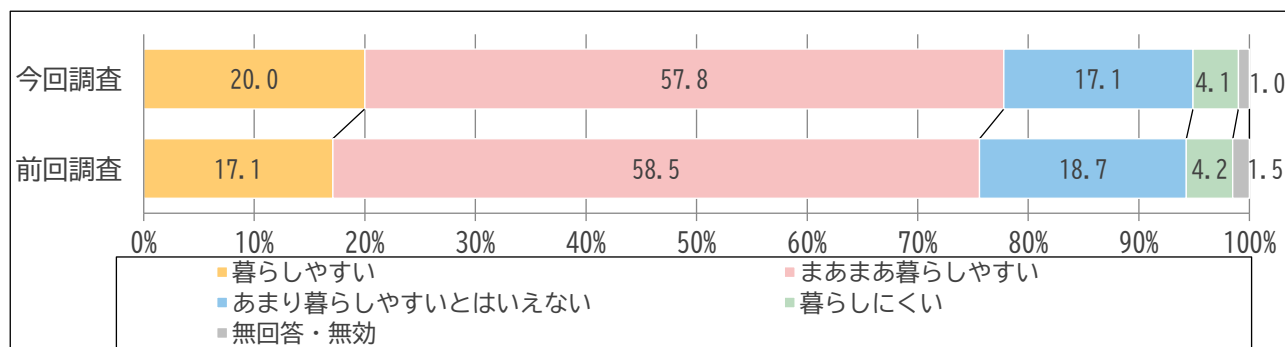
第二次登米市総合計画に掲げたまちづくりの施策に係る進捗状況の管理に役立てるとともに、第三次登米市総合計画の策定に市民の皆様の意向を反映させることを目的として、まちづくり市民意向調査を実施しました。

この調査は、住民基本台帳から無作為に抽出した本市に居住する18歳以上の5,000人を対象として令和6年1月から2月にかけて実施し、対象の38.8%に当たる1,938人の方から回答をいただきました。調査項目の主な結果は次のとおりでした。

登米市の暮らしやすさ

本市の暮らしやすさについて、「暮らしやすい」「まあまあ暮らしやすい」と感じている方を合わせると77.8%（1,508人）を占めています。

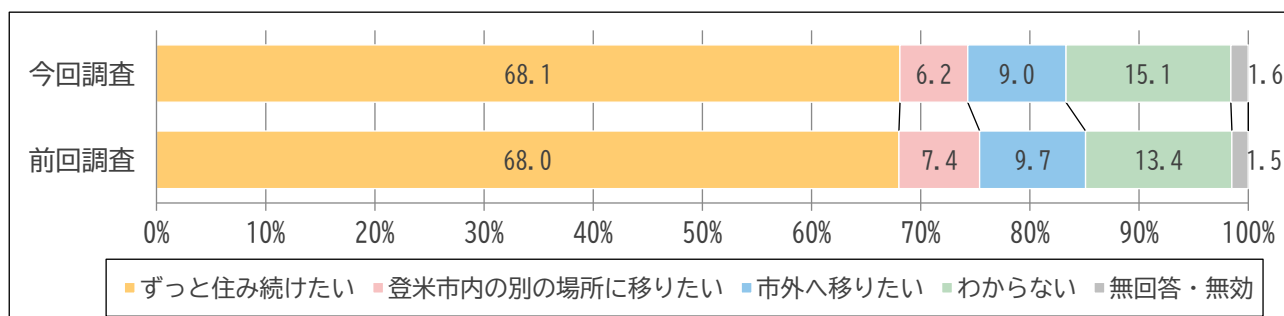
令和元年度に実施した前回の調査と比較すると、「暮らしやすい」「まあまあ暮らしやすい」と感じている方の割合は、2.2ポイント増加しました。



今後の定住意向

今後も現在住んでいる場所に住み続けたいかについて、「ずっと住み続けたい」「市内の別の場所に移りたい」と回答した方を合わせると74.3%（1,440人）を占めており、一方で市外へ移りたいと回答した方は9.0%（174人）となりました。

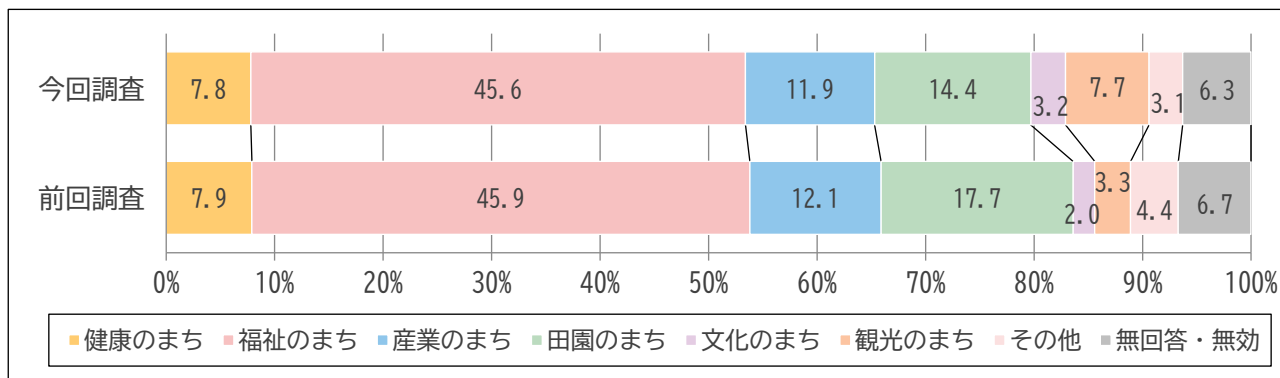
前回の調査と比較すると、「市内の別の場所に移りたい」と回答した方の割合は1.2ポイント、「市外へ移りたい」と回答した方の割合は0.7ポイントそれぞれ減少し、「わからない」と回答した方の割合が1.7ポイント増加しました。



登米市の将来イメージ

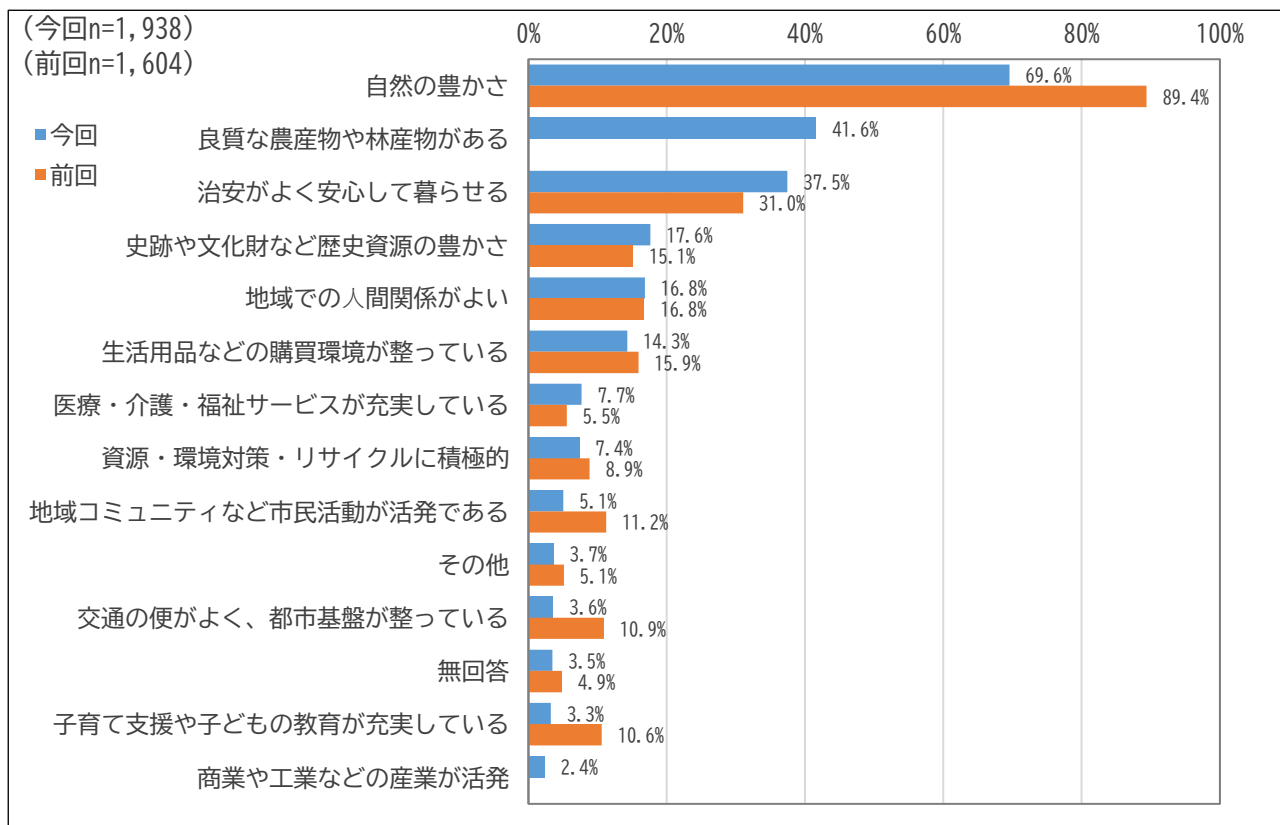
登米市の将来イメージは、「福祉のまち」をあげる方が最も多く45.6%（881人）、次いで「田園のまち」をあげる方が14.4%（280人）、「産業のまち」をあげる方が11.9%（230人）と続いており、この結果は前回調査と同じ順位となっています。

前回の調査と比べると、「観光のまち」をあげる方が4.4ポイント、「文化のまち」をあげる方が1.2ポイント増加しており、「田園のまち」をあげる方が3.3ポイント減少しました。



登米市の強み

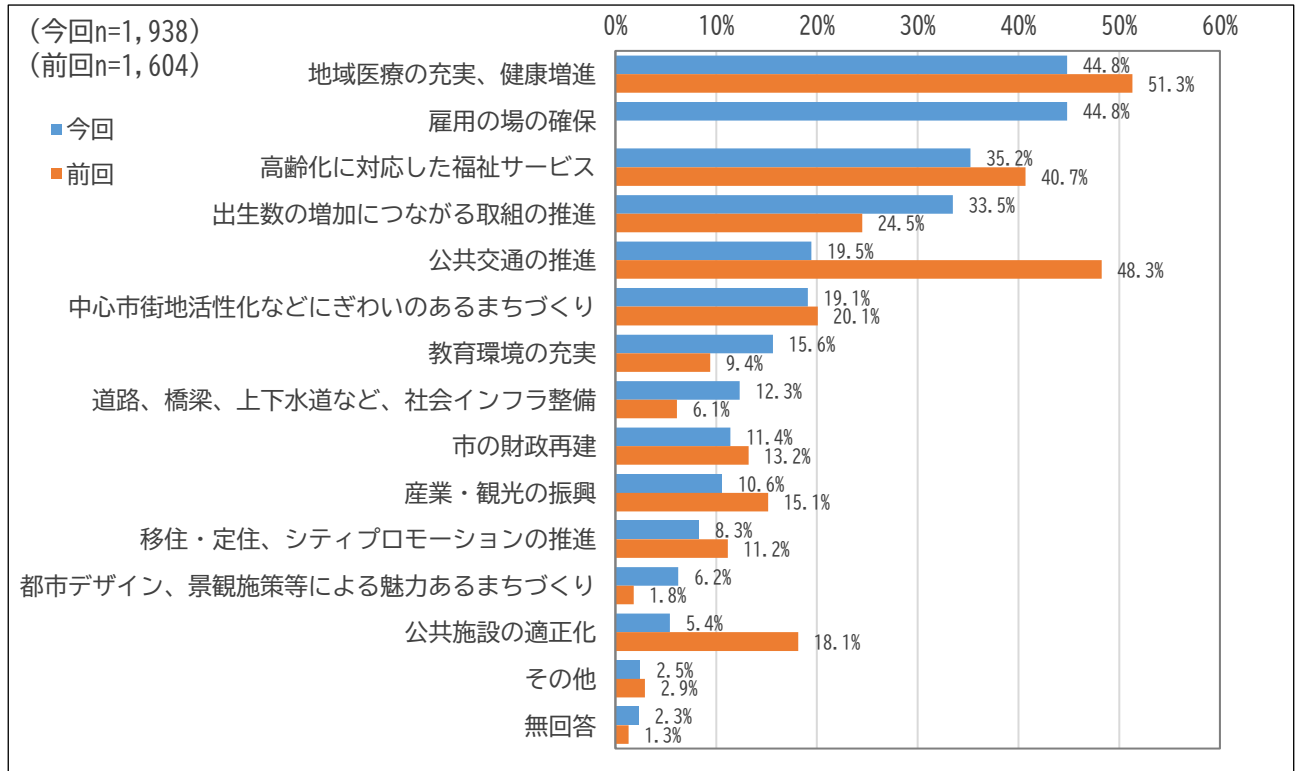
登米市の強みは、「自然の豊かさ」をあげる方が最も多く69.6%（1,348人）、次いで「良質な農産物や林産物がある」が41.6%（807人）、「治安が良く安心して暮らせる」が37.5%（726人）と続いています。



※前回調査のグラフが表示されていない選択肢は、今回調査で新設したものの。

今後のまちづくりにおける課題

今後のまちづくりにおける課題は、「雇用の場の確保」と「地域医療の充実、健康増進」が最も多く44.8%（869人）、次いで「高齢化に対応した福祉サービス」が35.2%（683人）と続いています。



※前回調査のグラフが表示されていない選択肢は、今回調査で新設したものの。

生活環境の満足度・重要度

満足度は、「健康づくりの推進」が2.96ポイントと最も高く、これに「上水道の整備」が2.83ポイント、「消防・防災対策の充実」が2.82ポイントと続いています。反対に、満足度が最も低かったのは「商業の振興」の2.13ポイントで、「定住促進・居住環境の整備」が2.19ポイント、「雇用対策・企業誘致の推進」が2.23ポイントと続いています。満足度が2.50ポイント以上の施策は、前回調査時の31施策から36施策に増加しました。

また、重要度は、「救急体制の充実」が3.69ポイントと最も高く、これに「地域医療の充実」が3.68ポイント、「地域包括ケア体制の充実・強化」が3.54ポイントと続いており、『安全安心な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり』の分野に係る指標が上位を占めました。反対に、重要度が最も低かったのは、「国際交流・地域間交流の推進」で2.75ポイントであり、続いて「消費生活対策等の充実」と「個性的で魅力的なまちづくりの推進」の2.82ポイント、「市政への市民参加の推進」の2.83ポイントとなりました。

市民意識として、満足度と重要度に最も乖離が見られたのは、満足度2.24ポイント、重要度3.68ポイントの「地域医療の充実」、次いで満足度2.51ポイント、重要度3.69ポイントの「救急体制の充実」となりました。

下の計算式によって、生活環境指標ごとに回答を点数化(加重平均)する。その結果、点数が2.50ポイントより高ければ高いほど満足(重要)、一方、2.50ポイントより低ければ低いほど、不満(重要ではない)という意見が多いと分析・整理される。

$$\text{点数} = \frac{\text{「満足(重要)」(票数)} \times 4 \text{点} + \text{「ある程度満足(やや重要)」(票数)} \times 3 \text{点} + \text{「あまり満足(重要)でない」(票数)} \times 2 \text{点} + \text{「満足(重要)でない」(票数)} \times 1 \text{点}}{\text{「満足(重要) ~ 満足(重要)でない」回答総数(票数)} \text{ ※無回答、無効を除く}}$$

(2) 「登米市の未来をつくる」第三次登米市総合計画策定に向けた 市民ワークショップにおける意見

第三次登米市総合計画に市民の思いを織り込んでいくため、市内に在住する方または通勤、通学する方を対象として市民ワークショップを実施しました。

令和6年11月に3日間、3会場で開催し、24人の方に参加いただきました。

参加者と職員を合わせて4～6人ずつの班に分かれ、付箋を使って登米市の現状を踏まえ意見を出し合い、「どんなまちにしていきたいか」について話し合いました。

	どんなまちにしていきたいか	共感が多かったこと
11/27 1班	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代の住みやすいまち ●空き家をうまく活用し、空き家のないまち ●登米市に戻ってくる魅力のあるまち 	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用がたくさんあり、登米市で働き続けられるようにする必要がある ●こども向け施設、小中学校のバス送迎を充実する必要がある ●空き家や空き施設を有効活用していく必要がある
11/27 2班	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然を守るだけでなく、活かして人を呼び込む ●空き施設（旧校舎）などを活用して人が集まる場所とする ●人が集まるような公民館の運用をしていく 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然が豊か ●昔からの原風景が残っている ●人口減少は確実、普通の対応をしては光はない
11/28 1班	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な働き方ができる企業を誘致する（優良・有名だけでなくクリエイティブ系、テレワーク系の企業） ●市民の声を実現（カタチに）できるまち ●自然や観光施設を活かして、さらに人を呼び込めるまち 	<ul style="list-style-type: none"> ●10年後の主役であるこどもたちにもまちづくりを考える授業があると良い ●インフラ（道路、街灯、公共トイレ、公共交通など）の整備不足 ●登米市の自然は美しい（桜、ラムサール条約登録湿地など）
11/28 2班	<ul style="list-style-type: none"> ●女性もこどもも登米市が好きで帰りたくなるまち ●イベントや企画を通じて交流が生まれるまち ●高齢者にとっても福祉が充実して住みたいまち 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市部より平和 ●空き家、空き施設、空き店舗を活用して若者・女性が起業しやすく、雇用が生まれるようにしていく必要がある
11/30 1班	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が市の歴史・観光資源を知る ●観光地をめぐりやすいまち ●災害に強いまち 	<ul style="list-style-type: none"> ●登米市の産業が十分に発展するまち（生産物のブランド化など） ●若い世代が安心して子育てができるまち ●市民一人一人を大切にすまち
11/30 2班	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が安心して過ごせることが大事 ●自助・共助・公助の確立が大事 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に動けない人への対応が必要、普段からのケアが重要 ●市と市民の意見交換をしっかりとしていく必要がある

2

総合計画審議会及び 策定の過程

登米市総合計画審議会委員

(任期：令和6年8月26日～令和8年8月25日)

	委員区分	職名	所属団体名	氏名	備考
1	識見者	会長	公立大学法人 宮城大学	徳永 幸之	
2	識見者	副会長	登米市子ども・子育て会議	片岡 大助	
3	識見者	委員	登米市景観形成会議	武藏 寛亨	
4	識見者	委員	登米市都市計画審議会	青柳 善信	
5	識見者	委員	登米市男女共同参画審議会	須藤 明美	
6	関係行政機関	委員	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所	嘉藤 俊雄	～R7.4.23
				佐藤 芳明	R7.4.24～
7	公共的団体	委員	登米市中学校長会	森 美紀子	～R7.4.23
				千葉 和幸	R7.4.24～
8	公共的団体	委員	特定非営利活動法人 登米市体育協会	関 壮一	
9	公共的団体	委員	登米市文化協会	佐藤 文則	
10	公共的団体	委員	一般社団法人 登米市医師会	高橋 雄大	
11	公共的団体	委員	社会福祉法人 登米市社会福祉協議会	穴戸 敬吾	
12	公共的団体	委員	登米市民生委員児童委員協議会	佐々木 啓	～R7.12.17
				沼倉 卓郎	R7.12.18～
13	公共的団体	委員	登米市食生活改善推進員協議会	千葉みどり	
14	公共的団体	委員	一般社団法人 登米市観光物産協会	斉藤 恵一	
15	公共的団体	委員	登米地域商工会連絡協議会	熊谷 毅	
16	公共的団体	委員	宮城北部流域森林・林業活性化センター登米支部	加藤 惣吉	
17	公共的団体	委員	みやぎ登米農業協同組合	伊藤 良晴	
18	公共的団体	委員	登米市環境市民会議	佐藤 博	
19	公共的団体	委員	登米市コミュニティ推進連絡協議会	伊藤 博	～R7.8.20
				河内 安雄	R7.8.21～
20	公共的団体	委員	一般社団法人 とめ青年会議所	猪股圭太郎	

諮問・答申書

登まち第27号
令和6年4月23日

登米市総合計画審議会
会長 徳永幸之様

登米市長 熊谷盛廣



第三次登米市総合計画の策定について（諮問）

第三次登米市総合計画の策定に関する事項について、登米市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和7年11月20日

登米市長 熊谷康信様

登米市総合計画審議会
会長 徳永幸之



第三次登米市総合計画の策定について（答申）

令和6年4月23日付登まち第27号で諮問のありました第三次登米市総合計画の策定について、別添のとおり答申します。



総合計画審議会での審議の様子



熊谷市長（写真右）に答申書を渡す徳永会長（写真左）

第三次登米市総合計画の策定経過

年月日	会議名等	場 所	対 象	内 容
R5. 10. 10	政策会議	登米市役所 迫庁舎	市長、副市長、 部長級職員	第三次登米市総合計画策定方針（案）
R5. 11. 29	第1回登米市総合計画 策定委員会	登米市役所 迫庁舎	副市長、部長・ 次長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画策定方針について ・第三次登米市総合計画の骨子（素案）について ・登米市総合計画策定委員会設置要綱について ・第三次登米市総合計画策定スケジュールについて
R5. 12. 25	第1回登米市総合計画 策定連絡調整会議	迫公民館	次長・課長級 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画策定方針について ・第三次登米市総合計画の骨子（素案）について ・登米市総合計画策定委員会設置要綱について ・第三次登米市総合計画策定スケジュールについて
R6. 1. 15～ R6. 2. 2	まちづくり市民意向調査		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民5,000人を住民基本台帳より無作為抽出 ・郵送による配布、郵送又はWEBによる回答 ・回答率は38.8%で前回より6.7ポイント増加
R6. 3. 12	市議会 総務企画常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画策定方針について
R6. 3. 22	第2回登米市総合計画 策定連絡調整会議	迫公民館	次長・課長級 職員	・第三次登米市総合計画の骨子（連絡調整会議案）について
R6. 3. 26	市議会 全員協議会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画策定方針について
R6. 4. 23	令和6年度第1回 登米市総合計画審議会	迫公民館	審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・第三次登米市総合計画策定方針について
R6. 5. 9	第2回登米市総合計画 策定委員会	迫公民館	副市長、部長・ 次長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画基本構想検討の考え方と骨子案について ・第二次登米市総合計画の検証について ・市民意向調査結果（速報）の報告について

年月日	会議名等	場 所	対 象	内 容
R6.5.23	第1回登米市総合計画策定ワーキンググループ合同会議	迫公民館	課長補佐級以下職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画策定方針について ・第三次登米市総合計画基本構想検討の考え方と骨子案について ・市民意向調査結果（速報）の報告について ・ワーキンググループ部会の進め方（案）について ・第三次登米市総合計画策定スケジュールについて
R6.6.13	令和6年度第2回登米市総合計画審議会	消防防災センター	審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意向調査結果（速報）の報告について ・第三次登米市総合計画基本構想検討の考え方と骨子案について
R6.6.26	第2回登米市総合計画策定ワーキンググループ（やすらぐまち部会、にぎわうまち部会、つながるまち部会）	消防防災センター	課長補佐級以下職員	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長、副部会長の選任について ・ワーキンググループ部会の進め方について ・第三次登米市総合計画基本計画等の検討について
R6.7.4 ～ R6.7.14	中高生アンケート		中学生及び高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・市立中学校（10校）、市内県立高校（3校）及び飛鳥未来きずな高校登米本校に在籍する生徒全員並びに迫桜高校の生徒のうち市内出身者を対象に実施 ・上記の対象者へ学校を通じて回答を依頼 ・WEBによる回答で回答率は51.6%
R6.7.5	市議会総務企画常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画基本構想の考え方と骨子案について ・市民意向調査結果（速報）の報告について
R6.7.24	第3回登米市総合計画策定ワーキンググループ（やすらぐまち部会、にぎわうまち部会、つながるまち部会）	登米市役所 南方庁舎	課長補佐級以下職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画基本計画（素々案）の協議について
R6.7.26	登米市総合計画策定連絡調整会議第1回部門会議（やすらぐまち部門、にぎわうまち部門、つながるまち部門）	消防防災センター	次長・課長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ・副部門長の選任について ・第三次登米市総合計画基本構想たたき台について ・第三次登米市総合計画基本計画（素々案）の検討状況について

年月日	会議名等	場 所	対 象	内 容
R6.8.1	第3回登米市総合計画策定連絡調整会議	消防防災センター	次長・課長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画基本構想（素々案）について ・第二次登米市総合計画の検証について ・市民意向調査結果及び満足度分析結果について
R6.8.7	第3回登米市総合計画策定委員会	登米市役所 迫庁舎	副市長、部長・次長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画基本構想（素々案）について ・第二次登米市総合計画の検証について ・市民意向調査結果及び満足度分析結果について
R6.8.26	令和6年度第3回登米市総合計画審議会	登米市役所 迫庁舎	審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次登米市総合計画の検証について ・市民意向調査結果及び満足度分析結果について ・第三次登米市総合計画基本構想（素々案）について
R6.9.6	第4回登米市総合計画策定ワーキンググループ（やすらぐまち部会、にぎわうまち部会、つながるまち部会）	登米市役所 迫庁舎	課長補佐級以下職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画基本計画（素案）の協議について
R6.9.19	市議会 総務企画常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画基本構想（素々案）について ・第二次登米市総合計画の検証について ・市民意向調査結果及び満足度分析結果について
R6.10.16 R6.10.17	登米市総合計画策定連絡調整会議第2回部門会議（やすらぐまち部門、にぎわうまち部門、つながるまち部門）	登米市役所 中田庁舎、登米市役所 南方庁舎	次長・課長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次登米市総合計画基本計画（素案）について

年月日	会議名等	場 所	対 象	内 容
R6.10.31	第5回登米市総合計画策定ワーキンググループ (やすらぐまち部会、 にぎわうまち部会、 つながるまち部会)	登米市役所 迫庁舎	課長補佐級 以下職員	・第三次登米市総合計画基本計画(素案)の協議について
R6.11.8 R6.11.13 R6.11.15	登米市総合計画策定連絡調整会議第3回部門会議 (やすらぐまち部門、 にぎわうまち部門、 つながるまち部門)	登米市役所 中田庁舎、 消防防災センター	次長・課長級職員	・第三次登米市総合計画基本計画(素案)について
R6.11.21	登米市総合計画策定連絡調整会議 部門長・副部門長会議	登米市役所 迫庁舎	部門長・副部門長(次長・課長級職員)	・第三次登米市総合計画基本計画の全体調整について
R6.11.27 R6.11.28 R6.11.30	「登米市の未来をつくる」 第三次総合計画策定に向けた市民ワークショップ	登米総合支所、 米山農村環境改善センター、 迫公民館	市民	・「どんなまちにしていきたいか」をテーマにグループワーク
R6.12.24	第4回登米市総合計画策定委員会	迫公民館	副市長、部長・次長級職員	・第三次登米市総合計画基本計画(素案)について
R7.1.14 ～ R7.1.24	「10年後の登米のまち」 絵画コンクール		小学生 中学生	・市内の小中学生が対象 ・合計253点の応募 ・小学校低学年の部(1～3年)、 小学校高学年の部(4～6年)、 中学校の部の3部門ごとに審査し、 8名が入賞
R7.1.22	令和6年度第4回登米市総合計画審議会	消防防災センター	審議会	・第三次登米市総合計画基本計画(素案)について
R7.2.13	第4回登米市総合計画策定連絡調整会議	迫公民館	次長・課長級職員	・第三次登米市総合計画(素案)について

年月日	会議名等	場 所	対 象	内 容
R7.3.14	第5回登米市総合計画 策定委員会	迫公民館	副市長、部長・ 次長級職員	・第三次登米市総合計画（素案）について
R7.3.18	令和6年度第5回 登米市総合計画審議会	迫公民館	審議会	・第三次登米市総合計画（素案）について ①目標人口について ②基本政策タイトル（案）について ③最重要プロジェクトについて その他：絵画コンクール審査
R7.3.19	市議会 総務企画常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（素案）について
R7.3.25	市議会 全員協議会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（素案）について
R7.4.6	登米市市制施行20周年 記念式典	登米祝祭 劇場		・「10年後の登米市のまち」絵画コンクール 入賞者8名を表彰
R7.4.18	第6回登米市総合計画 策定委員会	迫公民館	副市長、部長・ 次長級職員	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.4.24	令和7年度第1回 登米市総合計画審議会	消防防災 センター	審議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.5.29	市議会 総務企画常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.7.29	市議会 全員協議会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.8.1 ～ R7.9.4	市民意見公募手続 （パブリックコメント）	各公民館・ ふれあい センター、 各総合支所、 まちづくり 推進課 ホームページ	市民	・第三次登米市総合計画（案）に対する市民 意見公募手続き ・24名から62件の意見

年月日	会議名等	場 所	対 象	内 容
R7.8.21	令和7年度第2回 登米市総合計画審議会	迫公民館	審議会	・第二次登米市総合計画の成果検証
R7.9.2	市議会 産業建設常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.9.3	市議会 総務企画常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.9.4	市議会 教育民生常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.9.17	市議会 総務企画常任委員会、 教育民生常任委員会、 産業建設常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.10.10	市議会 総務企画常任委員会、 教育民生常任委員会、 産業建設常任委員会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.10.27	第7回登米市総合計画 策定委員会	登米市役所 迫庁舎	部長・次長級 職員	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.11.7	市議会 全員協議会	登米市役所 迫庁舎	市議会	・第三次登米市総合計画（案）について
R7.11.20	令和7年度第3回 登米市総合計画審議会	消防防災 センター	審議会	・第三次登米市総合計画（案）について ・答申
R7.11.26	政策会議	登米市役所 迫庁舎	市長、 部長級職員	・第三次登米市総合計画基本構想及び 基本計画の策定について
R7.12.2	市議会 令和7年第2回定例会 12月定期議会	登米市役所 迫庁舎	市議会	議案提出 「議案第97号 第三次登米市総合計画 基本構想及び基本計画の策定について」
R7.12.10	市議会 令和7年第2回定例会 12月定期議会	登米市役所 迫庁舎	市議会	原案可決 「議案第97号 第三次登米市総合計画 基本構想及び基本計画の策定について」

第三次登米市総合計画とSDGsにおける17ゴールの関係

基本政策	政策の分野	個別政策
やすらぐまち	防災・安全	防災・減災対策の推進
		防犯・交通安全対策の推進
	健康・医療	健康づくりの推進
		地域医療の確保と救急体制の充実
	福祉・生活	福祉の充実と権利擁護の推進
		生活支援の充実
	社会インフラ・環境	社会基盤の充実
		環境保全とゼロカーボンシティ・循環型社会形成の推進
にぎわうまち	産業	農林業の振興
		商工業の振興
		観光物産の振興
		起業支援・企業誘致の推進と雇用の創出
	移住定住	移住定住の推進と居住環境の確保
	生涯学習・スポーツ	生涯学習の推進
スポーツ活動の推進		
つながるまち	こども	子育て支援の充実
		学校教育の充実
	市民協働・男女共同参画	市民協働・男女共同参画社会の推進
	文化・交流	文化財の保護と文化・芸術活動の推進
		国際交流・地域間交流の推進
	行財政運営	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
効率的な行財政運営の推進		

1 貧困をなくす	2 健康と福祉	3 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成する	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがい、経済成長を	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくって減らす循环经济	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を	17 パートナーシップで目標を達成しよう
										○		○				
		○													○	
		○														
		○														
	○		○		○				○	○						○
	○		○						○	○						
		○			○					○						
						○	○			○	○	○		○		
	○	○					○						○	○		
							○									
							○				○					
		○								○						
			○							○						
			○	○												
			○	○											○	
	○		○												○	
			○	○				○		○					○	○
			○	○						○						
			○	○						○						
			○	○			○	○	○	○	○	○		○		
										○						○

第三次登米市総合計画

令和7年12月策定

発行／登米市

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

TEL：0220-22-2111（代表） FAX：0220-22-9164

<https://www.city.tome.miyagi.jp/index.html>

宮城県
登米市

